

令和2年度

①

大 阪 府 グ リ ー ン 調 達 方 針

令和 2 (2020) 年 4 月

大 阪 府

目 次

1	意義・目的	1
2	対象とする範囲	1
3	基本的考え方	2
4	取組む物品等及び環境配慮契約の推進	3
	(1) 取組みを推進する物品等	3
	(2) その他の物品等	4
	(3) 環境配慮契約の推進（入札等に付する契約のみ該当）	4
5	物品等の選択方法等	5
6	その他	7
	(1) 調達目標等の設定		
	(2) 推進体制		
	(3) 実績の公表		
	(4) 調達の推奨		
	(5) 調達時の留意点		

別記	(調達に当たっての判断基準及び配慮事項)	8
1	紙類	9
	コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、 色上質紙、端末用用紙、白表紙、文書保存箱、印刷用紙、更紙、 トイレットペーパー、ティッシュペーパー		
2	納入印刷物	16
3	文具類	22
4	オフィス家具等	30
	いす、机、棚、収納用什器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、 掲示板、黒板、ホワイトボード		
5	画像機器等	32
	コピー機等、プリンタ等、ファクシミリ、スキャナ、プロジェクタ、 カートリッジ等		
6	電子計算機等	53
	電子計算機、磁器ディスク装置、ディスプレイ、記録用メディア		
7	オフィス機器等	65
	シュレッダー、デジタル印刷機、掛時計、電子式卓上計算機、電池		
8	移動電話等	70
9	家電製品	72
	電気冷蔵庫等、テレビジョン受信機、電気便座、電子レンジ		
10	エアコンディショナー等	79
	エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ		

11 溫水器等	84
電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器		
12 照明	90
照明器具、ランプ		
13 自動車等	94
自動車、タイヤ、エンジン油、自動車用燃料		
14 消火器	102
15 制服・作業服	103
制服、作業服、帽子、靴		
16 インテリア・寝装寝具	105
カーテン等、カーペット、毛布等、ベッド		
17 作業手袋	112
18 その他繊維製品	113
テント・シート類、防球ネット、旗・のぼり・幕類、モップ		
19 設備	117
太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池、 エネルギー管理システム、生ゴミ処理機節水機器、日射調整フィルム		
20 災害備蓄用品	122
飲料水、食料、毛布、作業手袋、テント、ブルーシート、一次電池、 非常用携帯燃料、携帯発電機、非常用携帯電源		
21 公共工事	129
22 役務	154
省エネルギー診断、食堂、自動車専用タイヤ更生、自動車整備、庁舎管理等、 輸配送、旅客輸送、照明機能提供業務、小売業務、クリーニング、 自動販売機設置、産業廃棄物処理、引越輸送、会議運営、印刷機能等提供業務		
23 ごみ袋等	186
プラスチック製ごみ袋		
<hr/>		
大阪府自動車の調達に係る契約方針	187

1 意義・目的

地球温暖化問題や廃棄物問題など今日の環境問題の根源である大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした経済社会システムを変革していくため、大きな消費者である大阪府を含む公的機関において環境に対する負荷のできるだけ少ない物品等を優先的に購入するグリーン購入に取組み、これらの物品等の市場を形成し、また、物品等の開発を促進させ、その波及効果により、事業者や府民への普及を促進することが重要である。

さらに、あらゆる分野において温室効果ガス等環境への負荷の原因となる物質の排出の削減を図るためにには、特に、契約の段階において、環境負荷の低減に配慮することにより、温室効果ガス等の排出の削減を図ることが重要である。

大阪府では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」〔通称「グリーン購入法」〕（平成12年法律第100号）第10条第1項及び「大阪府循環型社会形成推進条例」（平成15年条例第6号）第13条第2項の規定に基づき、環境物品等及び認定リサイクル製品その他の再生品の調達の推進を図るための方針としてこの方針を定め、府内におけるグリーン購入やリサイクル製品の調達の一層の推進を図るものとする。

また、当方針は「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」〔通称「環境配慮契約法」〕（平成19年法律第56号）第11条第1項の規定に基づく、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図るための大阪府の方針としても位置づけることとし、府内における環境配慮契約の推進を図るものとする。

2 対象とする範囲

本方針の対象とする範囲は、大阪府の全ての機関が行う原材料、部品、製品などの物品や役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

なお、環境配慮契約については、電気の供給を受ける契約及び自動車の調達に係る契約のうち、入札等に付する契約について実施するものとする。

※ 物品等の調達には、次のものを含む。

- ① 売買契約に基づく物品等の購入
- ② 賃貸借契約（リース契約・レンタル契約）に基づく物品等の借り入れ
- ③ 複写サービス契約等によるサービスの提供に関連する物品等の継続的使用
(例：複写サービス契約によるコピー機の使用、業務委託契約等による遅送用自動車やスクールバスの使用)

※ 委託契約の締結にあたっても、大阪府グリーン調達方針の判断基準を満たす物品等の使用を仕様書上で明記する。

【仕様書記載例】

業務に伴う物品購入や印刷物等は、大阪府グリーン調達方針に適合するものであること。

※ 自動車の環境配慮契約については、売買契約に基づく購入の際に実施するものとする。

3 基本的考え方

われわれの経済活動においては、地球の貴重な財産である資源やエネルギーを消費していることを認識し、物品等の調達に当たっては、次の基本原則に基づき、性能、機能、品質、価格に加え、環境に対する負荷を考慮して、調達の目的に支障がない範囲で、環境負荷の低減に資する物品等（以下「環境物品等」という。）の調達に努める。

また、海洋プラスチック問題の解決に向けて、物品等の調達の際には、プラスチックごみの削減に大阪府が率先して取組む。

なお、この方針に基づく環境物品等の調達の推進を理由として、物品等の調達量の増加や買い替えをもたらすことのないよう配慮するとともに、環境配慮契約の締結の際には、中小事業者が不利にならないようする等、公正な競争の確保に留意する。

環境物品等に関する情報については、第三者機関が認証する「環境ラベル」（エコマーク、グリーンマーク、間伐材マーク、省エネルギー・ラベル、国際エネルギー・スターロゴ等）等を目安とするとともに、温室効果ガス削減のための新たな取組であるカーボン・オフセットラベル、カーボンフットプリントマークを参考とするなど、製造者や販売者から提供される情報を参考とする。

【基本原則】

- (1) 物品の製造や廃棄の段階では環境への負荷が大きいことを踏まえ、調達に当たっては、修理等により長期間使用できるものを優先する。
- (2) 物品等の調達に当たっては、製造、使用、廃棄までのライフサイクルにおける環境への負荷の小さいものとする。
 - ① 製造段階
 - 環境や健康に有害な材料を使用していないこと
 - 環境や健康に有害な物質を排出しないこと
 - 再生材料を使用していること
 - 可能な限り資源の使用を最小限にすること
 - 間伐材や使用済部品など資源を有効利用していること
 - 再生しやすい材料や部品、設計となっていること
 - ② 使用段階
 - 環境や健康に有害な物質を排出しないこと
 - 資源やエネルギーの消費が少ないとこと
 - 修繕や部品等の交換・詰め替えができること
 - 梱包や包装が簡易であり、特にプラスチックごみの発生を抑制すること
 - ③ 廃棄段階
 - リサイクルしやすい素材を使用していること
 - 素材ごとに分別しやすい設計であること
 - 回収・リサイクルシステムが整備されていること
 - 廃棄するときに環境や健康に有害な物質を排出しないこと
- (3) 物品等の輸配送の段階では、環境負荷の低減に配慮する。

4 取組む物品等及び環境に配慮した契約の推進

(1) 取組みを推進する物品等

下表に示す23分野について、別記の「判断基準」に適合した物品の調達を推進することとし、下表の数値目標の達成に向けて調達を行う。

なお、本方針改定前に調達に着手している場合は、改定前の方針の判断基準を適用するものとする。

また、調達に当たっては、大阪府認定リサイクル製品（なにわエコ良品・なにわエコ良品ネクスト）その他のリサイクル製品の調達に留意するものとし、物品等の輸配送時には、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」第40条の15及び第40条の16の規定を遵守し、知事が定める「大阪府グリーン配送実施要綱」等の条件に留意するものとする。

※「大阪府認定リサイクル製品」のホームページ

⇒ <http://www.pref.osaka.lg.jp/shigenjunkan/recycle-products/>

※「大阪府グリーン配送」のホームページ

⇒ http://www.pref.osaka.lg.jp/kotsukankyo/higasuu/green_index.html

分野	数値目標	判断基準等
1 紙類	100% (A4換算枚数)	
2 納入印刷物	100% (A4換算枚数)	
3 文具類	100% (金額)	
4 オフィス家具等	100% (台数)	
5 画像機器等	100% (台数) 【コピー機等、プリンタ等、ファクシミリ、スキャナ、プロジェクタ】 100% (個数) 【カートリッジ等】	
6 電子計算機等	100% (台数) 【電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイ】 100% (個数) 【記録用メディア】	
7 オフィス機器等	100% (台数) 【シュレッダー、デジタル印刷機】 100% (個数) 【掛時計、電子式卓上計算機、電池】	
8 移動電話等	100% (台数)	
9 家電製品	100% (台数)	
10 エアコンディショナー等	100% (台数)	
11 温水器等	100% (台数)	
12 照明	100% (金額)	
13 自動車等	100% (台数) 【自動車】 100% (本数) 【タイヤ】 100% (数量) 【エンジンオイル】	別記記載のとおり
14 消火器	100% (本数)	
15 制服・作業服	100% (金額)	
16 インテリア・寝装寝具	100% (金額)	
17 作業手袋	100% (金額)	
18 その他繊維製品	100% (金額)	
19 設備	100% (数量)	
20 災害備蓄用品	100% (金額)	
21 公共工事	別記記載のとおり	
22 役務	100% (台数) 【自動販売機設置】 100% (件数) 【上記以外】	
23 ごみ袋等	100% (金額)	

(2) その他の物品等

別記に掲げた物品等以外のその他の物品等の調達に当たっては、「3 基本的考え方」の【基本原則】の考え方方に則り調達に努める。

なお、調達に当たっては、大阪府認定リサイクル製品（なにわエコ良品）その他のリサイクル製品の調達に留意するものとし、物品等の輸配送時には、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」第40条の15及び第40条の16の規定を遵守し、知事が定める「大阪府グリーン配送実施要綱」等の条件に留意するものとする。

(3) 環境配慮契約の推進（入札等に付する契約のみ該当）

① 電気の供給を受ける契約

電力の調達に係る競争入札は、「大阪府電力の調達に係る環境配慮方針」に基づいて実施する。

※ 「大阪府電力の調達に係る環境配慮方針」のホームページ
(「大阪府グリーン調達方針」のページの中ほどにあります)

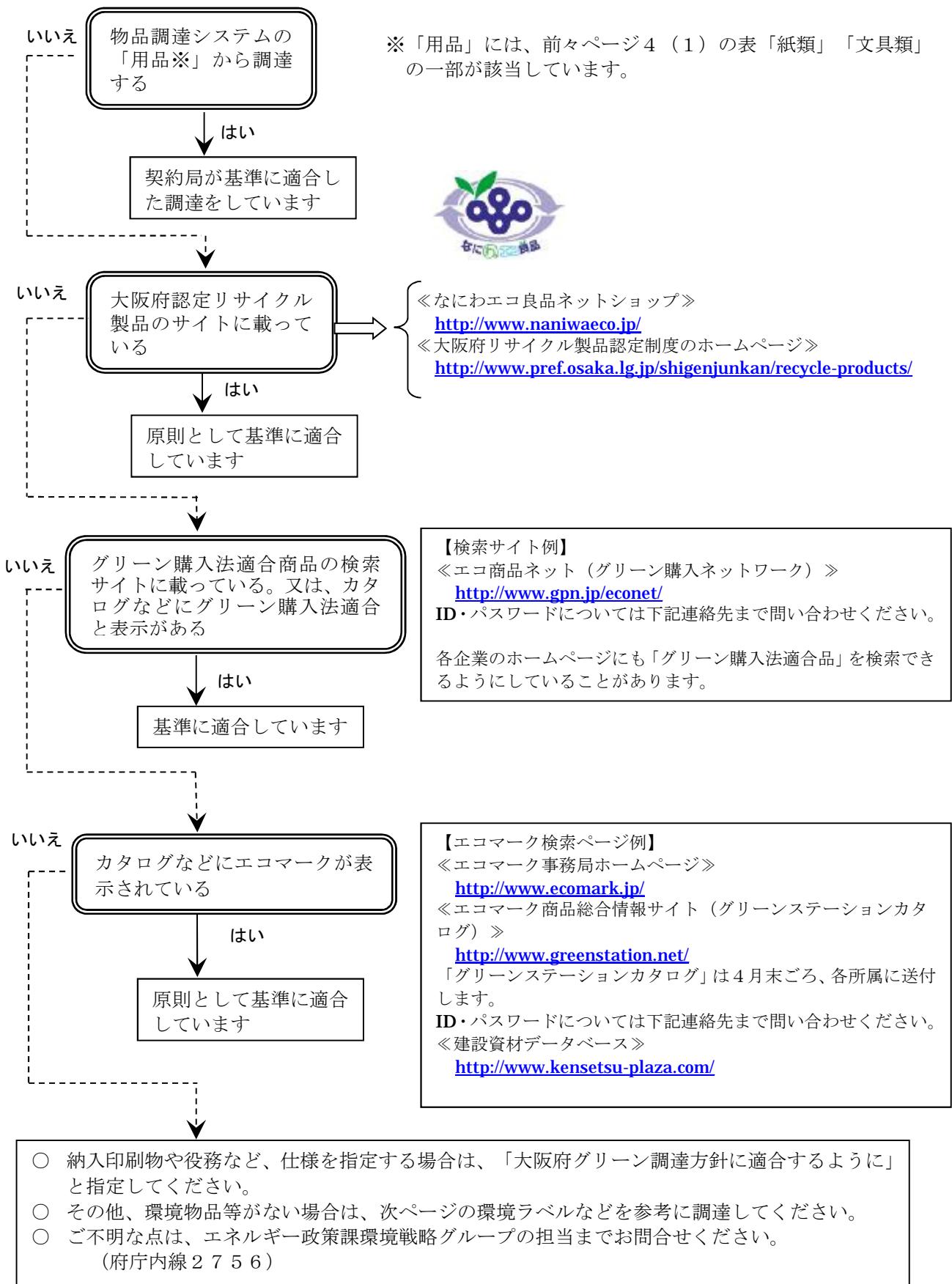
⇒ <http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenchotatsu.html>

② 自動車の購入に係る契約

自動車の調達に係る競争入札は、「大阪府自動車の調達に係る契約方針」に基づいて実施する。

※ 「大阪府自動車の調達に係る契約方針」は、本調達方針の最終ページに掲載しています。

5 物品等の選択方法等



環境物品等の調達の参考となる環境ラベル等一覧表

制度の名称	マークの図柄	制度の運営主体	マークがつけられている商品の分野等
大阪府リサイクル製品認定マーク		大阪府	様々な分野の製品
エコマーク		公益財団法人日本環境協会	様々な分野の製品
グリーンマーク		公益財団法人古紙再生促進センター	紙製品等 (トイレットペーパー、コピー用紙、学習帳等)
PETボトルリサイクル推奨マーク		PETボトル協議会	PETボトルリサイクル製品 (衣類、インテリア・寝装寝具、家庭用品・園芸用品、文房具・事務用品、包装容器・材料、土木・建築資材等)
間伐材マーク		全国森林組合連合会	間伐材製品 (オフィス家具、資材等)
グリーンプリントイング認定制度		日本印刷産業連合会	印刷物
国際エネルギーestar		経済産業省	コンピュータ、ディスプレイ、プリンター、ファクシミリ、複写機、デジタル印刷機、コンピュータサーバ
省エネルギーラベル		経済産業省	エアコン、ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、蛍光灯器具、電球型蛍光ランプ、電球型 LED ランプ、電気便座、ジャー炊飯器、電子レンジ、エコキュート、VTR、DVD レコーダー、ガストーブ、石油ストーブ、ガスこんろ、ガスオープン、ガス温水機器、石油温水機器 等
カーボン・オフセットトラベル		環境省	様々な分野の製品 (オフィス家具等)

各企業等のホームページやカタログ等で、これらのマークが付されている商品を検索することができます。

« お知らせ »

「大阪府グリーン調達方針」のページからは、前述で紹介したホームページを含めて、グリーン調達のために役立つ様々なホームページへリンクしています。

<「大阪府グリーン調達方針」のページ>

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenchotatsu.html>

6 その他

(1) 調達目標等の設定

本方針の調達目標等については、毎年度実績等を踏まえ、必要に応じて見直す。

(2) 推進体制

本方針の推進に関する体制は、府内の環境マネジメントシステムの体制などを活用することとし、府内環境総括責任者は各部局において本方針を徹底し、所属長は各所属において職員への情報提供等により本方針の確実な運用を図るものとする。

(3) 実績の公表等

数値目標を定めた物品等については、調達の実績を毎年度集計し、その概要をとりまとめ、ホームページ等により公表する。

また、環境に配慮した契約の締結実績についても、その概要をホームページ等により公表する。

(4) 調達の推奨

特に調達を推進する必要があると認めた製品については、具体的な品目の情報を提供し、調達を推奨するものとする。

(5) 調達時の留意点

必要とされる機能や性能等を有する物品で、本方針の「判断基準」を満たす物品が市場にない場合等、「判断基準」を満たす物品の調達が困難と思われる場合や環境に配慮した契約の推進が困難な場合には、エネルギー政策課（内線 2756）まで問い合わせること。

【附 則】

本調達方針は、平成13年5月8日から施行する。

本調達方針は、平成14年5月15日から施行する。

本調達方針は、平成15年4月1日から施行する。

本調達方針は、平成16年5月17日から施行する。

ただし、平成16年度における数値目標の達成の判定は、平成16年度に新たに追加された品目に限り、平成16年6月1日以後に発注したもののみを判定の対象にするものとする。

本調達方針は、平成17年4月1日から施行する。

本調達方針は、平成18年4月1日から施行する。

本調達方針は、平成19年4月1日から施行する。

本調達方針は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、平成20年度における数値目標の達成の判定は、平成20年度に新たに追加された品目に限り、平成20年6月1日以後に発注したもののみを判定の対象にするものとする。

本調達方針は、平成20年8月1日から施行する。

本調達方針は、平成21年4月1日から施行する。

本調達方針は、平成21年8月1日から施行する。

本調達方針は、平成22年4月1日から施行する。

本調達方針は、平成23年4月1日から施行する。

本調達方針は、平成24年4月1日から施行する。

本調達方針は、平成25年4月1日から施行する。

本調達方針は、平成26年4月1日から施行する。

本調達方針は、平成27年4月1日から施行する。

本調達方針は、平成28年4月1日から施行する。

本調達方針は、平成29年4月1日から施行する。

本調達方針は、平成30年4月1日から施行する。

本調達方針は、平成31年4月1日から施行する。

本調達方針は、令和元年7月1日から施行する。

本調達方針は、令和2年4月1日から施行する。

別記（調達に当たっての判断基準及び配慮事項）

ここで用いる用語の定義は、下記のとおりとする。

【判断基準】 本基準を満たすものが、大阪府グリーン調達方針に規定する環境物品等として、調達目標の設定の対象となる。

注) 実際の調達に当たっての客観的な指標とするため、数値等の明確性が確保できる事項について設定するものであり、これを満たすことになるとどまらず、基本原則に沿ってライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努める。

【配慮事項】 調達方針に規定する環境物品等の要件ではないが、環境物品等を調達するに当たって、さらに配慮することが望ましい事項。

注) 現時点では、一律の判断基準として定めることができないが、環境負荷の低減のために重要な事項であるので、調達を実施する場合の仕様にとりいれるように努める。

品目欄中、〔 〕が付された品目名が併記されている場合は、〔 〕内の品目名が、「物品調達システムの「用品」名であることを示す。また、品目名の前に★が付された品目は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の対象品目ではなく、大阪府独自の品目であることを示す。

1. 紙類

(1) 数値目標

令和2年度の調達総数（A4換算枚数）に占める基準を満たす物品の枚数の割合を **100%**とする。

(参考) 紙類枚数換算方法

- ・用紙(A3)×2.0
- ・用紙(A4)×1.0
- ・用紙(B4)×1.5
- ・用紙(B5)×0.75
- ・文書保存箱数×75.0
- ・白表紙(A3)×6.0
- ・白表紙(A4)×3.0
- ・フォーム用紙(15"×11")× 1.7
- ・フォーム用紙(10"×11")× 1.14
- ・トイレットペーパー 100m/1巻×54.0
- ・ティッシュペーパー 200組/1箱×51.0

(2) 判断基準等

ノーカーボン紙、裏カーボン印刷の連続用紙、伝票類用の用紙、圧着はがき、はがきは下記の品目に含まない。

【情報用紙】

品目	判断基準等
コピー用紙 〔P P C用紙〕	<p>【判断基準】</p> <p>① 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p> <p>② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③ 製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載出来ない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>② バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

(備考)

- 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。
 - 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
 - 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
- 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。
- 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量をいう。
また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。
- 「総合評価値」とは備考5に示されるYの値をいう。
「指標値」とは、備考5に示されるx₁,x₂,x₃,x₄の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考5に示されるx₅,x₆の指標項目ごとの値をいう。
「評価値」とは、備考5のy₁,y₂,y₃,y₄,y₅について示される式により算出された数値をいう。
- 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$\begin{aligned}
 Y &= (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 + y_5 \\
 y_1 &= x_1 - 20 \quad (70 \leq x_1 \leq 100) \\
 y_2 &= x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 30) \\
 y_3 &= 0.5 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 30) \\
 y_4 &= -x_5 + 75 \quad (60 \leq x_5 \leq 75, x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)
 \end{aligned}$$

$$y_5 = -2.5x_6 + 170 \quad (62 \leq x_6 \leq 68, x_6 < 62 \rightarrow x_6=62, x_6 > 68 \rightarrow x_6=68)$$

Y 及び $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6$ は次の数値を表す。

Y (総合評価値) : y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_1 : 古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2 : 森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_3 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4 : 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_5 : 坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1 : 最低保証の古紙パルプ配合率 (%)

x_2 : 森林認証材パルプ利用割合 (%)

$$x_2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_3 : 間伐材等パルプ利用割合 (%)

$$x_3 = (\text{間伐材等パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_4 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合 (%)

$$x_4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_5 : 白色度 (%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。

ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。

x_6 : 坪量 (g/m²)

坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の±5%の範囲内については許容する。

6. 調達を行う各所属は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品の調達には留意が必要である。
 7. 調達を行う各機関は、コピー用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウェブサイトに公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。
 8. 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの产出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。）に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。
 9. 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠して行うものとする。
 10. 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。
- なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。

品 目	判 断 基 準 等
フォーム用紙 (コンピュータ連続用紙)	<p>【判断基準】</p> <p>①古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から产出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
インクジェットカラープリンター用塗工紙	<p>【判断基準】</p> <p>①古紙パルプ配合率70%以上であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再</p>

	<p>生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③塗工量が両面で20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m²とする。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
★色上質紙（P P C カラー用紙）	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 古紙パルプ配合率 100%であること。ただし、配合されている古紙パルプのうち全体の30%を上限として、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプ、又は原料の原木が、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたバージンパルプに置き換えてよい。 ② 塗工されているものについては、塗工量が両面で 12g/m²以下であること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ② 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
★端末用用紙 (高速プリンタ用 上質紙)	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 古紙パルプ配合率 70%以上であること。バージンパルプが使用される場合にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

(備考)

紙の材料原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

【紙製品】

品 目	判 斷 基 準 等
★〔白表紙〕	<p>【判断基準】</p> <p>○ 古紙パルプ配合率100%であること。ただし、配合されている古紙パルプのうち全体の30%を上限として、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプ、又は原料の原木が、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたバージンパルプに置き換えてよい。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>② 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
★〔文書保存箱〕	<p>【判断基準】</p> <p>○ 古紙パルプ配合率80%以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>② 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

(備考) 紙の材料原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

【印刷用紙】

品 目	判 斷 基 準 等
塗工されていない印刷用紙	<p>【判断基準】</p> <p>①次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 塗工されていないものにあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p> <p>イ. 塗工されているものにあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p> <p>②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>④再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p>
塗工されている印刷用紙	<p>【配慮事項】</p> <p>①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>②バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

(備考)

- 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。
 - 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
 - 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
- 「間伐材等」とは間伐材又は竹をいう。
- 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び塗工量をいう。

また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。
- 「総合評価値」とは備考5に示されるY1又はY2の値をいう。

「指標値」とは、備考5に示される **x1,x2,x3,x4** の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考5に示される **x5,x6** の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考5の **y1,y2,y3,y4,y5** について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。
- 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$Y1 = (y1 + y2 + y3) + y4$$

$$Y2 = (y1 + y2 + y3) + y5$$

$$y1 = x1 - 10 \quad (60 \leq x1 \leq 100)$$

$$y2 = x2 + x3 \quad (0 \leq x2 + x3 \leq 40)$$

$$y3 = 0.5 \times x4 \quad (0 \leq x4 \leq 40)$$

$$y4 = -x5 + 75 \quad (60 \leq x5 \leq 75, x5 < 60 \rightarrow x5 = 60, x5 > 75 \rightarrow x5 = 75)$$

$$y5 = -0.5 \times x6 + 20 \quad (0 < x6 \leq 10 \rightarrow x6 = 10, 10 < x6 \leq 20 \rightarrow x6 = 20, 20 < x6 \leq 30 \rightarrow x6 = 30, x6 > 30 \rightarrow x6 = 40)$$

Y1,Y2 及び y1,y2,y3,y4,y5,x1,x2,x3,x4,x5,x6 は次の数値を表す。

Y1（塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値）：y1,y2,y3,y4 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

Y2（塗工されている印刷用紙に係る総合評価値）：y1,y2,y3,y5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y1：古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y2：森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y3：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値
y4：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値（ファンシーペーパー又は抄色紙（色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。）には適用しない。）

ファンシーペーパー又は抄色紙であって、印刷に係る判断基準（「納入印刷物」参照）に示されたAランク（紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの）の紙である場合は**5**、それ以外の紙である場合は**0**

y5：塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x1：最低保証の古紙パルプ配合率（%）

x2：森林認証材パルプ利用割合（%）

x2 = (森林認証材パルプ／バージンパルプ) × (100-x1)

x3：間伐材等パルプ利用割合（%）

x3 = (間伐材等パルプ／バージンパルプ) × (100-x1)

x4：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合（%）

x4 = (その他の持続可能性を目指したパルプ／バージンパルプ) × (100-x1)

x5：白色度（%）

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。

x6：塗工量（g/m²）

塗工量（両面への塗布量）は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。

6. 調達を行う各機関は、印刷用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウェブサイトに公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。

7. 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

8. 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠して行うものとする。

9. 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。

品 目	判 断 基 準 等
★ [更紙]	<p>【判断基準】 ○ 古紙パルプ配合率 70%以上であること。</p> <p>【配慮事項】 ① バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ② 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

(備考) 紙の材料原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

【衛生用紙】

品 目	判 断 基 準 等
トイレットペーパー 〔トイレットペーパー（シングル・芯無）ソフト〕	<p>【判断基準】 ○ 古紙パルプ配合率 100%であること。</p> <p>【配慮事項】 ○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
ティッシュペーパー	

(3) 古紙及び古紙パルプ配合率

各品目において判断基準となっている古紙及び関連する用語、古紙パルプ配合率の定義は、以下のとおりとする。

【古紙及び関連する用語の定義】

古紙	市中回収古紙及び産業古紙
市中回収古紙	店舗、事務所及び家庭などから発生する使用済みの紙であって、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの（商品として出荷され流通段階を経て戻るものを含む。）。
産業古紙	原紙の製紙工程後の加工工程から発生し、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの。 ただし、紙製造事業者等（当該紙製造事業者の子会社、関連会社等の関係会社を含む。）の紙加工工場、紙製品工場、印刷工場及び製本工場など、紙を原料として使用する工場若しくは事業場において加工を行う場合、又は当該紙製造事業者が製品を出荷する前に委託により他の事業者に加工を行わせる場合に発生するものであって、商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原料として使用されるものは、古紙としては取り扱わない（当該紙製造事業者等の手を離れ、第三者を介した場合は、損紙を古紙として取り扱うための意図的な行為を除き、古紙として取り扱う。）。
損紙	以下のいずれかに該当するもの。 <ul style="list-style-type: none">・ 製紙工程において発生し、そのまま製紙工程に戻され原料として使用されるもの（いわゆる「回流損紙」。ウェットブローカー及びドライブローカー）。・ 製紙工場又は事業場内に保管されて原料として使用されるもの（いわゆる「仕込損紙」）。・ 上記産業古紙の定義において、「ただし書き」で規定されているもの。
紙製造事業者	「日本標準産業分類」（平成21年総務省告示第175号）の中分類に掲げる「紙製造業（142）」であり、小分類の「洋紙製造業（1421）」「板紙製造業（1422）」「機械すき和紙製造業（1423）」及び「手すき和紙製造業（1424）」をいう。
子会社、関連会社及び関係会社	金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の各項に定めるものをいう。

【古紙パルプ配合率の定義】

$$\text{古紙パルプ配合率} = \frac{\text{古紙パルプ}}{(\text{バージンパルプ} + \text{古紙パルプ})} \times 100 \text{ (%)}$$

パルプは含水率10%の重量とする。

上記算定式の分母及び分子には損紙は含まないものとする。

2. 納入印刷物

(1) 数値目標

令和2年度の印刷物の調達総数（A4 換算枚数）に占める基準を満たす納入印刷物の枚数の割合を 100% とする。

(2) 判断基準等

【判断基準】

<共通事項>

- ①印刷・情報用紙に係る判断基準（「紙類」参照。）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ②表1に示されたB、C及びDランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。
- ③印刷物ヘリサイクル適性を表示すること。
- ④印刷の各工程において、表2に示された環境配慮のための措置が講じられていること。

<個別事項>

①オフセット印刷

- ア. バイオマスを含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。

イ. インキの化学安全性が確認されていること。

②デジタル印刷

- ア. 電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断基準（トナーカートリッジ参照）を満たすトナーが使用されていること。

イ. 電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。

【配慮事項】

- ①印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。
- ②デジタル化の推進等（DTP、CTP、DDCP 方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。
- ③揮発性有機化合物（VOC）の発生抑制に配慮されていること。
- ④インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。
- ⑤印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。
- ⑥紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑧再生紙の使用を周知・啓発するため、刊行物へ3R活動推進フォーラムの「再生紙使用マーク（Rマーク）」を印刷するよう努める。【府独自】

（備考）

1. 対象とする「納入印刷物」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷（デザイン上、意匠者から特に指定がある場合を除く）を対象とし、封筒、タックラベルなど他の品目として調達する場合及び賞状、認定証、納入通知書、名刺、名札カード、長期保存を前提とした印刷物などは対象外とする。
2. 「オフセット印刷」とは、印刷版の印刷インキを転写体に転移し、さらにこれを紙などに再転移する印刷方式をいう。
3. 「デジタル印刷」とは、無版印刷であって電子写真方式又はインクジェット方式による印刷方式をいう。
4. 判断基準<共通事項>②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。ただし、使用する材料に古紙リサイクル適性ランクが定められていない場合には、適用しないものとする。
※「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」 ⇒ http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/data.html
5. 判断基準<共通事項>③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。ただし、長期間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については、適用しないものとする。なお、古紙リサイクル適性ランク及び表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。

- ア. A ランクの材料のみ使用する場合は「印刷用の紙にリサイクルできます」
 - イ. A 又は B ランクの材料のみ使用（ア. の場合を除く。）する場合は「板紙にリサイクルできます」
 - ウ. C 又は D ランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」
- なお、製本加工したカレンダーであって、綴じ部と本紙が分離可能なものについては、本紙の用紙ごとにリサイクル適性を表示すること。

6. 調達を行う各所属は、印刷物作成の発注にあたっては、表 3 の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認すること。なお、印刷物の長期使用、強度補強等のため光沢ラミネート等を行うことが望ましい場合もあることを勘案し、使用目的等に合った資材を選択すること。
7. 「バイオマスを含有したインキ」とは、バイオマス割合（再生可能な生物由来の有機性原材料（植物由来の油を含み、化石資源を除く。）の含有量の割合）及び石油系溶剤割合（インキに含まれる石油（化石燃料系）を原料とした溶剤の含有量の割合）が、インキの種類ごとに下表に定める要件を満たすものをいう。なお、UV インキは VOC 成分（WHO（世界保健機関）の化学物質の分類において「高揮発性有機化合物」及び「揮発性有機化合物」に分類される揮発性有機化合物）が 3%未満かつリサイクル対応型 UV インキであることをもって、判断基準<個別事項>①アの基準に適合するものとみなす。

インキの種類	バイオマス割合	石油系溶剤割合
枚葉インキ	30%以上	30%以下
オフ輪インキ	20%以上	45%以下
金インキ（枚葉・オフ輪）	10%以上	25%以下
新聞インキ（ノンヒートオフ輪）	30%以上	30%以下

備考 1 インキには OP ニス及びメジウムを含む。

2 油性ビジネスフォームインキは枚葉インキの基準を適用する。

8. 「芳香族成分」とは、JIS K2536 に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。
9. 判断基準<共通事項>④及び配慮事項②③④⑤については、日本印刷産業連合会作成の「日印産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリントイング（GP）認定制度』ガイドライン」を参考とすること。
10. 調達を行う各所属は、必要に応じ表 4 のチェックリストを参考とし、印刷の各工程における基準について確認すること。
11. 判断基準<個別事項>①イの「化学安全性」とは、次のア及びウを満たすことをいう。また、判断基準<個別事項>②イの「化学安全性」とは、次のア又はイのいずれかを満たし、かつ、ウを満たすことをいう。
 - ア. 印刷インキ工業連合会の「印刷インキに関する自主規制（NL 規制）」（平成 23 年 9 月 1 日改訂）に適合していること。
 - イ. 特定の化学物質（鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテル）が含有率基準値を超えないこと。特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。
 - ウ. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）の対象物質を特定していること（SDS（安全データシート）を備えていること。）。
12. 調達を行う各所属は、印刷物の必要な部数・量を適正に見積り、過大な発注とならないよう努めること。
13. 調達を行う各所属は、印刷物の校正に当たっては、可能な限り本機校正によらずデジタル校正とし、VOC 排出量の抑制に努めること。
14. 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

表1 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
① 紙	【普通紙】 アート紙／コート紙／上質紙／中質紙／更紙	—	—	—
	【加工紙】 抄色紙(A)*／ファンシーペーパー(А)*／樹脂含浸紙（水溶性のもの）	【加工紙】 抄色紙(B)*／ファンシーペーパー(В)*／ポリエチレン等樹脂コーティング紙／ポリエチレン等樹脂ラミネート紙／グラシンペーパー／インディアペーパー	【加工紙】 抄色紙(C)*／ファンシーペーパー(С)*／樹脂含浸紙（水溶性のものを除く）／硫酸紙／ターポリン紙／ロウ紙／セロハン／合成紙／カーボン紙／ノーカーボン紙／感熱紙／圧着紙	【加工紙】 捺染紙／昇華転写紙／感熱性発泡紙／芳香紙
② インキ類	【通常インキ】 凸版インキ／平版インキ（オフセットインキ）／溶剤型グラビアインキ／溶剤型フレキソインキ／スクリーンインキ	【通常インキ】 水性グラビアインキ／水性フレキソインキ	—	—
	【特殊インキ】 リサイクル対応型 UV インキ（ハイブリッド UV インキ）☆／オフセット用金・銀インキ／パールインキ／OCR インキ（油性）	【特殊インキ】 UV インキ／グラビア用金・銀インキ／OCR UV インキ／EB インキ／蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感インキ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡インキ／芳香インキ
	【特殊加工】 OP ニス	—	—	—
	【デジタル印刷インキ類】 リサイクル対応型ドライトナー☆	【デジタル印刷インキ類】 ドライトナー		
③ 加工資材	【製本加工】 製本用針金、ホッチキス等／難細裂化 EVA 系ホットメルト☆／PUR 系ホットメルト☆／水溶性のり	【製本加工】 製本用糸／EVA 系ホットメルト	【製本加工】 クロス貼り（布クロス、紙クロス）	—
	【表面加工】 光沢コート（ニス引き、プレスコート）	【表面加工】 光沢ラミネート（PP 貼り）／UV コート、UV ラミコート／箔押し		
	【その他加工】 リサイクル対応型シール（全離解可能粘着紙）☆	【その他加工】 シール（リサイクル対応型を除く）	【その他加工】 立体印刷物（レンチキューレンズ使用）	
④ その他	—	【異物】 粘着テープ（リサイクル対応型）	【異物】 石／ガラス／金物（製本用ホッチキス、針金等除く）／土砂／木片／プラスチック類／布類／建材（石こうボード等）／不織布／粘着テープ（リサイクル対応型を除く）	【異物】 芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等）

注1 ☆印の資材（難細裂化 EVA 系ホットメルト、PUR 系ホットメルト、リサイクル対応型 UV インキ、リサイクル対応型シール、リサイクル対応型ドライトナー）は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。

注2 *印の資材（抄色紙、ファンシーペーパー）は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

※「グリーン購入法.net」⇒<http://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/paper.html>

表2 オフセット印刷又はデジタル印刷に関する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準

工程		項目	基 準
製版		デジタル化	工程のデジタル化（DTP化）率が 50%以上であること。
		廃液及び製版フィルムからの銀回収	製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収等を行っていること。
刷版		印刷版の再使用又はリサイクル	印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っていること。
印刷	オフセット	VOC の発生抑制	次のいずれかの対策を講じていること。 <ul style="list-style-type: none">・水なし印刷システムを導入していること。・湿し水循環システムを導入していること。・VOC 対策に資する環境に配慮した湿し水を導入していること。・自動布洗浄を導入している、又は自動液洗浄の場合は循環システムを導入していること。・VOC 対策に資する環境に配慮した洗浄剤を導入していること。・廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等の VOC の発生抑制策を講じていること。
			輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理していること。
	デジタル	製紙原料へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上であること。
表面加工	デジタル	印刷機の環境負荷低減	省電力機能の活用、未使用時の電源オフなど、省エネルギー活動を行っていること。
		製紙原料等へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上であること。
製本加工	オフセット	VOC の発生抑制	アルコール類を濃度 30%未満で使用していること。
		製紙原料等へのリサイクル	損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上であること。
表面加工	デジタル	騒音・振動抑制	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じていること。
		製紙原料へのリサイクル	損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上であること。

（備考）

1. 本基準は、印刷役務の元請、下請を問わず、印刷役務の主たる工程を行う者に適用するものとし、オフセット印刷又はデジタル印刷に関する印刷役務の一部の工程を行う者には適用しない。
2. 製版工程においては、「デジタル化」又は「廃液及び製版フィルムからの銀回収」のいずれかを満たせばよいこととする。
3. 製版工程の「銀の回収」とは、銀回収システムを導入している又は銀回収システムを有するリサイクル事業者、廃棄物回収業者に引き渡すことをいう。なお、廃液及び製版フィルムからの銀の回収は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
4. 刷版工程の印刷版の再使用又はリサイクル（印刷版に再生するものであって、その品質が低下しないリサイクルを含む）は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
5. オフセット印刷工程における「VOC の発生抑制」の環境に配慮した湿し水及び環境に配慮した洗浄剤については、日本印刷産業連合会が運営する「グリーンプリントイング資機材認定制度」において認定されたエッチ液（湿し水）及び洗浄剤を参考とすること。
6. オフセット印刷工程における「VOC の発生抑制」の廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等及び輪転印刷工程の VOC 処理装置の設置・適切な運転管理、デジタル印刷工程における「印刷機の環境負荷低減」及び製本加工工程における「騒音・振動抑制」については、当該対策を実施するための手順書等を作成・運用している場合に適合しているものとみなす。
7. デジタル印刷工程、表面加工工程の「製紙原料等へのリサイクル」には、製紙原料へのリサイクル以外のリサイクル（RPFへの加工やエネルギー回収等）を含む。

表3 資材確認票の様式（例）

○○○○ 御中 件名： 資 材 確 認 票 ○○印刷株式会社					
印刷資材		使用有無	リサイクル適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名
用紙	本文	<input type="radio"/>	A	上質紙	○○製紙／○○
	表紙	<input type="radio"/>	A	コート紙	○○製紙／○○
	見返し	<input type="radio"/>	A	上質紙	○○製紙／○○
	カバー	—	—		
インキ類		<input type="radio"/>	A	平版インキ	○○インキ／○○
加工	製本加工	<input type="radio"/>	A	PUR系ホットメルト	○○化学／○○
	表面加工	<input type="radio"/>	A	OPニス	○○化学／○○
	その他加工	—	—		
その他					

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	○
A又はBランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
C又はDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

- 注) 1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。
 ※「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」
 → http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/data.html
- 2 古紙リサイクル適性ランクが定められていない用紙、インキ類等の資材を使用する場合は、「リサイクル適性ランク」の欄に「ランク外」と記載すること。
- 3 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

表4 オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト様式（例）

○○○○ 御中		
作成年月日： 年 月 日		
オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト		
○○印刷株式会社		
工程	実 現	基 準（要求内容）
製版	はい／いいえ	①次の A 又は B のいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
	はい／いいえ	②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。
印刷	はい／いいえ	③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄剤を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等の VOC の発生抑制策を講じている。
	はい／いいえ	④輪転印刷工程熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。
	はい／いいえ	⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上である。
	デジタル	はい／いいえ
	はい／いいえ	⑦損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上ある。
表面加工	はい／いいえ	⑧アルコール類を濃度 30%未満で使用している。
	はい／いいえ	⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
製本加工	はい／いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
	はい／いいえ	⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。

(備考) 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

3. 文具類（事務用品・封筒・雑貨）

(1) 数値目標

令和2年度の文具類の発注総額に占める基準を満たす発注金額の割合を **100%**とする。

(2) 文具類共通の判断基準等

【判断基準】

- 金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。
また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。
 - ① 再生プラスチックがプラスチック重量の**40%**以上使用されていること又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の**20%**以上使用されていること。
 - ② 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適正になされたものであること。
 - ③ 次の要件を満たすこと。
 - ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率**50%**以上であること。
 - イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

【配慮事項】

- ① 古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。
- ② 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- ③ 材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。
- ④ 材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ⑤ 間伐材又は間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。
- ⑥ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑦ 製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。

注) 下記(3)の表に定める品目については、共通して上記の判断基準及び配慮事項を適用し、数値目標の対象とする。ただし、個別の品目について●印の判断基準を定めているものについては、上記の判断基準に代えてこれを適用し、○印の配慮事項を定めているものについては、上記の配慮事項に加えて適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみに上記の判断基準を適用する。なお、下記(3)の表に定められていない品目については、数値目標の対象外とするが、上記の判断基準及び配慮事項を満足する物品を調達するよう努めるものとする。

(3) 数値目標の対象となる品目及び個別の判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
シャープペンシル 〔シャープペン〕	【配慮事項】 ○ 残芯が可能な限り少ないこと。
シャープペンシル替芯 〔シャープペン用替芯〕	【判断基準は容器に適用】
ボールペン 〔ボールペン、水性ボールペン〕	【判断基準】 ● 文具類共通の判断基準を満たすこと、かつ、芯が交換できること。
マーキングペン 〔油性マーカー、水性サインペン、蛍光ペン、ホワイトボード用マーカー〕	【配慮事項】 ○ 消耗品が交換又は補充できること。
鉛筆 〔鉛筆〕	
スタンプ台 〔スタンプ台〕	【判断基準】 ● 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 70% 以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の 35% 以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。 【配慮事項】 ○ インク又は液が補充できること。
朱肉 〔朱肉〕	【判断基準】 ● 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 70% 以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の 35% 以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。 【配慮事項】 ○ インク又は液が補充できること。
印章セット	【配慮事項】 ○ 液が補充できること。
印箱	
公印	
ゴム印	
回転ゴム印	
定規 〔直線定規〕	
トレー	
消しゴム 〔消ゴム〕	【判断基準は巻紙（スリーブ）又はケースに適用】
ステープラー（汎用型） 〔ステープラ〕 ※JIS S 6036 の 2.に規定するステープラつづり針の種類 10 号を使用するハンディタイプのものをいう。	【判断基準】 ● 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 70% 以上使用されていること（機構部分を除く）。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。 【配慮事項】 ○ 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。
ステープラー（汎用型以外） ※ステープラー（汎用型）以外のものをいい、針を用いない方式のものを含む。	【配慮事項】 ○ 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうように、分離又は分別の工夫がなされていること。
ステープラー針リムーバー	

連射式クリップ（本体）	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。
事務用修正具（テープ） 〔修正テープ〕	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品が交換できること。
事務用修正具（液状） 〔修正液〕	<p>【判断基準は容器に適用】</p>
クラフトテープ 〔紙テープ〕	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
粘着テープ（布粘着） 〔布テープ〕	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● テープ基材（ラミネート層を除く。）については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。
両面粘着紙テープ 〔両面テープ〕	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
製本テープ	<p>【判断基準はテープ基材に適用】</p>
ブックスタンド	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ〔はさみ〕	<p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
マグネット（玉）	
マグネット（バー）	
テープカッター	
パンチ（手動）	
モルトケース（紙めくり用スポンジケース）	
紙めくりクリーム	<p>【判断基準は容器に適用】</p>

鉛筆削（手動）	<p>【配慮事項】</p> <p>○ 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。</p>
OAクリーナー（ウェットタイプ） 〔OAクリーナー、OAクリーナー（詰替用）〕	<p>【判断基準】</p> <p>【判断基準は容器に適用】</p> <p>● 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○ 内容物が補充できること。</p>
OAクリーナー（液タイプ）	<p>【判断基準は容器に適用】</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○ 内容物が補充できること。</p>
ダストブロワー 〔エアクリーナー〕	<p>【判断基準】</p> <p>● フロン類が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。</p> <p>※ 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。判断基準において使用できる物質は二酸化炭素、ジメチルエーテル及びハイドロフルオロオレフィン（HFO1234ze）等。</p> <p>※ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。</p>
レターケース	
メディアケース (CD・DVD・BD用)	<p>【判断基準】</p> <p>● 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。</p> <p>② CD、DVD及びBD用にあっては、厚さ5mm程度以下のスリムタイプケース、又は集合タイプ（スピンドルタイプなど）であること。</p> <p>③ 植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p>
マウスパッド	
OAフィルター（枠あり）	<p>【判断基準】</p> <p>● 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 文具類共通の判断基準を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p> <p>② 枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。</p>
丸刃式紙裁断機	<p>【配慮事項】</p> <p>○ 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。</p>
カッターナイフ 〔カッターナイフ〕	
カッティングマット	<p>【配慮事項】</p> <p>○ マットの両面が使用できること。</p>
デスクマット	
OHPフィルム	<p>【判断基準】</p> <p>● 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。</p> <p>② インクジェット用のものにあっては、上記①の要件を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p>

絵筆	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。
絵の具	<p>【判断基準は容器に適用】</p>
墨汁	
のり（液状）（補充用を含む。）〔合成のり〕	<p>【判断基準は容器に適用】</p>
のり（澱粉のり）（補充用を含む。）	<p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内容物が補充できること。
のり（固形）（補充用を含む。）	<p>【判断基準は容器・ケースに適用】</p>
のり（テープ）	<p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品が交換できること。
ファイル 〔フラットファイル、クリアーファイル、パイプファイル、Dリングファイル、パンチレスファイル、クリアーホルダー、綴込表紙、用箋挟、丸筒〕	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ① 文具類共通の判断基準を満たすこと。 ② クリアホルダーにあっては、上記①の要件を満たすこと、又は、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
バインダー ※MP バインダー、リングバインダー等をいう。	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
ファイリング用品 〔クリアーファイル用透明ポケット〕 ※ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。	
アルバム（台紙を含む。）	

つづりひも 〔とじひも〕	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次のいずれかの要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ① 主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ② 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の 35%以上使用されていること。 ③ 上記①又は②以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。
カードケース	
事務用封筒（紙製） 〔封筒〕	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 古紙パルプ配合率 40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
窓付き封筒（紙製） 〔納入通知書用窓あき封筒〕	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 古紙パルプ配合率 40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ※ 窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ配合率の判断基準を窓部分には適用しない。 ● 窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
けい紙	
起案用紙	
ノート 〔大学ノート〕	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 古紙パルプ配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ● 塗工されているものにあっては、塗工量が両面で 30g/m²以下であること又は塗工されている印刷用紙に係る判断基準を満たすこと。 ● 塗工されていないものにあっては、白色度が 70%程度以下であること。
パンチラベル	<p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
タックラベル	
インデックス 〔インデックス（口取紙）〕	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率 70%以上であること（粘着部分を除く。）。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。
付箋紙 〔カラー付箋紙、カラー付箋紙（ハーフサイズ）、カラー付箋紙（ミニサイズ）、カラー付箋紙ノート〕	<p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
付箋フィルム	<p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。
黒板拭き〔黒板消し〕	

ホワイトボード用イレーザー [ホワイトボード用レイザー]	
額縁	
ゴミ箱	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の 35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。
リサイクルボックス	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の 35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。
缶・ボトルつぶし機（手動）	
名札（机上用）	
名札（衣服取付型・首下げ型）〔名札ホルダー〕	
鍵かけ（フックを含む。）	
チョーク	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 再生材料が 10%以上使用されていること。
グラウンド用白線	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 再生材料が 70%以上使用されていること。
梱包用バンド	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主要材料が紙の場合にあっては、古紙パルプ配合率 100%であること。 ● 主要材料がプラスチックの場合にあっては、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックがプラスチック重量の 25%以上使用されていること。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。
★〔セロハンテープ〕	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 粘着材に、揮発性有機化合物を使用していないこと。 ● 卷芯に古紙パルプ配合率 90%以上の再生紙を使用していること。
★〔メンディングテープ〕	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 粘着材に、揮発性有機化合物を使用していないこと。 ● 紙箱に、古紙パルプ配合率 100%の再生紙を使用していること。
★〔ビニールひも〕	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 焼却時に、製品からダイオキシンを発生せず、他のごみからのダイオキシン発生の抑制効果があること。
★〔保存袋〕	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 古紙パルプ配合率が 30%以上であること。

(備考)

1. 本項の判断基準の対象とする「ステープラー（汎用型）」とは、JIS S 6036 の 2.に規定するステープラつづり針の種類 **10** 号を使用するハンディタイプのものをいう。また、「ステープラー（汎用型以外）」とは、ステープラー（汎用型）以外のものをいい、針を用いない方式のものを含む。
2. 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キヤップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。
3. 「バインダー」とは、MP バインダー、リングバインダー等をいう。
4. 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。
5. 「古紙」と及び「古紙パルプ配合率」とは、本調達方針「1. 紙類」の「(3) 古紙及び古紙パルプ配合率」による。
6. 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
7. 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
8. 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

9. 文具類に係る判断基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、判断基準の対象とする品目に含まれないものとする。
10. 「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合（カートリッジ等）は、交換可能な部分全てを、消耗部分が交換不可能な場合（ワンウェイ）は、当該部分（インク等）のみ当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。
11. 「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材（台紙）当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。
12. ダストブロワーに係る判断基準における「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。判断基準において使用できる物質は、二酸化炭素、ジメチルエーテル及びハイドロフルオロオレフィン（HFO1234ze）等。
13. ダストブロワーに係る判断基準については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。
14. 本項の判断基準の対象となる「メディアケース」は、CD、DVD及びBD用とする。
15. 塗工されている印刷用紙に係る判断基準は、本基本方針「1. 紙類」の「塗工されている印刷用紙」による。
16. 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

4. オフィス家具等

(1) 数値目標

令和2年度のオフィス家具等の発注総数（台数）に占める基準を満たす発注台数の割合を **100%**とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
いす 机 棚 収納用什器(棚以外) ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード ※黒板以外の各種方 式の筆記ボードを いう	<p>【判断基準】</p> <p>○ 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器にあっては①及び⑤の要件を、それ以外の場合にあっては、金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は②及び⑤、木質の場合は③及び⑤、紙の場合は④及び⑤の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、イ及びウ、紙が含まれる場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>① 表1に示された区分の製品にあっては、次のア、イ及びウの要件を、それ以外の場合にあっては、イ及びウの要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 区分ごとの基準を上回らないこと。 イ. 単一素材分解可能率が90%以上であること。 ウ. 表2の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。 <p>② 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 イ. 植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 <p>③ 次のエの要件を満たすとともに、使用している原料に応じ、ア、イ及びウの要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 イ. 間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ. 上記ア以外の場合にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。 エ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m²h以下又はこれと同等のものであること。 <p>④ 次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。 ウ. 上記イについては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 <p>⑤ 保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後 5 年以上とすること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>② 使用される塗料は、粉体塗料、水性塗料等の有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>③ 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>④ 材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。</p> <p>⑤ 材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。</p> <p>⑥ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑦ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

(備考)

1. 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の95%以上であるものをいう。
2. 判断基準①の「単一素材分解可能率」は次式の算定方法による。
单一素材分解可能率(%) = 単一素材まで分解可能な部品数 / 製品部品数 × 100
次のいずれかに該当するものは、单一素材分解可能率の算定対象となる部品に含まれないものとする。
 - ① 盗難、地震や操作上起こり得る転倒を防止するための部品（錠前、転倒防止機構部品、安定保持部品等）
 - ② 部品落下防止の観点から、本体より張り出しが起きる部位を保持する部品（ヒンジ、引出レール等）
 - ③ 日本産業規格（以下「JIS」という。）又はこれに準ずる部品の固定又は連結等に使用する付属のネジ
3. 「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、本調達方針「1. 紙類」の「(3) 古紙及び古紙パルプ配合率」による。
4. 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
5. 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
6. 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、プラスチック重量に占める、植物を原料とするプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
7. 放散速度が **0.02mg/m² h** 以下と同等のものとは、次によるものとする。
 - ア. 対応した JIS 又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたもの。**JIS S 1031** に適合するオフィス用机・テーブル、**JIS S 1032** に適合するオフィス用いす、**JIS S 1039** に適合する書架・物品棚、及び**JIS S 1033** に適合するオフィス用収納家具は、本基準を満たす。
 - イ. 上記ア. 以外の木質材料については、**JIS A 1460** の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L
8. 支援学校等のいすや棚などで特別の仕様を求められるものは対象外とする。
9. 判断基準③イについては、クリーンウッド法の対象物品に適用することとする。
10. 判断基準④ウについては、クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しないこととする。
11. 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。
 - ア. クリーンウッド法の対象物品にあっては、木材関連事業者は、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。
 - イ. クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できるものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表1 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器（収納庫）の棚板に係る機能重量の基準

区分	基準
収納庫（カルテ収納棚等の特殊用途は除く。）の棚板	0.1
棚（書架・軽量棚・中量棚）の棚板	0.1

（備考） 棚板に適用される機能重量の基準の算出方法は、次式による。

$$\text{機能重量の基準} = \text{棚板重量 (kg)} \div \text{棚耐荷重 (kg)}$$

表2 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器に係る環境配慮設計項目

目的	評価項目	評価基準
リデュース配慮設計	原材料の使用削減	原材料の使用量の削減をしていること。
	軽量化・減量化	部品・部材の軽量化・減量化をしていること。
リサイクル配慮設計	再生可能材料の使用	再生可能な材料を使用していること。
	再生可能材料部品の分離・分解の容易化	再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること。 その他の部品は容易に取り外しができること。
	再生資源としての利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること。 材質ごとに分別できる工夫を図っていること。

5. 画像機器等

5-1 コピー機等

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達するコピー機等の総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を **100%**とする。

(2) 判断基準等

品 目	判断基 準 等
コピー機	<p>【判断基準】</p> <p><共通事項></p> <p>① 使用される用紙が本調達方針に示した品目に該当する場合は、本調達方針適合品を使用することが可能であること。</p> <p>② 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機（以下「コピー機等」という。）であること。</p> <p>イ. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</p> <p>③ 少なくとも25gを超える部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。</p> <p>④ 使用済み製品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。また、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。</p> <p><個別事項></p> <p>① コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含む。）</p> <p>ア. モノクロコピー機又は拡張性のあるモノクロデジタルコピー機（大判機を除く。）にあっては、表1-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ. カラーコピー機又は拡張性のあるカラーデジタルコピー機（大判機を除く。）にあっては、表1-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>ウ. 大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機にあっては、表1-3に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>② 複合機（インクジェット方式を除く。）</p> <p>ア. モノクロ複合機（大判機を除く。）にあっては、表2-1、表3及び表4に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ. カラー複合機（大判機を除く。）にあっては、表2-2、表3及び表4に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>ウ. 大判複合機にあっては、表5に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>エ. リユースに配慮したモノクロ複合機又はプロ用モノクロ複合機（大判機を除く。）にあっては、表6-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>オ. リユースに配慮したカラー複合機又はプロ用カラー複合機（大判機を除く。）にあっては、表6-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>カ. リユースに配慮した大判複合機にあっては、表1-3に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。</p> <p>② 資源有効利用促進法の判断基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。特に希少金属類を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③ 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>④ 紙の使用量を削減できる機能を有すること。</p> <p>⑤ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑥ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
複合機	
拡張性のあるデジタルコピー機	

(備考)

- 「複合機」とは、コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。
- 「プロ用複合機」とは、以下のアからカの項目を全て満たし、かつ、製品の標準又は付属品を含め、以下のキからスの機能の項目のうち、カラー製品の場合は**5**項目以上、モノクロ製品の場合は**4**項目以上を満たす複合機をいう。
 - 坪量 **141g/m²**以上を有する用紙のサポート
 - A3判用紙の処理可能
 - 製品がモノクロの場合、製品速度 **86**枚/分以上（製品速度については後述表1-1の備考1参照）

- エ. 製品がカラーの場合、製品速度 50 枚/分以上
オ. 各色に対するプリント解像度 **600×600** ドット/インチ (dpi) 以上
カ. ベースモデルで **180kg** を超える重量
キ. 紙容量 **8,000** 枚以上
ク. デジタルフロントエンド
ケ. パンチ穴開け
コ. 無線綴じ又はリング綴じ（若しくは類似のテープ若しくはワイヤ綴じ。ステープル綴じを除く。）
サ. **DRAM1,024MB** 以上
シ. 第三者による色認証
ス. 塗工紙対応
3. 「リユースに配慮したコピー機等」とは、製造時にリユースを行なうシステムが構築・維持され、そのシステムから製造されたものであり、以下の「再生型機」及び「部品リユース型機」を指す。
ア. 「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。
イ. 「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。
4. 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
5. 特定の化学物質の含有率基準値は、**JIS C 0950**（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては **JIS C 0950** に準ずるものとする。
6. 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
7. 判断基準<共通事項>③については、資源有効利用促進法の特定再利用業種に該当する機器に適用する。
8. 「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。
9. 「大判機」とは、幅が **406mm** 以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2 判又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。
10. 「希少金属類」とは、昭和 59 年 8 月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された **31** 鉱種（希土類は **17** 元素を **1** 鉱種として考慮）の金属をいう。
11. リユースに配慮したコピー機等は、使用済みの製品を回収し、厳密な品質検査を経て生産工程に供給され、当該機器の製造が可能となることから、安定的な製品供給が必ずしも保証されない場合がある。このため、調達に当たり、環境側面に関して調達を行う各所属が本調達方針の基準を満たす物品等であること以外の入札等の要件を示す場合は、判断基準の共通事項②ア及びイについて併記すること。
12. コピー機等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本調達方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、本調達方針適合品と同等の扱いとすること。
13. 判断基準<共通事項>①については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。
14. リユースに配慮したコピー機等の判断基準の個別事項については、使用済みの製品の回収までに相当程度期間を要することから、判断基準を満たす製品が市場に供給されるまでの期間は、表 1-1、表 1-2、表 6-1 及び表 6-2 の該当する要件を満たすことで対応する判断基準を満たすものとみなすこととする。なお、期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。
15. 複合機の<個別事項>の判断基準②の消費電力量等の基準については、令和 2 年度の 1 年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 **31** 年 2 月 8 日閣議決定）の複合機に係る<個別事項>の判断基準②の消費電力量等の基準を満たすことをもって対応する判断基準を満たすものとみなすこととする。

表1－1 モノクロコピー機又は拡張性のあるモノクロデジタルコピー機（リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含み、大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面機能要件
$ipm \leq 5$	≤ 0.3	
$5 < ipm \leq 20$	$\leq 0.04 \times ipm + 0.1$	要件なし
$20 < ipm \leq 24$	$\leq 0.06 \times ipm - 0.3$	
$24 < ipm \leq 30$		基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
$30 < ipm \leq 37$	$\leq 0.11 \times ipm - 1.8$	
$37 \leq ipm \leq 40$		
$40 < ipm \leq 65$	$\leq 0.16 \times ipm - 3.8$	
$65 < ipm \leq 90$	$\leq 0.2 \times ipm - 6.4$	基本製品に内蔵されている
$90 < ipm$	$\leq 0.55 \times ipm - 37.9$	

- (備考) 1. 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、全ての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。 $1ipm$ （分当たりの画像数）とは、1 分間に A4 判又は $8.5'' \times 11''$ の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 判用紙と $8.5'' \times 11''$ 用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。以下表 7 を除く全ての表において同じ。
2. A3 判の用紙に対応可能な製品（幅が $275mm$ 以上の用紙を使用できる製品。）については、区分ごとの基準に $0.3kWh$ を加えたものを基準とする。以下表 1－2、表 6－1 及び表 6－2において同じ。
3. 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。以下表 1－2、表 6－1 及び表 6－2において同じ。

表1－2 カラーコピー機又は拡張性のあるカラーデジタルコピー機（リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含み、大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面機能要件
$ipm \leq 10$	≤ 1.3	
$10 < ipm \leq 15$	$\leq 0.06 \times ipm + 0.7$	要件なし
$15 < ipm \leq 19$	$\leq 0.15 \times ipm - 0.65$	
$19 < ipm \leq 30$		基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
$30 < ipm \leq 35$		
$35 \leq ipm \leq 75$	$\leq 0.2 \times ipm - 2.15$	
$75 < ipm$	$\leq 0.7 \times ipm - 39.65$	基本製品に内蔵されている

表1－3 大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機（リユースに配慮した大判コピー機及び大判複合機等を含む。）に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
$ipm \leq 30$	30 分	$\leq 8.2W$	$\leq 0.5W$
$30 < ipm$	60 分		

- (備考) 1. 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的にに入る電力節減状態をいう。以下表 3、表 4、表 5 及び表 7において同じ。
2. スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表 7 の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。
3. 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。

表2-1 モノクロ複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面機能要件
$i \text{pm} \leq 20$	≤ 0.263	要件なし 基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
$20 < i \text{pm} \leq 24$	$\leq 0.018 \times i \text{pm} - 0.115$	
$24 < i \text{pm} \leq 40$		
$40 < i \text{pm} \leq 60$	$\leq 0.016 \times i \text{pm} - 0.033$	
$60 < i \text{pm} \leq 80$	$\leq 0.037 \times i \text{pm} - 1.314$	
$80 < i \text{pm}$	$\leq 0.086 \times i \text{pm} - 5.283$	

備考) 1 A3判の用紙に対応可能な製品については、区分ごとの基準に 0.05kWh を加えたものを基準とする。

表2-2において同じ。

2 Wi-Fi が出荷時にセットされた製品については、区分ごとの基準に 0.1kWh を加えたものを基準とする。表2-2において同じ。

3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法(平成30年12月改定)」による。表2-2において同じ。

表2-2 カラー複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面機能要件
$i \text{pm} \leq 19$	≤ 0.254	要件なし 基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
$i \text{pm} = 20$		
$20 < i \text{pm} \leq 40$	$\leq 0.024 \times i \text{pm} - 0.250$	
$40 < i \text{pm} \leq 60$	$\leq 0.011 \times i \text{pm} + 0.283$	
$60 < i \text{pm} \leq 80$	$\leq 0.055 \times i \text{pm} - 2.401$	
$80 < i \text{pm}$	$\leq 0.118 \times i \text{pm} - 7.504$	

表3 リカバリー時間に係る基準

製品速度 (ipm)	短い初期設定		長い初期設定	
	スリープ移行時間 Ts (分)	リカバリー時間 (秒)	スリープ移行時間 Ts (分)	リカバリー時間 (秒)
$0 < i \text{pm} \leq 5$	$0 < Ts \leq 5$	$\leq \min(0.42 \times i \text{pm} + 5, 30)$	$5 < Ts$	$\leq \min(0.51 \times i \text{pm} + 15, 60)$
$5 < i \text{pm} \leq 10$	$0 < Ts \leq 10$		$10 < Ts \leq 15$	
$10 < i \text{pm} \leq 20$	$0 < Ts \leq 10$		$10 < Ts \leq 20$	
$20 < i \text{pm} \leq 30$	$0 < Ts \leq 10$		$10 < Ts \leq 30$	
$30 < i \text{pm} \leq 40$	$0 < Ts \leq 10$		$10 < Ts \leq 45$	
$40 < i \text{pm}$	$0 < Ts \leq 15$		$15 < Ts \leq 45$	

備考) 1 「リカバリー時間」とは、スリープモード又はオフモードから稼働準備状態になるまでの時間をいい、算定方法は、以下の式による。

$$\text{リカバリー時間 (秒)} = T_{act1} - T_{act0}$$

T_{act1} : スリープモードから最初のシートが当該装置を出るまでの時間 (秒)

T_{act0} : 稼働準備状態から最初のシートが当該装置を出るまでの時間 (秒)

2 本表において $\min(A, B)$ は最小関数であり、AとBの小さい値を表す。例えば、短い初期設定におけるリカバリー時間の基準の $\min(0.42 \times i \text{pm} + 5, 30)$ は、「 $0.42 \times i \text{pm} + 5$ 秒」又は「30秒」のいずれかのうち小さい値。

3 長い初期設定のスリープ移行時間 (Ts) を超える製品については、リカバリー時間に関する規定はない。

表4 モノクロ複合機又はカラー複合機に係るスリープ移行時間の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間	
	初期設定	ユーザ調整
$i \text{pm} \leq 10$	≤ 15 分	
$10 < i \text{pm} \leq 20$	≤ 30 分	≤ 60 分
$20 < i \text{pm} \leq 30$		≤ 45 分
$30 < i \text{pm}$		≤ 120 分

備考) 「ユーザ調整」とは、ユーザが調整可能な最大のスリープ移行時間。表5において同じ。

表5 大判複合機に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンの スリープモード消費電力		オフモード 消費電力
	初期設定	ユーザ調整	インクジェット	他マーキング技術	
$ipm \leq 10$	≤15 分				
$10 < ipm \leq 20$	≤30 分				
$20 < ipm \leq 30$		≤60 分	≤5.4W	≤8.7W	≤0.3W
$30 < ipm$	≤45 分		≤120 分		

備考) 1 「他マーキング技術」とは、インパクト方式及びインクジェット方式以外のマーキング技術をいう。

2 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表7の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。ただし、表7の追加機能の種類のうち、スキャナ及び内部ディスクドライブについては、スリープモード消費電力許容値の加算は適用しない。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギーestarプログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成30年12月改定）」による。

表6－1 リユースに配慮したモノクロ複合機又はプロ用モノクロ複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面機能要件
$ipm \leq 5$	≤0.4	
$5 < ipm \leq 24$		要件なし
$24 < ipm \leq 30$	≤0.07×ipm+0.05	
$30 < ipm < 37$		基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
$37 \leq ipm \leq 50$	≤0.11×ipm-1.15	
$50 < ipm \leq 80$	≤0.25×ipm-8.15	
$80 < ipm$	≤0.6×ipm-36.15	基本製品に内蔵されている

表6－2 リユースに配慮したカラー複合機又はプロ用カラー複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面機能要件
$ipm \leq 10$	≤1.5	
$10 < ipm \leq 15$	≤0.1×ipm+0.5	要件なし
$15 < ipm \leq 19$		
$19 < ipm \leq 30$	≤0.13×ipm+0.05	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
$30 < ipm < 35$		
$35 \leq ipm \leq 70$	≤0.2×ipm-2.05	
$70 < ipm \leq 80$	≤0.7×ipm-37.05	
$80 < ipm$	≤0.75×ipm-41.05	基本製品に内蔵されている

表7 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値 (W)
インターフェース	有線	$r < 20$	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284/パラレル/セントロニクス、RS232C	0.2
		$20 \leq r < 500$	例：USB2.x、IEEE1394/ファイアワイヤ/i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		$r \geq 500$	例：USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
	任意	任意	例：フラッシュメモリカード/スマートカードリーダー、カーメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	ファックスモデム	任意	複合機のみに適用	0.2
	無線、無線周波数(RF)	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
無線、赤外線(IR)	任意	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAMに応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
スキャナ	該当なし	該当なし	複合機及び複写機にのみ適用 例：冷陰極蛍光ランプ(CCFL)あるいは、発光ダイオード(LED)、ハロゲン、熱陰極蛍光管(HCFT)、キセノン又は管状蛍光灯(TL)技術等のCCFLではない他の技術(ランプの大きさ、又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1回のみ適用される)。	0.5
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力(Pout)が10Wを超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02×(Pout-10.0)
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスクドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェースは対象ではない。	0.15

(備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能のファクシミリ機能を含めた許容値の数は2以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

5-2 プリンタ等

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達するプリンタ等の総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を100%とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 斷 基 準 等
プリンタ	<p>【判断基準】</p> <p>① プリンタ又はプリンタ複合機（大判機を除く。）にあっては、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. モノクロプリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあっては、表1-1、表2及び表3-1に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ複合機にあっては、表1-2、表2及び表3-2に示された区分ごとの基準。</p> <p>イ. カラープリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあっては、表2、表3-1及び表4-1に示された区分ごとの基準。カラープリンタ複合機にあっては、表2、表3-2及び表4-2に示された区分ごとの基準。</p> <p>ウ. インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタにあっては、表5-1に示された区分ごとの基準。インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタ複合機にあっては、表5-2に示された区分ごとの基準。</p> <p>エ. プロ用モノクロプリンタにあっては、表6-1に示された区分ごとの基準。プロ用モノクロプリンタ複合機にあっては、表6-2に示された基準。</p> <p>オ. プロ用カラープリンタにあっては、表6-3に示された区分ごとの基準。プロ用カラープリンタ複合機にあっては、表6-4に示された区分ごとの基準。</p> <p>② 大判プリンタにあっては、表7-1に示された区分ごとの基準、大判プリンタ複合機にあっては、表7-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>③ 使用される用紙が本調達方針に示した品目に該当する場合は、本調達方針適合品を使用することが可能であること。</p> <p>④ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</p> <p>⑤ 少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。</p>
プリンタ複合機	<p>【配慮事項】</p> <p>① 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。</p> <p>② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。</p> <p>④ 紙の使用量を削減できる機能を有すること。</p> <p>⑤ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑥ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

(備考)

- 「プリンタ複合機」とは、プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。
- 「プロ用プリンタ」又は「プロ用プリンタ複合機」とは、以下のアからカの項目を全て満たし、かつ、製品の標準又は付属品を含め、以下のキからスの機能の項目のうち、カラー製品の場合は5項目以上、モノクロ製品の場合は4項目以上を満たすプリンタ又はプリンタ複合機をいう。
 - ア. 坪量 **141g/m²**以上を有する用紙のサポート
 - イ. A3判用紙の処理可能
 - ウ. 製品がモノクロの場合、製品速度 **86枚/分**以上（製品速度については後述表1-1の備考1参照）
 - エ. 製品がカラーの場合、製品速度 **50枚/分**以上
 - オ. 各色に対するプリント解像度 **600×600** ドット/インチ（dpi）以上
 - カ. ベースモデルで **180kg** を超える重量
 - キ. 紙容量 **8,000枚**以上
 - ク. デジタルフロントエンド
 - ケ. パンチ穴開け
 - コ. 無線綴じ又はリング綴じ（若しくは類似のテープ若しくはワイヤ綴じ。ステープル綴じを除く。）
 - サ. **DRAM1,024MB**以上
 - シ. 第三者による色認証
 - ス. 塗工紙対応

3. 「大判機」とは、幅が**406mm**以上の連続媒体に対応する製品を含み、**A2**判又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。
4. 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
5. 特定の化学物質の含有率基準値は、**JIS C 0950**（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表**A.1**（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記**JIS**の附属書**B**に準ずるものとする。
6. 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
7. プリンタ等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体又はインク容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本調達方針の「5-6 カートリッジ等」に示した判断基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」又は「インクの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、本調達方針適合品と同等の扱いとする。
8. 判断基準③については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。
9. 判断基準⑤については、インパクト方式のプリンタ及びプリンタ複合機には適用しない。
10. 判断基準①及び②の消費電力量等の基準については、令和2年度の**1年間**は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成31年2月8日閣議決定）のプリンタ及びプリンタ複合機に係る判断基準①及び②の消費電力量等の基準を満たすことをもって対応する判断基準を満たすことのみなすこととする。

表1-1 モノクロプリンタ（インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面機能要件
$i\text{pm} \leq 20$	≤ 0.226	
$20 < i\text{pm} \leq 24$	$\leq 0.018 \times i\text{pm} - 0.152$	要件なし
$24 < i\text{pm} \leq 40$		
$40 < i\text{pm} \leq 60$	$\leq 0.025 \times i\text{pm} - 0.439$	基本製品に内蔵し、初期設定されていること
$60 < i\text{pm} \leq 135$	$\leq 0.049 \times i\text{pm} - 1.903$	
$135 < i\text{pm}$	$\leq 0.183 \times i\text{pm} - 20.127$	

- 備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、全ての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。 $i\text{pm}$ （分当たりの画像数）とは、1 分間に**A4**判又は**8.5"×11"**の用紙1枚の片面を印刷することとする。**A4**判用紙と**8.5"×11"**用紙とで異なる場合は、その2つの速度のうち速い方を適用する。以下表8を除く全ての表において同じ。
- 2 A3判の用紙に対応可能な製品については、区分ごとの基準に**0.05kWh**を加えたものを基準とする。以下表1-2、表4-1及び表4-2において同じ。
- 3 Wi-Fi が出荷時にセットされた製品については、区分ごとの基準に**0.1kWh**を加えたものを基準とする。以下表1-2、表4-1及び表4-2において同じ。
- 4 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタートプログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成30年12月改定）」による。以下表1-2、表4-1、表4-2及び表6-1から表6-4において同じ。

表1-2 モノクロプリンタ複合機（インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面機能要件
$i\text{pm} \leq 20$	≤ 0.263	
$20 < i\text{pm} \leq 24$	$\leq 0.018 \times i\text{pm} - 0.115$	要件なし
$24 < i\text{pm} \leq 40$		
$40 < i\text{pm} \leq 60$	$\leq 0.016 \times i\text{pm} - 0.033$	基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
$60 < i\text{pm} \leq 80$	$\leq 0.037 \times i\text{pm} - 1.314$	
$80 < i\text{pm}$	$\leq 0.086 \times i\text{pm} - 5.283$	

表2 リカバリー時間に係る基準

製品速度 (ipm)	短い初期設定		長い初期設定	
	スリープ移行時間 Ts (分)	リカバリー時間 (秒)	スリープ移行時間 Ts (分)	リカバリー時間 (秒)
$0 < ipm \leq 5$	$0 < Ts \leq 5$	$\leq \min(0.42 \times ipm + 5, 30)$	$5 < Ts$	$\leq \min(0.51 \times ipm + 15, 60)$
$5 < ipm \leq 10$	$0 < Ts \leq 10$		$10 < Ts \leq 15$	
$10 < ipm \leq 20$	$0 < Ts \leq 10$		$10 < Ts \leq 20$	
$20 < ipm \leq 30$	$0 < Ts \leq 10$		$10 < Ts \leq 30$	
$30 < ipm \leq 40$	$0 < Ts \leq 10$		$10 < Ts \leq 45$	
$40 < ipm$	$0 < Ts \leq 15$		$15 < Ts \leq 45$	

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表3-1、表3-2、表5-1、表5-2、表7-1、表7-2及び表8において同じ。

2 「リカバリー時間」とは、スリープモード又はオフモードから稼働準備状態になるまでの時間をいい、算定方法は、以下の式による。

$$\text{リカバリー時間 (秒)} = T_{act1} - T_{act0}$$

T_{act1} : スリープモードから最初のシートが当該装置を出るまでの時間 (秒)

T_{act0} : 稼働準備状態から最初のシートが当該装置を出るまでの時間 (秒)

3 本表において $\min(A, B)$ は最小関数であり、AとBの小さい値を表す。例えば、短い初期設定におけるリカバリー時間の基準の $\min(0.42 \times ipm + 5, 30)$ は、「 $0.42 \times ipm + 5$ 秒」又は「30秒」のいずれかのうち小さい値。

4 長い初期設定のスリープ移行時間 (Ts) を超える製品については、リカバリー時間に関する規定はない。

表3-1 モノクロプリンタ又はカラープリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）に係るスリープ移行時間の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間	
	初期設定	ユーザ調整
$ipm \leq 10$	≤ 5 分	
$10 < ipm \leq 20$	≤ 15 分	≤ 60 分
$20 < ipm \leq 30$	≤ 30 分	
$30 < ipm$	≤ 45 分	≤ 120 分

備考) 「ユーザ調整」とは、ユーザが調整可能な最大のスリープ移行時間。以下表3-2、表5-1、表5-2、表7-1及び表7-2において同じ。

表3-2 モノクロプリンタ複合機又はカラープリンタ複合機（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）に係るスリープ移行時間の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間	
	初期設定	ユーザ調整
$ipm \leq 10$	≤ 15 分	
$10 < ipm \leq 20$	≤ 30 分	≤ 60 分
$20 < ipm \leq 30$	≤ 45 分	
$30 < ipm$		≤ 120 分

表4-1 カラープリンタ（インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面機能要件
$ipm \leq 19$	≤ 0.275	要件なし
$ipm = 20$		
$20 < ipm \leq 40$	$\leq 0.032 \times ipm - 0.397$	基本製品に内蔵し、初期設定されていること
$40 < ipm \leq 60$	$\leq 0.002 \times ipm + 0.833$	
$60 < ipm$	$\leq 0.100 \times ipm - 5.145$	

表4-2 カラープリンタ複合機（インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面機能要件
i pm≤19	≤0. 254	要件なし
i pm=20		
20 < i pm≤40	≤0. 024×i pm-0. 250	基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
40 < i pm≤60	≤0. 011×i pm+0. 283	
60 < i pm≤80	≤0. 055×i pm-2. 401	
80 < i pm	≤0. 118×i pm-7. 504	

表5-1 インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタ（大判機を除く。）に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整		
i pm≤10	≤5 分			
10 < i pm≤20	≤15 分	≤60 分	≤0. 6W	≤0. 3W
20 < i pm≤30	≤30 分			
30 < i pm	≤45 分	≤120 分		

- 備考) 1 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表8の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。以下表5-2、表7-1及び表7-2において同じ。
- 2 消費電力の測定方法については、「国際エネルギーestarプログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成30年12月改定）」による。以下表5-2、表7-1及び表7-2において同じ。

表5-2 インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタ複合機（大判機を除く。）に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整		
i pm≤10	≤15 分			
10 < i pm≤20	≤30 分	≤60 分	≤1. 1W	≤0. 3W
20 < i pm≤30	≤45 分			
30 < i pm		≤120 分		

表6-1 プロ用モノクロプリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面機能要件
85 < i pm≤90	≤0. 2×i pm-6. 4	
90 < i pm	≤0. 55×i pm-37. 9	基本製品に内蔵されている

- 備考) A3判の用紙に対応可能な製品については、区分ごとの基準に0.3kWhを加えたものを基準とする。以下表6-2、表6-3及び表6-4において同じ。

表6-2 プロ用モノクロプリンタ複合機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面機能要件
85 < ipm	$\leq 0.6 \times \text{ipm} - 36.15$	基本製品に内蔵されている

表6-3 プロ用カラープリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面機能要件
49 < ipm ≤ 75	$\leq 0.2 \times \text{ipm} - 2.15$	
75 < ipm	$\leq 0.7 \times \text{ipm} - 39.65$	基本製品に内蔵されている

表6-4 プロ用カラープリンタ複合機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面機能要件
49 < ipm ≤ 70	$\leq 0.2 \times \text{ipm} - 2.05$	
70 < ipm ≤ 80	$\leq 0.7 \times \text{ipm} - 37.05$	
80 < ipm	$\leq 0.75 \times \text{ipm} - 41.05$	基本製品に内蔵されている

表7-1 大判プリンタに係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンの スリープモード消費電力		オフモード 消費電力
	初期設定	ユーザ調整	インクジェット	他マーキング技術	
i pm ≤ 10	5 分				
10 < ipm ≤ 20	15 分	60 分			
20 < ipm ≤ 30	30 分		≤ 4.9W	≤ 2.5W	≤ 0.3W
30 < ipm	45 分	120 分			

備考) 「他マーキング技術」とは、インクジェット方式以外のマーキング技術をいう。表7-2において同じ。

表7-2 大判プリンタ複合機に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンの スリープモード消費電力		オフモード 消費電力
	初期設定	ユーザ調整	インクジェット	他マーキング技術	
i pm ≤ 10	≤ 15 分				
10 < ipm ≤ 20	≤ 30 分	≤ 60 分			
20 < ipm ≤ 30		≤ 45 分	≤ 5.4W	≤ 8.7W	≤ 0.3W
30 < ipm		≤ 120 分			

表8 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値 (W)
インターフェース	有線	$r < 20$	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284 / パラレル/セントロニクス、RS232C	0.2
		$20 \leq r < 500$	例：USB2.x、IEEE1394 / ファイヤワイヤ/i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		$r \geq 500$	例：USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモリカード/スマートカードリーダー、カーメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	ファックスモデル	任意	複合機のみに適用	0.2
	無線、無線周波数(RF)	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線(IR)	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAMに応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力(Pout)が10Wを超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02X (Pout-10.0)
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2

(備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能の許容値の数はファクシミリ機能を含め2以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

5-3 ファクシミリ

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達するファクシミリの総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を **100%**とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
ファクシミリ	<p>【判断基準】</p> <p>①モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあっては、表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>②カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあっては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>③インクジェット方式のファクシミリにあっては、表3に示された基準を満たすこと。</p> <p>④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。</p> <p>②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

- (備考) 1. 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモビフェニルエーテルをいう。
2. 特定の化学物質の含有率基準値は、**JIS C 0950**（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記**JIS**の附属書Bに準ずるものとする。
3. 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表1 モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）に係る標準消費電力の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)
$ipm \leq 5$	≤ 0.3
$5 < ipm \leq 20$	$\leq 0.04 \times ipm + 0.1$
$20 < ipm \leq 30$	$\leq 0.06 \times ipm - 0.3$
$30 < ipm \leq 40$	$\leq 0.11 \times ipm - 1.8$
$40 < ipm \leq 65$	$\leq 0.16 \times ipm - 3.8$
$65 < ipm \leq 90$	$\leq 0.2 \times ipm - 6.4$
$90 < ipm$	$\leq 0.55 \times ipm - 37.9$

- (備考) 1. 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、全ての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。**1ipm**（分当たりの画像数）とは、1 分間に A4 判又は 8.5"×11" の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 判用紙と 8.5"×11" 用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。表2において同じ。
2. A3 判の用紙に対応可能な製品（幅が 275mm 以上の用紙を使用できる製品。）については、区分ごとの基準に **0.3kWh** を加えたものを基準とする。表2において同じ。
3. 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギーestarプログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。以下表2及び表3において同じ。

表2 カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）に係る標準消費電力の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)
$ipm \leq 10$	≤ 1.3
$10 < ipm \leq 15$	$\leq 0.06 \times ipm + 0.7$
$15 < ipm \leq 30$	$\leq 0.15 \times ipm - 0.65$
$30 < ipm \leq 75$	$\leq 0.2 \times ipm - 2.15$
$75 < ipm$	$\leq 0.7 \times ipm - 39.65$

表3 インクジェット方式のファクシミリに係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンの スリープ消費電力	待機時消費電力
5分	≤0.6W	≤0.5W

- (備考) 1. 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的にに入る電力節減状態をいう。
 2. スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表4の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

表4 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値 (W)
インターフェース	有線	r < 20	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284 /パラレル/セントロニクス、RS232C	0.2
		20 ≤ r < 500	例：USB2.x、IEEE1394 /ファイヤワイヤ/i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		r ≥ 500	例：USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモリカード/スマートカードリーダー、カーメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	ファックスモデム	任意	ファクシミリに適用	0.2
	無線、無線周波数(RF)	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線(IR)	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAMに応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力(Pout)が10Wを超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02X(Pout-10.0)
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスクドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェースは対象ではない。	0.15

- (備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能のファクシミリ機能を含めた許容値の数は2以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

5-4 スキャナ

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達するスキャナの総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
スキャナ	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 表1に示された基準を満たすこと。 ② 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

- 備考)
- 1 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
 - 2 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。
 - 3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
 - 4 判断基準①については、令和2年度の1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成31年2月8日閣議決定）のスキャナに係る判断基準①を満たすことをもって対応する判断基準を満たすものとみなすこととする。

表1 スキャナに係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整		
i pm≤10	≤15分			
10 < ipm ≤ 20	≤30分			
20 < ipm ≤ 30		≤60分		
30 < ipm	≤45分		≤2.5W	≤0.3W
		≤120分		

- 備考)
- 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。
 - 2 「ユーザ調整」とは、ユーザが調整可能な最大のスリープ移行時間。
 - 3 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表2の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。
 - 4 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成30年12月改定）」による。

表2 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値 (W)
インターフェース	有線	r < 20	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284 / パラレル/セントロニクス、RS232C	0.2
		20 ≤ r < 500	例：USB2.x、IEEE1394 / ファイヤワイヤ/i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		r ≥ 500	例：USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモリカード/スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	無線、無線周波数(RF)	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線(IR)	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAMに応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力(Pout)が10Wを超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02X(Pout-10.0)
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2

(備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能の許容値の数は2以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

5-5 プロジェクタ

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達するプロジェクタの総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を100%とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
プロジェクタ	<p>【判断基準】</p> <p>① 製品本体の重量が備考3に示された算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 ② 消費電力が備考4に示された算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 ③ 待機時消費電力が0.4W以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。 ④ 光源ランプに水銀を使用している場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること。 イ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。 ⑤ 保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。 ⑥ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 光源ランプの交換時期が3,000時間以上であること。 ② 光源ランプには、可能な限り固体光源が使用されていること。 ③ 可能な限り低騒音であること。 ④ 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ⑤ 製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑥ 筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 ⑦ 筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑧ 製品とともに提供されるマニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。 ⑨ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑩ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

- (備考) 1. 判断基準の対象となる「プロジェクタ」は、コンピュータ入力端子を有し、コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写方式の有効光束が**5,000lm**未満の機器であって、一般的の会議室、教室等で使用するものをいい、**1m**以内の距離で横幅**1.2m**以上のスクリーンに投写できるプロジェクタ（以下「短焦点プロジェクタ」という。短焦点プロジェクタのうち、特に**0.5m**以内の距離で同様に投写できるプロジェクタを「超短焦点プロジェクタ」という。）を含むものとする。
2. 「固体光源」とは、発光ダイオード（LED）、半導体レーザ（LD）等の固体（物質）に電気などのエネルギーを供給し、励起されたときに物質特有の光放射をする固体デバイスをいう。
3. 製品本体の重量の基準の算定方法は、次式による。

$$\text{製品本体重量の基準 (kg)} = 0.0012 \times \Phi \times \alpha \times \beta$$

 Φ : 有効光束 (lm)
 α : 超短焦点プロジェクタの場合は**1.5**、短焦点プロジェクタの場合は**1.2**、それ以外の場合は**1.0**
 β : 固体光源の場合は**2.0**、それ以外の場合は**1.0**
4. 消費電力の基準の算定方法は、次式による。

$$\text{消費電力の基準 (W)} = 0.070 \times \Phi \times \alpha \times \beta + 85$$

 Φ : 有効光束 (lm)
 α : 超短焦点プロジェクタの場合は**1.2**、短焦点プロジェクタの場合は**1.1**、それ以外の場合は**1.0**
 β : 固体光源の場合は**1.5**、それ以外の場合は**1.0**
5. 「待機時消費電力」とは、製品が主電源に接続され、外部機器に接続しない状態で不定時間保たれる可能性のある最低消費電力をいう。待機（スタンバイ）は、製品の最低消費電力モードである。
6. 判断基準③については、AC遮断装置付の製品及び主として携帯目的の軽量型の製品には適用しない。
7. 判断基準④アの「情報提供がなされていること」とは、光源ランプ及び製品本体の包装、同梱

される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザーに対し水銀が使用されている旨、及び使用済の光源ランプの適正な廃棄方法に関する情報提供がなされていることをいう。

8. 判断基準④イの「回収する仕組みがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
 - ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済の光源ランプ又は製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
 - イ. 回収が適切に行われるよう、光源ランプ及び製品本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）がユーザーに見やすく記載されていること。
 - ウ. 光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザーに対し使用済の光源ランプ又は製品の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。
9. 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
10. 特定の化学物質の含有率基準値は、**JIS C 0950**（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記**JIS**の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては**JIS C 0950**に準ずるものとする。
11. 「光源ランプの交換時期」とは、光源ランプが初期照度の50%まで低下する平均点灯時間であって、適正なランプ交換を促すための目安の時間をいう。
12. 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
13. 調達を行う各所属は、次の事項に十分留意すること。
 - ア. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。
 - イ. マニュアルや付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。
 - ウ. 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、使用・廃棄等に当たって当該事項に配慮すること。
 - エ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みが構築されている場合は、回収の仕組みを利用した適切な処理を行うこと。
14. 判断基準③の待機時消費電力の基準は、令和2年度までは経過措置とし、この期間においては**0.5W**以下であることで本調達方針適合品とみなすこととする。

5-6 カートリッジ等

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達するカートリッジ等の総数（個数）に占める基準を満たす個数の割合を **100%**とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 斷 基 準 等
トナーカートリッジ	<p>【判断基準】</p> <p>①使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。 ②回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（トナーを除く）の50%以上であること。 ③回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体重量（トナーを除く）の95%以上であること。 ④回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。 ⑤トナーの化学安全性が確認されていること。 ⑥感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を处方構成成分として含まないこと。 ⑦使用される用紙が本調達方針に示した品目に該当する場合は、本調達方針適合品を使用することが可能であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料又は部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること。 ②各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
インクカートリッジ	<p>【判断基準】</p> <p>①使用済インクカートリッジの回収システムがあること。 ②回収したインクカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（インクを除く）の25%以上であること。 ③回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体重量（インクを除く）の95%以上であること。 ④回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。 ⑤インクの化学安全性が確認されていること。 ⑥使用される用紙が本調達方針に示した品目に該当する場合は、本調達方針適合品を使用することが可能であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

(備考)

1. 判断基準の対象とする「トナーカートリッジ」又は「インクカートリッジ」(以下「カートリッジ等」という。)は、新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は付属しているものは含まない。
2. 「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせて構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体単体又は現像ユニット単体で構成される製品はトナーカートリッジには含まれないものとする。
 - ア. 「新品トナーカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナーカートリッジをいう。
 - イ. 「再生トナーカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることを表記されたトナーカートリッジをいう。
3. 「インクカートリッジ」とは、インクジェット方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるインクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。ただし、インク容器単体で構成される製品はインクカートリッジには含まれないものとする。

- ア. 「新品インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたインクカートリッジをいう。
- イ. 「再生インクカートリッジ」とは、使用済インクカートリッジにインクを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたインクカートリッジをいう。
4. 「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。
5. 「再使用・マテリアルリサイクル率」とは、使用済みとなって排出され、回収されたカートリッジ等の質量のうち、再使用又はマテリアルリサイクルされた部品質量の割合をいう。ただし、「回収されたカートリッジ等」の対象から、ウェブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。
6. 「再資源化率」とは、使用済みとなって排出され、回収されたカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。ただし、「回収されたカートリッジ等」の対象から、ウェブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。
7. トナーカートリッジに係る判断基準①及びインクカートリッジに係る判断基準①の「回収システムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みのカートリッジ等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
- イ. カートリッジ本体に、製品名及び事業者名（ブランド名なども可）をユーザが見やすいように記載していること。
- ウ. 製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済カートリッジ等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。
8. トナーカートリッジに係る判断基準④及びインクカートリッジに係る判断基準④の「適正処理」とは、再使用又は再生利用できない部分について、使用済カートリッジ等を回収した事業者が自らの責任において適正に処理・処分していることをいい、他の事業者が実施する回収システムによって行う処理（事業者間において交わされた契約、合意等によって行う場合を除く。）は含まれない。ただし、その対象から、ウェブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。
9. トナー及びインクの「化学安全性」とは、次の基準による。
- ア. トナー及びインクには、以下の①～④の各物質が処方構成成分として添加されていないこと。ただし、②及び③の各物質が処方構成成分として添加されている場合にあっては、技術的に使用が不可避であり、かつ直ちに代替えが困難である場合は、適用免除に関する根拠資料等の情報が開示され、容易に確認できる場合はその限りではない。
- ①カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ニッケル及びその化合物。ただし、着色剤として用いられる分子量の大きいニッケルの錯化合物を除く。
- ②規則(EC)No.1272/2008 の Annex VI、の表 3.1 の CMR カテゴリ 1A、1B 又は 2 に分類される別表 1 の各物質。

別表 1 使用を制限する物質

危険有害性クラス	危険有害性カテゴリコード	CLP 規則(EC)No.1272/2008
発がん性	Carc.1A 及び 1B	H350 : 発がんのおそれ
発がん性	Carc.1A 及び 1B	H350i : 吸入による発がんのおそれ
発がん性	Carc.2	H351 : 発がんのおそれの疑い
生殖細胞変異原性	Muta.1A 及び 1B	H340 : 遺伝性疾患のおそれ
生殖細胞変異原性	Muta.2	H341 : 遺伝性疾患のおそれの疑い
生殖毒性	Repr.1A 及び 1B	H360 : 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
生殖毒性	Repr.2	H361 : 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い

REACH 規則第 59 条第 1 項に記載のリスト（いわゆる SVHC 候補リスト）に掲げられた物質は対象に含まれる。

③規則(EC)No.1272/2008 の Annex I に定められた以下の H フレーズを伴う混合物のラベリングを要する、又は同種混合物分類の要求に合致する別表 2 の物質。

別表 2 使用を制限する物質

危険有害性クラス	危険有害性カテゴリコード	CLP 規則(EC)No.1272/2008
特定標的臓器有害性、単回暴露	STOT SE1	H370 : 臓器の障害
特定標的臓器有害性、単回暴露	STOT SE2	H371 : 臓器の障害のおそれ
特定標的臓器有害性、反復暴露	STOT RE2	H372 : 長期にわたる、又は反復暴露により臓器の障害
特定標的臓器有害性、反復暴露	STOT RE2	H373 : 長期にわたる、又は反復暴露により臓器の障害のおそれ

④REACH 規則(EC)No.1097/2006 の Annex X VII Appendix8（別表 3）にリストされた発がん性芳香族アミンを生成するアゾ着色料（染料又は顔料）。

別表3 アゾ基の分解により生成してはならないアミン

化学物質名		CAS No.
1	4-アミノジフェニル	92-67-1
2	ベンジジン	92-87-5
3	4-クロロ-o-トルイジン	95-69-2
4	2-ナフチルアミン	91-59-8
5	o-アミノアゾトルエン	97-56-3
6	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
7	p-クロロアニリン	106-47-8
8	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
10	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
11	3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
12	3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
13	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
14	p-クレシン	120-71-8
15	4,4'-メチレンービス-(2-クロロアニリン)	101-14-4
16	4,4'-オキシジアニリン	101-80-4
17	4,4'-チオジアニリン	139-65-1
18	o-トルイジン	95-53-4
19	2,4-トルイレンジアミン	95-80-7
20	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
21	o-アニシジン	90-04-0
22	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3

- イ. トナー及びインクに殺虫・殺菌性物質を使用する場合には、「殺生物製品の市場での入手と使用を可能することに関する 2012 年 5 月 22 日付の欧洲議会及び理事会規則(EU)No528/2012」の Annex I にリストされ、製品分類 6 に該当する成分のみを処方構成成分として添加していること。ただし、リストされていない物質を使用する場合には、当該指令に基づいて承認申請が提出されていれば添加は許されるが、不認可が決定された場合にはその限りでない。
- ウ. トナー及びインクに関し、Ames 試験において陰性であること。
- エ. トナー及びインクの SDS (安全データシート) を備えていること。
10. 調達を行う各所属は、カートリッジ等の調達に当たって、本体機器への影響や印刷品質を勘案し、次の事項に十分留意すること。
- ア. 以下のカートリッジ等の品質保証がなされていること。
- ①自社規格によって品質管理が十分なされたものであり、印字不良・ジャム・トナー／インク漏れ・ノズル詰り・本体破損などの品質不良についての品質保証(使用される製品に起因する品質不良が発生した場合において、代替品の手配、機器本体の修理等) がなされていること(一般に本体機器の保証外のカートリッジ等の使用に起因する不具合への対応は、保守契約又は保証期間内であっても有償となる場合が多い。)。
 - ②判断基準を満足する製品の使用に起因するコピー機、プリンタ等の機器本体への破損故障等の品質に係る問題が発生した場合は、当該製品の情報(製品名、事業者名、ブランド名、機器本体名等) 及び発生した問題を記録するよう努めること
- イ. 使用目的・用途等を踏まえインクカートリッジを選択すること。
- ①写真画質等の高い印刷品質が必要な場合、長期保存する場合、直射日光の当たる場所での使用を想定する場合は、耐光性、耐オゾン性、耐水性等に優れ、本体機器と連携のとれたインクカートリッジを選択すること
 - ②新品インクカートリッジに充填されているインクと再生インクカートリッジに充填されているインクは同一のものではないことから発色が異なることを認識し、使用するインクカートリッジを選択すること
11. 調達を行う各所属は、カートリッジ等の調達に当たって、製品の化学安全性及び事業者の回収システム・リサイクルシステム・適正処理システム等の構築に関する信頼性の確保の観点から、事業者が次の書類を備えていること(例えば、事業者の判断で公開するウェブサイト等で確認できることなど) に十分留意すること。
- ア. トナー又はインクに関する Ames 試験に係る報告書等
- イ. トナー又はインクに関する SDS (化学物質等安全データシート)
- ウ. 配慮事項に示された各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断基準を満たすことを示す証明書等

6. 電子計算機等

6-1 電子計算機

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達する電子計算機の総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を **100%**とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
電子計算機	<p>【判断基準】</p> <p>① サーバ型電子計算機にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に80/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。</p> <p>② クライアント型電子計算機にあっては、アの要件又はイ、ウ及びエのいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 表2に示されたエネルギー消費効率が区分ごとの算定式により算定した基準エネルギー消費効率に100/70を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り上げた数値を上回らないこと。</p> <p>イ. デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ又はノートブックコンピュータの場合は、備考5アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考5イの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。</p> <p>ウ. ワークステーションの場合は、備考6アの算定式により算定した加重消費電力が備考6イの算定式により算定した最大加重消費電力以下であること。</p> <p>エ. シンクライアントの場合は、備考5アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考7の算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。</p> <p>③ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>④ 一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。</p> <p>⑤ 筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、少なくとも筐体又は部品の一つに再生プラスチック又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 資源有効利用促進法の判断基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>② 一般行政事務用ノートパソコンにあっては、二次電池（バッテリー）の駆動時間が必要以上に長くないこと。</p> <p>③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。</p> <p>④ 筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り高い配合率で使用されていること。</p> <p>⑤ 筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。</p> <p>⑥ 製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り削減されていること。</p> <p>⑦ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担低減に配慮されていること。</p> <p>⑧ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

(備考)

- 次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。
 - 演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの
 - 入出力用信号伝送路（最大データ転送速度が1秒につき**10**ギガビット以上のものに限る。）が**512**本以上のもの
 - 4（4は個数の意）を超える中央演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの
 - サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたもののうち、電子計算機毎に専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの
 - サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたもののうち、**64**ビットのコンピューターアーキテクチャ専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの
 - サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計されている中央演算処理装置以外の中央演算処理装置を用いたもののうち、十進浮動小数点演算を実行する機構を備えていない中央演算処理装置を搭載したもの
 - 専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるもの

2. 「サーバ型電子計算機」とは、ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。
3. 「クライアント型電子計算機」とは、サーバ型電子計算機以外の電子計算機をいう。
4. 判断基準②イ、ウ及びエ、備考5から備考8において使用するコンピュータの種類及び動作モードは、以下のとおり。
 - ア. コンピュータの種類
 - 1.デスクトップコンピュータとは、主要装置(本体)が机又は床の上等に設置されることを想定したコンピュータであって、携帯用には設計されておらず、外付けのモニタ、キーボード、マウス等を使用するものをいう。
 - 2.一体型デスクトップコンピュータとは、1つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける単一機器としてコンピュータとコンピュータディスプレイが機能するデスクトップコンピュータをいう。
 - 3.ノートブックコンピュータとは、携帯用に設計され、交流電力源への直接接続有り又は無しのいずれかで長時間動作するように設計されたコンピュータであって、一体型ディスプレイを装備しているものをいう。
 - 4.ワークステーションとは、集約的演算タスクのうち、グラフィックス、CAD、ソフトウェア開発、金融や科学的用途などに通常使用される高機能單一ユーザコンピュータをいう。
 - 5.シンクライアントとは、主要機能を得るために遠隔コンピュータ資源への接続に依存する独立給電型コンピュータであって、携帯用ではなく、卓上等の常設場所への設置を想定しているものをいう(回転式記憶媒体のない機器に限る。)。また、ハードウェアとディスプレイが1つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける一体型シンクライアントを含む。なお、携帯用として設計され、シンクライアント及びノートブックコンピュータの定義をともに満たすコンピュータは、本項においてノートブックコンピュータに含まれるものとする。

イ. 動作モード

- 1.オフモードとは、主電源に接続され、製造事業者の説明書に従って使用される製品において、最低消費電力状態であり、使用者は電源をオフにしていない(影響を与えていない)状態をいう。
- 2.スリープモードとは、一定時間使用されない時に、自動的に又は手動選択により入る低電力状態をいう。
- 3.アイドル状態とは、オペレーティングシステムやその他のソフトウェアの読み込みが終了し、ユーザプロファイルが作成され、初期設定によって当該コンピュータが開始する基本アプリケーションに動作が限定されており、スリープモードではない状態をいう。アイドル状態は、長期アイドルモードと短期アイドルモードの2つのモードにより構成される。
- 4.長期アイドルモードとは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面を表示しない低電力状態に移行しているが、作業モードに維持されている時のモードをいう。
- 5.短期アイドルモードとは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面はオン状態で、長期アイドルは開始していないモードをいう。

各動作モードにおける消費電力の測定方法については、「国際エネルギーestarプログラム制度運用細則(平成31年2月施行)別表第2-1」による。

5. デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ及びシンクライアントに係る標準年間消費電力量の算定方法、デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータに係る最大年間消費電力量の算定方法は、以下の式による。

ア. 標準年間消費電力量

$$E = (8,760/1,000) \times (P_{OFF} \times T_{OFF} + P_{SL} \times T_{SL} + P_{LI} \times T_{LI} + P_{SI} \times T_{SI})$$

E : 標準年間消費電力量 (単位 : kWh/年)

P_{OFF} : オフモード消費電力 (単位 : W)

P_{SL} : スリープモード消費電力 (単位 : W)

P_{LI} : 長期アイドルモード消費電力 (単位 : W)

P_{SI} : 短期アイドルモード消費電力 (単位 : W)

T_x : 表3-1及び表3-2に規定する年間の時間割合 (単位 : %)

スリープモードに替わり、代替低電力モード(10W以下の場合に限る。)を用いるデスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータ並びに独立したシステムのスリープモードを持たないシンクライアントについては、上記算定式において、スリープモード消費電力(P_{SL})の代わりに長期アイドルモード消費電力(P_{LI})を使用することができる。

イ. 最大年間消費電力量

$$E_{MAX} = (1+A) \times (TEC_{BASE} + TEC_{MEM} + TEC_{GR} + TEC_{ST} + TEC_{DIS} + TEC_{SW} + TEC_{EEE})$$

E_{MAX} : 最大年間消費電力量 (単位 : kWh/年)

A : 表3-3に規定する効率を満たす電源装置に付与される許容値

TEC_{BASE} : 表3-4(デスクトップコンピュータ又は一体型デスクトップコンピュータ)、表3-5(ノートブックコンピュータ)に規定する基本許容値 (単位 : kWh)

TEC_{MEM} : 表3-6に規定するシステム搭載メモリの追加許容値 (単位 : kWh/ギガバイト)

TEC_{GR} : 表3-6に規定する独立型グラフィックス許容値 (単位 : kWh)

TEC_{ST} : 表3-6に規定する内部記憶装置(ストレージ)の追加許容値 (単位 : kWh)

TEC_{DIS} : 表3-6に規定する性能強化ディスプレイの追加許容値 (単位 : kWh)

TEC_{SW} : 表3-6に規定する切替可能グラフィックスの追加許容値 (単位 : kWh)

TEC_{EEE} : 表3-6に規定するIEEE802.3az準拠型(節電型イーサネット)ギガビットイーサネットポートごとに適用する追加許容値 (単位 : kWh/ギガビット)

6. ワークステーションに係る加重消費電力及び最大加重消費電力の算定方法は、以下の式による。

ア. 加重消費電力

$$\text{加重消費電力 (W)} = 0.35 \times P_{OFF} + 0.10 \times P_{SL} + 0.15 \times P_{LI} + 0.40 \times P_{SI}$$

P_{OFF} : オフモード消費電力 (単位: W)

P_{SL} : スリープモード消費電力 (単位: W)

P_{LI} : 長期アイドルモード消費電力 (単位: W)

P_{SI} : 短期アイドルモード消費電力 (単位: W)

イ. 最大加重消費電力

$$\text{最大加重消費電力 (W)} = 0.28 \times (P_{MAX} + N_{HDD} \times 5) + 8.76 \times P_{EEE} \times 0.65$$

P_{MAX} : 最大消費電力測定値 (単位: W)

N_{HDD} : HDD (ハードディスクドライブ) 又は SSD (半導体ドライブ) の搭載数

P_{EEE} : IEEE802.3az 準拠型 (節電型イーサネット) ギガビットイーサネットポートごとに適用する許容値 **0.2W/ギガビット**

7. シンクライアントに係る最大年間消費電力量の算定方法は、次式による。

$$ET_{MAX} = TEC_{BASE} + TEC_{GR} + TEC_{WOL} + TEC_{DIS} + TEC_{EEE}$$

ET_{MAX} : 最大年間消費電力量 (単位: kWh/年)

TEC_{BASE} : 基本許容値 **31W**

TEC_{GR} : 独立型グラフィックス許容値 **36W**

TEC_{WOL} : ウェイクオンラン (WOL) 許容値 **2W**

TEC_{DIS} : 表3-6に規定する一体型デスクトップコンピュータに対する一体型ディスプレイ許容値 (単位: kWh)

TEC_{EEE} : 表3-6に規定する IEEE802.3az 準拠型 (節電型イーサネット) ギガビットイーサネットポートごとに適用する追加許容値 (単位: kWh/ギガビット)

ただし、 TEC_{GR} 、 TEC_{WOL} 、 TEC_{DIS} 及び TEC_{EEE} の許容値の加算については、出荷時に初期設定で有効にされている場合に限る。

8. 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

9. 判断基準③については、パーソナルコンピュータに適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950 (電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法) の附属書Aの表A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率準値) に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C0950 に準ずるものとする。

10. 「一般行政事務用ノートパソコン」とは、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のものであって、通常の行政事務の用に供するもの（携帯を行う場合や一般行政事務以外の用途に使用されるものは除く。）をいう。

11. 「搭載機器・機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。なお、赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PCカード、S-ビデオ端子等のインターフェースは、装備されていないことが望ましい。
ア. 内蔵モデム、CD/DVD、BD等は、標準搭載されていないこととし、調達時に選択又は外部接続可能であること。

イ. 周辺機器を接続するためのUSBインターフェースを複数備えていること。

12. 一般行政事務用ノートパソコンの二次電池（バッテリー）に必要な駆動時間とは、停電等の緊急時において、コンピュータを終了させ、電源を遮断する（シャットダウン）ための時間が確保されていることをいう。

13. 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

14. 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

15. 判断基準⑤の筐体又は部品には本体機器に付属するACアダプタ等を含む。また、判断基準⑤については、サーバ型電子計算機及びシンクライアントには適用しない。

16. 調達を行う各所属は、次の事項に十分留意すること。

ア. 化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

イ. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。

ウ. マニュアルやリカバリ CD 等の付属品については必要最小限とするようなライセンス契約の方法を検討すること。

17. 判断基準①及び②アのエネルギー消費効率に係る基準については、判断基準を満たす製品の市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表1 サーバ型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率

区分		基準エネルギー消費効率
中央演算処理装置の種別	中央演算処理装置のソケット数	
x86	1	8.9
	2	11.9
	4	8.9
SPARC	1	6.3
	2	4.2
	4	3.5
Power	1	4.6
	2	4.9
	4	4.2

- 備考) 1 「x86」とは、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置のうち、電子計算機毎に専用に設計された中央演算処理装置以外のものであって、32ビットのアーキテクチャと互換性をもった64ビットのものをいう。
- 2 「SPARC」とは、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置以外の中央演算処理装置のうち、十進浮動小数点演算を実行する機能とレジスタ制御機能を備えたものをいう。レジスタ制御機能とは、レジスタの内容を中央演算処理装置内に退避及び復元する機構をもつことで、主プログラムで使用中のレジスタの内容をメモリに退避及び復元することなくサブルーチンプログラムでそのレジスタを使用可能とする機能をいう。
- 3 「Power」とは、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置以外の中央演算処理装置のうち、十進浮動小数点演算を実行する機能を備えているが、レジスタ制御機能は備えていないものをいう。
- 4 エネルギー消費効率の算定法については、「電子計算機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成31年経済産業省告示第69号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (1)」による。

表2 クライアント型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区分					基準エネルギー消費効率の算定式
製品形態の種別	Pスコア	画面サイズ	筐体容量	区分名	
ノートブックパソコン用データ	8未満	15型未満	—	A	E=5.21+TEC _{MEM} +TEC _{DIS} +TEC _{ST} +TEC _{GR}
		15型以上	—	B	E=7.75+TEC _{MEM} +TEC _{DIS} +TEC _{ST} +TEC _{GR}
	8以上	—	—	C	E=11.34+TEC _{MEM} +TEC _{DIS} +TEC _{ST} +TEC _{GR}
デスクトップパソコン用データ	一体形	8未満	—	D	E=39.87+TEC _{MEM} +TEC _{DIS} +TEC _{ST} +TEC _{GR}
		8以上	—	E	E=53.32+TEC _{MEM} +TEC _{DIS} +TEC _{ST} +TEC _{GR}
	分離型	—	5L未満	F	E=29.59+TEC _{MEM} +TEC _{ST} +TEC _{GR}
		—	5L以上 20L未満	G	E=31.33+TEC _{MEM} +TEC _{ST} +TEC _{GR} +TEC _{PW}
		—	20L以上 35L未満	H	E=28.45+TEC _{MEM} +TEC _{ST} +TEC _{GR} +TEC _{PW}
		—	35L以上	I	E=40.47+TEC _{MEM} +TEC _{ST} +TEC _{GR} +TEC _{PW}

- 備考) 1 「一体形デスクトップパソコン用データ」とは、コンピュータ本体とディスプレイが一つの交流電源ケーブルを介して交流電力を受け单一機器として機能するデスクトップコンピュータをいう。
- 2 「分離型デスクトップパソコン用データ」とは、ディスプレイを有さないコンピュータ本体と外部ディスプレイからなるデスクトップコンピュータをいう。
- 3 「Pスコア」とは、中央演算処理装置のコア数に中央演算処理装置のクロック周波数(単位:ギガヘルツ)を乗じた数値とする。
- 4 「画面サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点第2位以下を四捨五入した数値とする。
- 5 「筐体容量」とは、電子計算機においてハードウェアを構成する部品を収納する筐体の容量をリットルで表した数値とする。
- 6 Eは次の数値を表すものとする。
E: 基準エネルギー消費効率(単位:kWh/年)
- 7 TEC_{MEM}の数値は次の式により算出するものとする。
 $TEC_{MEM} = M_{MAX} \times \alpha_M$

M_{MAX} : キャッシュメモリを除いた最大記憶容量（単位：ギガバイト）

α_M の数値は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる数値とする。

区分	α_M
区分 A、B 及び C	0.186
区分 D、E、F、G、H 及び I	0.248

8 TEC_{DIS} は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる算定式により算出するものとする。

区分	画面サイズ	TEC_{DIS}
区分 A、B 及び C	—	$TEC_{DIS} = (8.76 \times 0.30) \times ((S \div 2.54^2) \times 0.0300 + r \times 0.244)$
区分 D 及び E	17.4型未満	$TEC_{DIS} = (8.76 \times 0.35) \times ((S \div 2.54^2) \times 0.0300 + r \times 0.244)$
	17.4型以上	$TEC_{DIS} = (8.76 \times 0.35) \times ((S \div 2.54^2) \times 0.0393)$

S : 表示画面の縦寸法に横寸法を乗じて小数点2位以下を四捨五入した数値(単位：平方センチメートル)

r : 画面に表示される総画素数（単位：メガピクセル）

9 TEC_{ST} は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる数値とし、2.5型磁気ディスク装置及び3.5型磁気ディスク装置のいずれも有さない場合は0とする。

区分	磁気ディスク装置の種別	TEC_{ST}
区分 A、B 及び C	—	2.510
区分 D、E、F、G、H 及び I	2.5型磁気ディスク装置を有するもの 3.5型磁気ディスク装置を有するもの	3.140 20.380

10 TEC_{GR} は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる算定式により算出するものとし、独立型GPUを有さない場合は0とする。

区分	TEC_{GR}
区分 A、B 及び C	$TEC_{GR}=4.198$
区分 D、E、F、G、H 及び I	$TEC_{GR}=0.587 \times FB + 30.463$

FB : 画面に表示する画像データを一時的に保管するメモリ領域（単位：ギガビット/秒）

ただし、上記の算定式の結果、 TEC_{GR} が130以上の場合は130の数値を用いるものとする。

11 TEC_{PW} の数値は次の式により算出するものとする。

$$TEC_{PW} = P_{AC} \times 0.0543$$

P_{AC} : 内部電源装置の定格入力（単位：W）

12 エネルギー消費効率の算定法については、「電子計算機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成31年経済産業省告示第69号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (2)」による。

表3-1 デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びシンクライアントのモード別比率

モード	従来型	プロキシ対応型・全対応
T _{OFF}	45%	20%
T _{SL}	5%	45%
T _{LI}	15%	5%
T _{SI}	35%	30%

備考) プロキシ対応型・全対応のモード別比率を適用する製品は、以下の条件1又は条件2のいずれかを満たしていること。表3-2において同じ。

【条件1】

- 特許外の完全なネットワーク接続性（プロキシ対応型・全対応）の規格を満たしていること。
- 実際に使用する完全なネットワーク接続性の能力を出荷時に初期設定で有効にしていること。

【条件2】

- スリープモード又は2W以下の電力でネットワーク接続を維持する代替低電力モードを可能にすること。

表3-2 ノートブックコンピュータのモード別比率

モード	従来型	プロキシ対応型・全対応
T _{OFF}	25%	25%
T _{SL}	35%	45%
T _{LI}	10%	5%
T _{SI}	30%	25%

表3-3 内部電源装置許容値(A)

電源装置	対象機器	負荷条件別最低効率				電源装置 許容値
		10%	20%	50%	100%	
内部電源 装置 (IPS)	デスクトップ	0.86	0.90	0.92	0.89	0.015
		0.90	0.92	0.94	0.90	0.03
	一体型	0.86	0.90	0.92	0.89	0.015
	デスクトップ	0.90	0.92	0.94	0.90	0.04

表3-4 デスクトップコンピュータ又は一体型デスクトップコンピュータの基本許容値(TEC_{BASE})

区分	グラフィックスの種類	デスクトップ又は 一体型デスクトップ	
		性能	基本許容値
0	グラフィックス全て	P≤3	69.0
I1	一体型又は切替可能 グラフィックス	3<P≤6	112.0
I2		6<P≤7	120.0
I3		P>7	135.0
D1	独立型グラフィックス	3<P≤9	115.0
D2		P>9	135.0

(備考) P の算定方法は、次式による。表3-5において同じ。

$$P = \text{CPU のコア数} \times \text{CPU クロック周波数 (GHz)}$$

コア数は物理的なCPUのコア数を表し、CPUクロック周波数(GHz)は、TDP最大周波数を表し、ターボブースト周波数ではない。

表3-5 ノートブックコンピュータの基本許容値 (TEC_{BASE})

区分	ノートブック	
	性能	基本許容値
0	P≤2	6.5
1	2<P<8	8.0
2	P≥8	14.0

表3-6 デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ及びシンクライアントにおける独立型グラフィックス許容値 (TEC_{GR}) 及び追加許容値

許容値区分		デスクトップ	一体型 デスクトップ	ノートブック
TEC _{MEM} (kWh)		0.8		2.4 + (0.294 × GB)
TEC _{GR} (kWh)	G1	FB_BW≤16	36	$29.3 \times \tanh(0.0038 \times FB_BW - 0.137) + 13.4$
	G2	16<FB_BW≤32	51	
	G3	32<FB_BW≤64	64	
	G4	64<FB_BW≤96	83	
	G5	96<FB_BW≤128	105	
	G6	FB_BW>128 フレームバッファ幅<192bit	115	
	G7	FB_BW>128 フレームバッファ幅≥192bit	130	
TEC _{SW} (kWh)		0.5 × G1		適用なし
TEC _{EEE} (kWh)		8.76 × 0.2 × (0.15 + 0.35)		適用なし
TEC _{ST} (kWh)		26		2.6
TEC _{DIS} (kWh)		適用なし	8.76 × 0.35 × (1+EP) × (4 × r + 0.05 × A)	8.76 × 0.30 × (1+EP) × (0.43 × r + 0.0263 × A)

- 備考)
- 1 TEC_{MEM}は、システム搭載メモリのGB毎に適用するものとする。
 - 2 TEC_{GR}は、システムに搭載した独立型グラフィックスに適用するものとする。切替可能なグラフィックスには適用しない。
 - 3 FB_BWは、ギガバイト毎秒(GB/s)によるディスプレイフレームバッファ幅であり、算定方法は、次式による。

$$FB_BW = \text{データレート (MHz)} \times \text{フレームバッファ幅} / (8 \times 1000)$$
 - 4 切替可能グラフィックス(TEC_{SW})には、独立型グラフィックス許容値(TEC_{GR})を適用することはできないものとする。ただし、切替可能グラフィックスを提供し、初期設定により独立型グラフィックスを有効にするデスクトップ及び一体型デスクトップコンピュータについては、該当するG1グラフィックス許容値の50%に相当する許容値を適用することができる。
 - 5 TEC_{EEE}は、出荷時に有効なIEEE802.3az準拠型(節電型イーサネット)ギガビットイーサネットポート毎に適用するものとする。
 - 6 TEC_{ST}は、製品に2つ以上の内部記憶装置(ストレージ)が存在する場合に、1回のみ適用することができる。
 - 7 TEC_{DIS}におけるEPは、性能強化ディスプレイに関する許容値であり、次のとおり。

EP=0 : 性能強化ディスプレイなし

EP=0.3 : 性能強化ディスプレイあり、画面の対角線が27インチ未満

EP=0.75 : 性能強化ディスプレイあり、画面の対角線が27インチ以上

rはスクリーン解像度(メガピクセル)、Aは可視スクリーン面積(平方インチ)

6-2 磁気ディスク装置

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達する磁気ディスク装置の総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を**100%**とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
磁気ディスク装置	<p>【判断基準】</p> <p>○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率の数値を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</p> <p>②使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑥製品の梱包又は包装にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p>

(備考) 1 次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「磁気ディスク装置」に含まれないものとする。

- ①記憶容量が**1ギガバイト**以下のもの
- ②ディスクの直径が**40mm**以下のもの
- ③最大データ転送速度が**1秒につき270ギガバイト**を超えるもの
- 2 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 3 特定の化学物質の含有率基準値は、**JIS C 0950**（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表**A.1**（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記**JIS**の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては**JIS C 0950**に準ずるものとする。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 5 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の**LCA**専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

表 磁気ディスク装置に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区分				基準エネルギー消費効率の算定式
磁気ディスク装置の種別	磁気ディスク装置の形状及び性能	回転数	用途	
単体ディスク	ディスクサイズが 75mm 超であってディスク枚数が 1 枚のもの			$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 30.8)$
	ディスクサイズが 75mm 超であってディスク枚数が 2 枚又は 3 枚のもの			$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.2)$
	ディスクサイズが 75mm 超であってディスク枚数が 4 枚以上のもの			$E = \exp(2.11 \times \ln(N) - 23.5)$
	ディスクサイズが 50mm 超 75mm 以下であってディスク枚数が 1 枚のもの	5000 回毎分以下		$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 29.8)$
		5000 回毎分超		$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.2)$
		6000 回毎分以下		$E = \exp(4.30 \times \ln(N) - 43.5)$
	ディスクサイズが 50mm 超 75mm 以下であってディスク枚数が 2 枚又は 3 枚のもの	5000 回毎分以下		$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.5)$
		5000 回毎分超		$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 32.2)$
		6000 回毎分以下		$E = \exp(4.58 \times \ln(N) - 46.8)$
	ディスクサイズが 50mm 超 75mm 以下であってディスク枚数が 4 枚以上のもの			$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.9)$
	ディスクサイズが 40mm 超 50mm 以下であってディスク枚数が 1 枚のもの			$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 30.2)$
	ディスクサイズが 40mm 超 50mm 以下であってディスク枚数が 2 枚以上のもの			$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 30.9)$
サブシステム			メインフレームサーバ用のもの	$E = \exp(1.85 \times \ln(N) - 18.8)$
			メインフレームサーバ用以外のもの	$E = \exp(1.56 \times \ln(N) - 17.7)$

(備考) 1 「メインフレームサーバ」とは、専用 CISC (ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPU のうち、電子計算機毎に専用に設計されたものをいう。) が搭載されたサーバ型電子計算機 (ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。) をいう。

2 E 及び N は次の数値を表すものとする。

E : 基準エネルギー消費効率

N : 回転数 (単位 : 回毎分)

3 ln は底を e とする対数を表す。

4 「単体ディスク」とは、ディスクドライブが单一のものをいう。「サブシステム」とは、ディスクドライブを複数有するものをいう。

5 エネルギー消費効率の算定法については、「磁気ディスク装置のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 22 年経済産業省告示第 75 号) の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

6-3 ディスプレイ

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達するディスプレイの総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を 100%とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
ディスプレイ	<p>【判断基準】</p> <p>①コンピュータモニタにあっては、備考3の算定式により算定した年間消費電力量が備考4アの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。</p> <p>②サイネージディスプレイにあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 備考5の算定式により算定したオンモード消費電力が備考6アの算定式により算定した最大オンモード消費電力以下であること。</p> <p>イ. スリープモード消費電力が備考7の算定式により算定したスリープモード消費電力基準以下であること。</p> <p>③オフモード消費電力が0.5W以下であること。</p> <p>④動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ること。</p> <p>⑤特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>②資源有効利用促進法の判断基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

(備考) 1 判断基準の対象とする「ディスプレイ」は、ディスプレイスクリーン及び関連電子装置を有する製品であって、主な機能として、一つ以上の入力を介したコンピュータ、ワークステーション又はサーバ、外部ストレージ、もしくはネットワーク接続からの視覚情報を表示するもの（コンピュータモニタ及びサイネージディスプレイ）とする。

コンピュータモニタは、卓上での使用を基本とし、かつ、一人の人が見ることを想定したものである。また、サイネージディスプレイは、通常、卓上の使用を基本とせず、かつ、複数の人が見ることを想定したものであって、次の①から④の要件のうち、**2つ以上**を満たすものとする。

- ①対角線画面サイズが**30インチ**を超えるもの
- ②最大公表輝度が**1平方メートル当たり 400カンデラ (400cd/m²)**を超えるもの
- ③画素密度が**1平方インチ当たり 5,000ピクセル (5,000ピクセル/in²)**以下であるもの
- ④搭載スタンドなしで出荷するもの

2 判断基準②、判断基準③及び備考3から備考7において使用する動作モードは、以下のとおり。ただし、オフモードを備えていない製品の場合は、判断基準③は適用しない。

- ①「オンモード」とは、ディスプレイが稼働し、主な機能を提供しているモードをいう。
- ②「スリープモード」とは、ディスプレイが一つ以上の主要ではない保護機能又は継続機能を提供する低電力モードをいう。なお、スリープモードは、以下の機能を有している。

- ・遠隔スイッチ、タッチ機能、内部センサー又はタイマーを経由してオンモードにする。
- ・時計を含む情報を提供する又は状態を表示する。
- ・センサー機能を維持する。
- ・ネットワークの存在を維持することができる。

③「オフモード」とは、ディスプレイが電力源に接続され、視覚情報を提供せず、かつ遠隔装置、内部信号又は外部信号により他のいかなるモードへも切り替えができないモードをいう。なお、ディスプレイは、使用者による統合型電源スイッチ又は制御装置の直接的な操作によってのみ、本モードを抜け出ができる。また、一部の製品については、オフモードを持たないこともある。

3 コンピュータモニタに係る年間消費電力量の算定方法は、次式による。

$$ETEC = 8.76 \times (0.35 \times P_{ON} + 0.65 \times P_{SLEEP})$$

ETEC : 年間消費電力量（単位 : kWh）

P_{ON} : オンモード消費電力（単位 : W）

P_{SLEEP} : スリープモード消費電力（単位 : W）

4 コンピュータモニタに係る最大年間消費電力量、自動明るさ調節許容値及びタッチ機能許容値の算定方法は、次式による。

ア. 最大年間消費電力量

$$\text{最大年間消費電力量 (kWh)} = (ETEC_MAX + E_{EP} + E_{ABC} + E_N + E_{os} + E_T) \times eff_{AC_DC}$$

ETEC_{MAX} : 表1により算定された最大消費電力量基準（単位 : kWh）

E_{EP} : 表2により算定された性能強化ディスプレイに適用される許容値（単位：kWh）

E_{ABC} : 下記イにより算定された自動明るさ調節に適用される許容値（単位：kWh）

E_N : 完全なネットワーク接続性に適用される許容値 $E_N=2.9$ (kWh)

E_{OS} : 占有センサーに適用される許容値 $E_{OS}=1.7$ (kWh)

E_T : 下記ウにより算定されたタッチ機能に適用される許容値（単位：kWh）

eff_{AC_DC} : ディスプレイの給電で発生する交流・直流変換損失の標準補正係数であり、交流給電ディスプレイは1.0、標準直流ディスプレイは0.85

イ. 自動明るさ調節許容値

自動明るさ調節が初期設定で可能なコンピュータモニタの場合、オンモード電力低減率 R_{ABC} を算定し、 R_{ABC} が20%以上の場合に、自動明るさ調節許容値 E_{ABC} を適用する。オンモード電力低減率 R_{ABC} 及び自動明るさ調節許容値 E_{ABC} の算定方法は、次式による。

$$R_{ABC} = 100 \times ((P_{300} - P_{12}) / P_{300})$$

P_{300} : 300lxの周囲光水準で試験したときのオンモード消費電力（単位：W）

P_{12} : 12lxの周囲光水準で試験したときのオンモード消費電力（単位：W）

$$E_{ABC} (\text{kWh}) = 0.05 \times E_{TEC_MAX}$$

E_{TEC_MAX} : 最大消費電力量基準（単位：kWh）

ウ. タッチ機能許容値

$$E_T (\text{kWh}) = 0.15 \times E_{TEC_MAX}$$

E_{TEC_MAX} : 最大消費電力量基準（単位：kWh）

5 サイネージディスプレイに係る最大オンモード消費電力の算定方法は、次式による。

$$P_{ON_MAX} = (4.0 \times 10^{-5} \times L \times A) + 119 \times \tanh(0.0008 \times (A - 200.0) + 0.11) + 6$$

P_{ON_MAX} : 最大オンモード消費電力（単位：W）

A : 可視画面面積（単位：平方インチ）

L : 最大測定輝度（単位：cd/m²）

6 サイネージディスプレイに係るオンモード消費電力及び自動明るさ調節許容値の算定方法は、次式による。

ア. オンモード消費電力

$$\text{オンモード消費電力 (W)} = P_{ON_MAX} + P_{ABC}$$

P_{ON_MAX} : 最大オンモード消費電力（単位：W）

P_{ABC} : 下記イにより算定された自動明るさ調節に適用される許容値（単位：W）

イ. 自動明るさ調節許容値

自動明るさ調節が初期設定で可能なサイネージディスプレイの場合、備考4イによりオンモード電力低減率 R_{ABC} を算定し、 R_{ABC} が20%以上の場合に、自動明るさ調節許容値 P_{ABC} を適用する。自動明るさ調節許容値 P_{ABC} の算定方法は、次式による。

$$P_{ABC} (\text{W}) = 0.05 \times P_{ON_MAX}$$

P_{ON_MAX} : 最大オンモード消費電力（単位：W）

7 サイネージディスプレイに係るスリープモード消費電力基準の算定方法は、次式による。なお、最大スリープモード消費電力及び各許容値は、下表による。

$$P_{SLEEP_MAX} = P_{SLEEP_MAX} + P_N + P_{OS} + P_T$$

P_{SLEEP_MAX} : 最大スリープモード消費電力（単位：W）

P_N : 完全なネットワーク接続性に適用される許容値（単位：W）

P_{OS} : 占有センサーに適用される許容値（単位：W）

P_T : タッチ機能に適用される許容値（単位：W）

表 画面サイズによるスリープモード消費電力基準及び各許容消費電力

画面サイズ (インチ)	P_{SLEEP_MAX} (W)	P_N (W)	P_{OS} (W)	P_T (W)
画面サイズ≤30	0.5	3.0	0.3	0.0
画面サイズ>30				1.5

8 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

9 判断基準⑤については、パーソナルコンピュータ表示装置に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。

10 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

11 調達を行う各所属は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

12 消費電力等の測定方法については、「国際エネルギー・スタープログラムの制度運用細則（平成26年7月施行別表第2-2（平成28年10月発効）」による。

表1 コンピュータモニタに係る最大消費電力量基準

可視画面面積（平方インチ）	最大消費電力量基準（kWh）
A < 130	(6.13×r) + (0.06×A) + 9
130 ≤ A < 150	(6.13×r) + (0.69×A) - 72.38
150 ≤ A < 180	(6.13×r) + (0.21×A) - 0.50
180 ≤ A < 200	(6.13×r) + (0.05×A) + 28
200 ≤ A < 230	(6.13×r) + (0.03×A) + 31.33
230 ≤ A < 280	(6.13×r) + (0.2×A) - 7
280 ≤ A < 300	(6.13×r) + 49
300 ≤ A < 500	(6.13×r) + (0.2×A) - 11
A ≥ 500	(6.13×r) + 89

備考) r は画面解像度（メガピクセル）を、A は可視画面面積（平方インチ）をそれぞれ表す。

表2 コンピュータモニタに係る性能強化ディスプレイの消費電力量の許容値

色域区分	許容値（kWh）
CIE LUV の 32.9%以上	0.15 × (ETEC_MAX - 6.13 × r)
CIE LUV の 38.4%以上	0.65 × (ETEC_MAX - 6.13 × r)

備考) 1 次の①から③の全てを満たすコンピュータモニタについては、本表に従って算定された性能強化ディスプレイの消費電力量の許容値を最大年間消費電力量に用いることができる。

- ①画面カバーガラスの有無にかかわらず、平面画面では少なくとも **85°** から直角の水平視野角度において、曲面画面においては少なくとも **83°** から直角の水平視野角度において、最低 **60 対 1** のコントラスト比であること
- ②基本解像度は **2.3 メガピクセル** 以上であること
- ③色域は **CIE LUV の 32.9%以上** であること

2 ETEC_MAX は最大消費電力量基準を、r は画面解像度（メガピクセル）をそれぞれ表す。

6-4 記録用メディア

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達する記録用メディアの総数（個数）に占める基準を満たす個数の割合を **100%** とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
記録用メディア	<p>【判断基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと [判断基準はケースに適用]</p> <p>①再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること</p> <p>②厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること、又は集合タイプ(スピンドルタイプなど)であること</p> <p>③植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること</p> <p>④紙製にあっては、古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

- 備考) 1 判断基準の対象とする「記録用メディア」は、直径 **12cm** の **CD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM、BD-R、BD-RE** とする。
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 3 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の**LCA** 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 **18** 年 **2** 月 **15** 日）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

7. オフィス機器等

7-1 シュレッダー

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達するシュレッダーの総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を **100%**とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
シュレッダー	<p>【判断基準】</p> <p>①待機時消費電力が、1.5W以下であること。 ②低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードへの移行時間が出荷時に10分以下に設定されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ②使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、判断基準の対象とする「シュレッダー」に含まれないものとする。

①裁断モーターの出力が **500W** 以上のもの

②裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 「待機時消費電力」とは、電源を入れた状態で、裁断を行っていないときに消費される電力をいう。ただし、低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードにおける消費電力をいう。

4 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。

5 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。

6 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

7 特定の化学物質の含有率基準値は、**JIS C 0950**（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書**A**の表**A.1**（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記**JIS**の附属書**B**に準ずるものとする。

7-2 デジタル印刷機

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達するデジタル印刷機の総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を **100%**とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
デジタル印刷機	<p>【判断基準】</p> <p>①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準の数値を上回らないこと。</p> <p>②使用される用紙が本調達方針に示した品目に該当する場合は、本調達方針適合品を使用することが可能であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</p> <p>②インク容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。</p> <p>④分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>⑤一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑥低電力モード（一定時間操作が行われなかつた後に自動的に切り替えられる低電力状態をいう。以下同じ。）及びオートシャットオフモード（一定時間操作が行われなかつた後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下同じ。）への移行時間は出荷時に5分以下に設定されていること。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする。</p> <p>⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

- 備考)
- 「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自动印刷機をいう。
 - 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。
 - 特定の化学物質の含有率基準値は、**JIS C 0950**（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書**A**の表**A.1**（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記**JIS**の附属書**B**に準ずるものとする。
 - 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 デジタル印刷機のエネルギー消費効率の基準

		デジタル印刷機エネルギー消費効率 (W)			
		A3 対応機		B4 対応機, A4 対応機	
		プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時	プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時
プリンタ機能標準装備型		35.5	28	22	20
上記以外	プリンタ機能あり	35.5		22	
	プリンタ機能なし		24		19

- (備考)
- 「プリンタ機能標準装備型」とは、パソコンの出力プリンタとして動作する機能が標準装備として付加され、製品として切り離すことのできないものをいう。

- 「上記以外」とは、拡張機能としてパソコンの出力プリンタとして動作する機能を付加できるもの及びパソコンの出力プリンタとして動作することができないものをいう。

- 「A3 対応機」、「B4 対応機」、「A4 対応機」とは、次による。

A3 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ **287mm**、**409mm** 以上のもの

B4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ **250mm**、**353mm** 以上のもの

A4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ **204mm**、**288mm** 以上のもの

- エネルギー消費効率の算定方法については次式による。

$$E = (A + 7 \times B) / 8$$

A : 機械立ち上げ時の 1 時間における消費電力量 (Wh)

- 電源の投入後、印刷速度はデフォルトで、テストチャートを使用して 1 版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で 2 版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。

- ・ 電源投入後速度変更はしない。
- B : 通常時の 1 時間における消費電力量 (Wh)**
- ・ A の測定終了後 1 版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件下 2 版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。
- A、B の測定条件**
- | | |
|---|---------------------------------------|
| ① 1 版当たりの印刷枚数 | 200 枚／版 |
| ② 1 時間の製版枚数 | 2 版／時 |
| ③ 1 時間の印刷枚数 | 400 枚／時 |
| ④ 印刷速度 | 工場出荷時に設定された電源投入時の速度 |
| ⑤ テストチャート | A4、画像面積比率 4~7% |
| ⑥ 標準印刷用紙 | 64g/m²の上質紙 |
| ⑦ 測定時の環境条件 | 温度：21±3°C／湿度：65±10%
測定前に 12 時間以上放置 |
| ⑧ プリンタ機能非作動時の測定の場合、放置時におけるオートシャットオフモード又は低電力モードへの移行を認める。 | |
| ⑨ 低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は 5 分にセットする。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値を用いる。 | |
| ⑩ プリンタ機能作動時の測定の場合、オートシャットオフモード機能を作動させてはならない、また、放置時における低電力モードへの移行を認める。 | |

7-3 掛時計

(1) 数値目標

令和 2 年度に新たに調達する掛時計の総数（個数）に占める基準を満たす個数の割合を **100%** とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
掛時計	<p>【判断基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①太陽電池及び小形充電式電池（二次電池）を有し、一次電池を使用せず作動するものであること。</p> <p>②太陽電池及び一次電池が使用される場合には、通常の使用状態で一次電池が 5 年以上使用できるものであること。</p> <p>③一次電池のみで使用される場合には、電池が 5 年以上使用できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないとこと。</p> <p>②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

- (備考)
- 1 判断基準の対象とする「掛時計」は、通常の執務室・会議室等において使用する壁掛け型の時計とし、講堂等において使用する大型のもの等は除く。
 - 2 「通常の使用状態」とは、室内の開放された壁、柱等に掛けられて使用されている状態をいう。
 - 3 判断基準③における一次電池の電池寿命の求め方は **JIS B 7026** による。
 - 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

7-4 電子式卓上計算機

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達する電子式卓上計算機の総数（個数）に占める基準を満たす個数の割合を **100%** とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
電子式卓上計算機	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。 ②再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考) 1 判断基準の対象とする「電子式卓上計算機」は、通常の行政事務の用に供するものとする。

- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原枠として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 3 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 4 特定の化学物質の含有率基準値は、**JIS C 0950**（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表**A.1**（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記**JIS**の附属書Bに準ずるものとする。

7-5 電池

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達する電池(単1形から単4形)の総数(個数)に占める基準を満たす個数の割合を **100%** とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
一次電池又は小形充電式電池 〔アルカリ乾電池〕	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次のいずれかの要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ①一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 ②小形充電式電池（二次電池）であること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一次電池と比して環境への負荷がより小さい小形充電式電池の調達に努めること。【府独自】 ②使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考) 1 判断基準の対象とする「一次電池又は小形充電式電池」は、我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。

- 2 「最小平均持続時間」は、**JIS C 8515**に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。**JIS C 8515**で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、本基準を満たす。

表 一次電池に係る最小平均持続時間

通称	主な用途など	放電試験条件			最小平均持続時間	
		放電負荷	1日当たりの放電時間	終止電圧	初度	12か月貯蔵後
単1形	携帯電灯	2.2Ω	注1	0.9V	750分	675分
	モータ使用機器・玩具	2.2Ω	1時間	0.8V	16時間	14時間
	ポータブルステレオ	600mA	2時間	0.9V	11時間	9.9時間
単2形	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	14時間	12時間
	携帯電灯	3.9Ω	注1	0.9V	790分	710分
	ポータブルステレオ	400mA	2時間	0.9V	8時間	7.2時間
単3形	デジタルカメラ	1,500mW 650mW	注2	1.05V	40回	36回
	携帯電灯 (LED)	3.9Ω	注3	0.9V	230分	205分
	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	5時間	4.5時間
	玩具 (モーターなし)	250mA	1時間	0.9V	5時間	4.5時間
	CDプレーヤ・電子ゲーム	100mA	1時間	0.9V	15時間	13時間
単4形	ラジオ・時計・リモコン	50mA	注4	1.0V	30時間	27時間
	携帯電灯	5.1Ω	注3	0.9V	130分	115分
	モータ使用機器・玩具	5.1Ω	1時間	0.8V	120分	105分
	デジタルオーディオ	50mA	注5	0.9V	12時間	10時間
	リモコン	24Ω	注6	1.0V	14.5時間	13.0時間

注1：4分放電・11分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注2：5分放電 (1,500mWの2秒放電・650mWの28秒放電の交互放電) ・55分放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注3：4分放電・56分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注4：1時間放電・7時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注5：1時間放電・11時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注6：15秒放電・45秒放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

8. 移動電話等

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達する移動電話等の総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を 100%とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
携帯電話	【判断基準】 ① 携帯電話又は PHS にあっては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。 ア. 搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 イ. 機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。
PHS	② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ③ 使用済製品の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウェブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ④ 回収した製品の部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。 ⑤ バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること（製品製造終了後6年以上保有）。 ⑥ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ⑦ 製品にプラスチックが使用される場合には、プラスチック重量に占める再生プラスチックの配合率及び植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率の情報が開示されていること。また、当該情報がウェブサイト等で容易に確認できること。
スマートフォン	【配慮事項】 ① 製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。 ② 筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可能な限り減量又は代替する取組がなされていること。 ③ 機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること。 ④ 筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 ⑤ 筐体又は部品（充電器含む。）にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 ⑥ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑧ 製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。

- 備考) 1 判断基準の対象とする「携帯電話」とは、携帶用に搭載される移動局電話装置で携帯電話無線基地局に接続されるものであって、通常の行政事務の用に供するものをいう。
- 2 本項の判断基準の対象とする「**PHS**」とは、携帶用に搭載される移動局電話装置で公衆用 **PHS** 基地局に接続されずに内線等として、通常の行政事務の用に供するものをいう。
- 3 本項の判断基準の対象とする「スマートフォン」とは、携帯電話又は **PHS** に携帯情報端末を融合させたもので、音声通話機能・ウェブ閲覧機能を有し、利用者が自由にアプリケーションソフトを追加して機能拡張等が可能な端末をいう。
- 4 「搭載機器・機能の簡素化」とは、可能な限り通話及びメール機能等に限定することとする。
- 5 判断基準②については、表の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていることを指す。
- 6 判断基準③の「回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
- 回収のシステムについては、次の要件ア、イ及びウを満たすこと。
- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）が廃棄時に見やすく記載されていること。
- ウ. 製品の包装、同梱される印刷物、製品本体の取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済製品等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）の提供がなされていること。
- マテリアルリサイクルのシステムについては、次の要件エ及びオを満たすこと。
- エ. 金属やプラスチック等を材料としてリサイクルするための取組がなされていること。
- オ. 部品の素材情報については、廃棄時に分別が容易なよう可能な限り記載されていること。
- 7 判断基準⑤の「製品製造終了後6年以上保有」については、スマートフォンにあっては、当該基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、「製品製造終了後3年以上保有」とする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。また、通信システムの切替等にともない、当該機器が継続的に使用できない場合には適用しないものとする。
- 8 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 9 特定の化学物質の含有率基準値は、**JIS C 0950**（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記**JIS**の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては**JIS C 0950**に準ずるものとする。
- 10 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を1鉱種として考慮）の金属をいう。
- 11 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 12 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 13 「植物を原料とするプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率（プラスチック重量に占める植物を原料とするプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合）を乗じたものとする。
- 14 調達を行う各所属は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能を要件とすること。
 - イ. マニュアルや充電器等の付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。
 - ウ. 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、配慮すること。
 - エ. 移動電話等端末の更新等により端末を処分するに当たっては、回収システムを利用した適切な処理を行うこと。

表 移動電話等に係る環境配慮設計項目

目的	評価項目	評価基準
リデュース 配慮設計	製品等の省資源化（小型化、軽量化）	製品の容積や質量を、削減抑制していること。
	製品の省電力化	製品の消費電力を抑制していること。また、低消費電力技術等の開発に取り組んでいること。
	製品の長寿命化	製品の信頼性、耐久性が維持又は向上していること。
リユース 配慮設計	共有化設計	充電器等について、リユースが容易な設計になっていること。
	分離・分解しやすい設計	リユースのための分離・分解が容易であること。
リサイクル 配慮設計	リサイクル時の環境負荷低減	希少な材料を含む部品や鉄、銅、アルミニウム等汎用金属類の種類が把握できていること。
		複合材料の使用やリサイクルを阻害する加工等を削減していること。
	分離・分解が容易な構造	再資源化原料として利用が可能な材料、部品にするための分離・分解が容易であること。
		異種材料の分離が容易な構造であること。
		リサイクルのための分離・分解が容易であること。
	分別の容易性	リサイクルのための材料、部品等の材料判別が容易であること。
		製品の筐体に使用するプラスチックの種類、グレードが可能な限り統一されていること。

9. 家電製品

9-1 電気冷蔵庫等

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達する電気冷蔵庫等の総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を **100%**とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
電気冷蔵庫	<p>【判断基準】</p> <p>① 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率の数値を上回らないこと。</p> <p>② 電気冷凍庫にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率の数値を上回らないこと。</p> <p>③ 冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>④ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 資源有効利用促進法の判断基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>② プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③ 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑤ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
電気冷凍庫	
電気冷凍冷蔵庫	

(備考)

- 次の①から④のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「電気冷蔵庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。
 - 業務の用に供するために製造されたもの
 - 熱電素子を使用するもの
 - 吸収式のもの
 - ワイン貯蔵が主な用途であるもの
 また、上記①から③のいずれかに該当するものは、本項の判断基準の対象とする「電気冷凍庫」に含まれないものとする。
- 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。
- 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C0950に準ずるものとする。ただし、判断基準④については、電気冷凍庫には適用しない。
- 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 調達を行う各所属は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫及び電気冷凍庫に係る基準エネルギー消費効率算定式

区分			基準エネルギー消費効率の算定式
種別	冷却方式	定格内容積	
電気冷蔵庫及び 電気冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの	—	E1=0.735×V1+122
	冷気強制循環法式のもの	375 リットル以下 375 リットル超	E1=0.199×V1+265 E1=0.281×V1+112
電気冷凍庫	冷気自然対流方式のもの	—	E2=0.589×V2+74
	冷気強制循環法式のもの	—	E2=1.328×V2+80

(備考)

1. E1、V1 及び E2、V2 は、次の数値を表すものとする。

E1 : 基準エネルギー消費効率 (単位 : kWh/年)

V1 : 調整内容積 (各貯蔵室の定格内容積に調整内容積係数を乗じた数値の総和であって、次に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値) (単位 : L)

$$V1 = \sum(Kci \times Vi) \quad (i=1, \dots, n)$$

Kci : 調整内容積係数 (次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとに右欄に掲げる数値)

Vi : 定格内容積 (次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとの数値) (単位 : L)

n : 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫の貯蔵室数

貯蔵室の種類	調整内容積係数 (Kci)
パントリー	0.38
セラー	0.62
冷蔵	1
チラー	1.1
ゼロスター	1.19
ワンスター	1.48
ツースター	1.76
スリースター又はフォースター	2.05

E2 : 基準エネルギー消費効率 (単位 : kWh/年)

V2 : 調整内容積 (各貯蔵室の定格内容積に調整内容積係数を乗じた数値の総和であって、次に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値) (単位 : L)

$$V2 = \sum(Kci \times Vi) \quad (i=1, \dots, n)$$

Kci : 調整内容積係数 (次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとに右欄に掲げる数値)

Vi : 定格内容積 (次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとの数値) (単位 : L)

n : 電気冷凍庫の貯蔵室数

貯蔵室の種類	調整内容積係数 (Kci)
ワンスター	1.48
ツースター	1.76
スリースター又はフォースター	2.05

2. 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、「電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 28 年経済産業省告示第 38 号) の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (3)」による。
3. 電気冷凍庫のエネルギー消費効率の算定法については、「電気冷凍庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 28 年経済産業省告示第 39 号) の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (3)」による。

9-2 テレビジョン受信機

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達するテレビジョン受信機の総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を **100%** とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
テレビジョン受信機	<p>【判断基準】</p> <p>①液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）にあっては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/198を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。</p> <p>②リモコン待機時の消費電力が0.5W以下であること。</p> <p>③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①資源有効利用促進法の判断基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

- 備考)
- 1 次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。
 - ①ブラウン管を有するテレビジョン受信機
 - ②産業用のもの
 - ③水平周波数が **33.8** キロヘルツを超えるブラウン管方式マルチスキャン対応のもの
 - ④ツーリスト向け仕様のもの
 - ⑤プラズマディスプレイ方式のもの
 - ⑥リアプロジェクション方式のもの
 - ⑦受信機型サイズが **10** 型若しくは **10V** 型以下のもの
 - ⑧ワイヤレス方式のもの
 - ⑨電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの
 - 2 「リモコン待機時の消費電力」とは、赤外線リモコンを対象とし、リモコンで電源を切った状態の消費電力をいう。
 - 3 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
 - 4 特定の化学物質の含有率基準値は、**JIS C 0950**（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書**A**の表**A.1**（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記**JIS**の附属書**B**に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては**JIS C0950**に準ずるものとする。
 - 5 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
 - 6 調達を行う各所属は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
 - 7 判断基準①については、受信機型サイズが **39V** 型以下のものは、令和2年度 **1** 年間は経過措置とし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に **100/149** を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで当該判断基準を満たしたものとみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表 液晶テレビに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

区分				基準エネルギー消費効率又は算定式
画素数	受信機型サイズ	動画表示	付加機能	
FHD	19V 型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=59
			付加機能を 1つ有するもの	E=71
			付加機能を 2つ有するもの	E=83
			付加機能を 3つ有するもの	E=95
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=74
			付加機能を 1つ有するもの	E=86
			付加機能を 2つ有するもの	E=98
			付加機能を 3つ有するもの	E=110
	19V 型以上 32V 型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+21
			付加機能を 1つ有するもの	E=2.0×S+33
			付加機能を 2つ有するもの	E=2.0×S+45
			付加機能を 3つ有するもの	E=2.0×S+57
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+36
			付加機能を 1つ有するもの	E=2.0×S+48
			付加機能を 2つ有するもの	E=2.0×S+60
			付加機能を 3つ有するもの	E=2.0×S+72
	32V 型以上	液晶 4 倍速	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+58
			付加機能を 1つ有するもの	E=2.0×S+70
			付加機能を 2つ有するもの	E=2.0×S+82
			付加機能を 3つ有するもの	E=2.0×S+94
		液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=6.6×S-126
			付加機能を 1つ有するもの	E=6.6×S-114
			付加機能を 2つ有するもの	E=6.6×S-102
			付加機能を 3つ有するもの	E=6.6×S-90
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=6.6×S-111
			付加機能を 1つ有するもの	E=6.6×S-99
			付加機能を 2つ有するもの	E=6.6×S-87
			付加機能を 3つ有するもの	E=6.6×S-75
		液晶 4 倍速	付加機能を有しないもの	E=6.6×S-89
			付加機能を 1つ有するもの	E=6.6×S-77
			付加機能を 2つ有するもの	E=6.6×S-65
			付加機能を 3つ有するもの	E=6.6×S-53
その他のもの	19V 型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=44
			付加機能を 1つ有するもの	E=56
			付加機能を 2つ有するもの	E=68
			付加機能を 3つ有するもの	E=80
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=59
			付加機能を 1つ有するもの	E=71
			付加機能を 2つ有するもの	E=83
			付加機能を 3つ有するもの	E=95
	19V 型以上 32V 型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+6
			付加機能を 1つ有するもの	E=2.0×S+18
			付加機能を 2つ有するもの	E=2.0×S+30
			付加機能を 3つ有するもの	E=2.0×S+42
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+21
			付加機能を 1つ有するもの	E=2.0×S+33
			付加機能を 2つ有するもの	E=2.0×S+45
			付加機能を 3つ有するもの	E=2.0×S+57
		液晶 4 倍速	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+43
			付加機能を 1つ有するもの	E=2.0×S+55
			付加機能を 2つ有するもの	E=2.0×S+67
			付加機能を 3つ有するもの	E=2.0×S+79
	32V 型以上	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=6.6×S-141
			付加機能を 1つ有するもの	E=6.6×S-129
			付加機能を 2つ有するもの	E=6.6×S-117
			付加機能を 3つ有するもの	E=6.6×S-105
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=6.6×S-126

		付加機能を 1 つ有するもの	E=6.6×S-114
		付加機能を 2 つ有するもの	E=6.6×S-102
		付加機能を 3 つ有するもの	E=6.6×S-90
液晶 4 倍速	付加機能を有しないもの	E=6.6×S-104	
	付加機能を 1 つ有するもの	E=6.6×S-92	
	付加機能を 2 つ有するもの	E=6.6×S-80	
	付加機能を 3 つ有するもの	E=6.6×S-68	

備考) 1 「FHD」とは、垂直方向の画素数が **1,080** 以上、かつ、水平方向の画素数が **1,920** 以上のものをいう。

2 「受信機型サイズ」とは、駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を **2.54** で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。

3 「動画表示」とは、次のものとする。

液晶ノーマル：液晶パネルを用い、**1** 秒間に **60** コマ以上 **120** コマ未満の静止画を表示するもの

液晶倍速：液晶パネルを用い、**1** 秒間に **120** コマ以上 **240** コマ未満の静止画を表示するもの

液晶 4 倍速：液晶パネルを用い、**1** 秒間に **240** コマ以上の静止画を表示するもの

4 「付加機能」とは、ダブルデジタルチューナー、DVD（録画機能を有するものに限る。）、磁気ディスク装置、ブルーレイディスクレコーダーをいう。

5 E 及び S は次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：**kWh/年**）

S：受信機型サイズ

6 エネルギー消費効率の算定方法については、「テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 **22** 年経済産業省告示第 **24** 号）の「**2 エネルギー消費効率の測定方法 2-2**」による。

9-3 電気便座

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達する電気便座の総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を **100%**とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
電気便座	<p>【判断基準】</p> <p>○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。

- ①他の給湯設備から温水の供給を受けるもの
- ②温水洗浄装置のみのもの
- ③可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの
- ④専ら鉄道車両等において用いるためのもの
- ⑤幼児用大便器において用いるためのもの

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 電気便座に係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
洗浄機能の有無	貯湯タンクの有無	
暖房便座（洗浄機能無し）		141
温水洗浄便座（洗浄機能有り）	貯湯式（貯湯タンク有り）	175
	瞬間式（貯湯タンク無し）	97

備考) 1 「暖房便座」とは、暖房用の便座のみを有するものをいう。

2 「温水洗浄便座」とは、暖房便座に温水洗浄装置を組み込んだものいう。

3 エネルギー消費効率の算定法については、「電気便座のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成19年経済産業省告示第288号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（2）」による。

9-4 電子レンジ

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達する電子レンジの総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を100%とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
電子レンジ	<p>【判断基準】</p> <p>①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を上回らないこと。 ②待機時消費電力が0.05W未満であること。 ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「電子レンジ」に含まれないものとする。

- ①ガスオーブンを有するもの
- ②業務の用に供するために製造されたもの
- ③定格入力電圧が**200**ボルト専用のもの
- ④庫内高さが**135**ミリメートル未満のもの
- ⑤システムキッチンその他のものに組み込まれたもの
- 2 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 3 特定の化学物質の含有率基準値は、**JIS C 0950**（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては**JIS C 0950**に準ずるものとする。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 5 調達を行う各所属は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 電子レンジに係る基準エネルギー消費効率

区 分			基準エネルギー消費効率
機 能	加熱方式	庫内容積	
オープン機能を有するもの以外（単機能レンジ）			60.1
オープン機能を有するもの（オープンレンジ）	ヒーターの露出があるもの（熱風循環加熱方式のものを除く。）	30L未満のもの	73.4
		30L以上のもの	78.2
	ヒーターの露出があるもの以外（熱風循環加熱方式のものを除く。）	30L未満のもの	70.4
		30L以上のもの	79.6
	熱風循環加熱方式のもの		73.5

備考) 1 「庫内容積」とは、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）に基づく電気機械機具品質表示規程で定める加熱室の有効寸法より算出した数値をいう。

2 エネルギー消費効率の算定法については、「電気レンジのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成18年経済産業省告示第63号）の「2 エネルギー消費効率の測定方法」による。

10. エアコンディショナー等

10-1 エアコンディショナー

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達するエアコンディショナーの総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を**100%**とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
エアコンディショナー	<p>【判断基準】</p> <p>① 家庭用品品質表示法施行令（昭和37年政令第390号）別表第3号（一）のエアコンディショナーであって、直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）のうち冷房能力が4.0kW以下のものについては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回ないこと。</p> <p>② 上記①以外の家庭用のエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回ること。</p> <p>③ 業務の用に供するエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率の数値を下回ること。</p> <p>④ 冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下であること。</p> <p>⑤ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。</p> <p>② 資源有効利用促進法の判断基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③ 製品を設計し、製造する場合は、冷媒の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさなどに配慮し、併せてこれらの情報の開示がなされていること。</p> <p>④ プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑥ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

（備考）

- 次のいずれかに該当するものについては、判断基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。
 - 冷房能力が**28kW**（マルチタイプのものは**50.4kW**）を超えるもの
 - ウインド形・ウォール形及び冷房専用のもの
 - 水冷式のもの
 - 圧縮用電動機を有しない構造のもの
 - 電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
 - 機械器具の性能維持又は飲食物の衛生管理を目的とするもの
 - 専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの
 - スポットエアコンディショナー
 - 車両その他の輸送機関用に設計されたもの
 - 高気密・高断熱住宅用ダクト空調システム
 - 冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽（暖房用を兼ねるものを含む。）を有する構造のもの
 - 専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの
 - 床暖房又は給湯の機能を有するもの
 - 熱回収式マルチエアコン
- 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。
- 判断基準④については、経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成27年経済産業省令第29号）第3条に規定する家庭用エアコンディショナー及び店舗・事務所用エアコンディショナー（1日の冷凍能力が3トン未満のもの）のうち、「エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項」平成27年経済産業省告示第50号により目標値及び目標年度が定められる製品に適用するものとする。
- 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 判断基準⑤については、ユニット型エアコンディショナー（パッケージ用のものを除く。）に適用することとし、

特定の化学物質の含有率基準値は、**JIS C 0950**（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書**A**の表**A.1**（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記**JIS**の附属書**B**に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては**JIS C 0950**に準ずるものとする。

7. 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
8. 調達を行う各所属は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表1 家庭用品品質表示法施行令（昭和37年政令第390号）別表第3号（一）のエアコンディショナーであつて直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）のうち冷房能力が**4.0kW**以下のものに係る基準エネルギー消費効率

区分		基準エネルギー消費効率
冷房能力	室内機の寸法タイプ	
3.2kW 以下	寸法規定タイプ	5.8
	寸法フリータイプ	6.6
3.2kW 超 4.0kW 以下	寸法規定タイプ	4.9
	寸法フリータイプ	6.0

- （備考） 1. 「室内機の寸法タイプ」とは、室内機の横幅寸法**800**ミリメートル以下かつ高さ**295**ミリメートル以下の機種を寸法規定タイプとし、それ以外を寸法フリータイプとする。
 2. エネルギー消費効率の算定法については、「エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成21年経済産業省告示第213号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（2）」による。表2において同じ。

表2 家庭用のエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区分		基準エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形で壁掛け形のもの	4.0kW 超 5.0kW 以下	5.5
	5.0kW 超 6.3kW 以下	5.0
	6.3kW 超 28.0kW 以下	4.5
直吹き形で壁掛け形以外のもの（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	3.2kW 以下	5.2
	3.2kW 超 4.0kW 以下	4.8
	4.0kW 超 28.0kW 以下	4.3
マルチタイプのものであつて室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW 以下	5.4
	4.0kW 超 7.1kW 以下	5.4
	7.1kW 超 28.0kW 以下	5.4

表3 業務の用に供するエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

形態及び機能	室内機の種類	基準エネルギー消費効率	
		冷房能力	又は算定式
複数組合せ形のもの及び下記以外のもの	四方向カセット形	3.6kW 未満	E=6.0
		3.6kW 以上 10.0kW 未満	E=6.0-0.083×(A-3.6)
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	E=6.0-0.12×(A-10)
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	E=5.1-0.060×(A-20)
	四方向カセット形以外	3.6kW 未満	E=5.1
		3.6kW 以上 10.0kW 未満	E=5.1-0.083×(A-3.6)
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	E=5.1-0.10×(A-10)
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	E=4.3-0.050×(A-20)
マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの		10.0kW 未満	E=5.7
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	E=5.7-0.11×(A-10)
		20.0kW 以上 40.0kW 未満	E=5.7-0.065×(A-20)
		40.0kW 以上 50.4kW 以下	E=4.8-0.040×(A-40)
室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	20.0kW 未満	E=4.9
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	E=4.9
	ダクト形	20.0kW 未満	E=4.7
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	E=4.7

- (備考) 1. 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。
2. E 及び A は次の数値を表すものとする。
　E : 基準エネルギー消費効率（単位：通年エネルギー消費効率）
　A : 冷房能力（単位：kW）
3. エネルギー消費効率の算定法については、「エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 21 年経済産業省告示第 213 号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（3）」による。

10-2 ガスヒートポンプ式冷暖房機

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達するガスヒートポンプ式冷暖房機の総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を**100%**とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
ガスヒートポンプ式 冷暖房機	<p>【判断基準】</p> <p>①期間成績係数が1.07以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

- 備考) 1 判断基準の対象とする「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、**JIS B 8627**に規定されるもので、定格冷房能力が、**7.1kW** を超え **28kW** 未満のものとする。
 2 期間成績係数については、**JIS B 8627**に規定する方法により算出するものとする。
 3 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

10-3 ストーブ

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達するストーブの総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を **100%**とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
ストーブ	<p>【判断基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 ①ガスストーブにあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。 ②石油ストーブにあっては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値又は算定式を用いて算出された値を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

備考) 1 判断基準の対象とする「ストーブ」は、ガス又は灯油を燃料とするものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

①開放式のもの

②ガス（都市ガスのうち **13A** のガスグループ（ガス事業法施行規則（昭和 **45** 年通商産業省令第 **97** 号）第 **25** 条第 **3** 項のガスグループをいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの

③半密閉式ガスストーブ

④最大の燃料消費量が **4.0 L/h** を超える構造の半密閉式石油ストーブ

⑤最大の燃料消費量が **2.75 L/h** を超える構造の密閉式石油ストーブ

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表1 ガスストーブに係る基準エネルギー消費効率

区 分	基準エネルギー消費効率
密閉式	82.0

備考) エネルギー消費効率の算定法については、「ストーブのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 **18** 年経済産業省告示第 **55** 号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表2において同じ。

表2 石油ストーブに係る基準エネルギー消費効率又はその算定式

給排気方式	区 分 伝熱方式	基準エネルギー消費効率
		又はその算定式
密閉式	自然対流式	83.5
	強制対流式	86.0
半密閉式	放射式	69.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が 1.5 L/h 以下のもの	67.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が 1.5 L/h を越えるもの	E = -3.0 × L + 71.5

（備考） E 及び L は、次の数値を表す。

E : 基準エネルギー消費効率（単位：%）

L : 最大燃料消費量（単位：L/h）

1.1. 温水器等

1.1-1 電気給湯器

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達する電気給湯器の総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を **100%**とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
ヒートポンプ式電気給湯器	<p>【判断基準】</p> <p>①家庭用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p>②業務用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、年間加熱効率が3.20以上であること。</p> <p>③フロン類が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること</p> <p>②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

(備考)

- 暖房の用に供することができるものは、本項の判断基準の対象とする「家庭用ヒートポンプ式電気給湯器」に含まれないものとする。
- 業務用ヒートポンプ式電気給湯器の年間加熱効率の算出方法は、**JRA 4060 : 2018** に準ずるものとし、次式による。
年間加熱効率 = 年間加熱量／年間消費電力量
年間加熱量：各期（夏期、中間期、冬期、着霜期）の**1**日当たりの加熱量に対象日数を乗じた値の年間合計
年間消費電力量：各期（夏期、中間期、冬期、着霜期）の**1**日当たりの消費電力量に対象日数を乗じた値の年間合計
- 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成**13**年法律第**64**号）第**2**条第**1**項に定める物質をいう。
- 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 判断基準③は、業務用ヒートポンプ式電気給湯器については適用しないものとする。ただし、冷媒にオゾン層を破壊する物質は使用されていないこととする。

表 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器に係る基準エネルギー消費効率

想定世帯	貯湯容量	仕様	保温機能	貯湯缶数	基準エネルギー消費効率
標準 (4人世帯)	240 リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	有	一缶	2.8
				多缶	2.4
			無	一缶	3.0
				多缶	2.6
		寒冷地仕様	有	一缶	2.3
				多缶	2.0
			無	一缶	2.6
				多缶	2.3
	240 リットル以上 320 リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	有	一缶	2.8
				多缶	2.8
			無	一缶	3.2
				多缶	2.8
		寒冷地仕様	有	一缶	2.3
				多缶	2.0
			無	一缶	2.7
				多缶	2.3
少人数 (2人世帯)	—	寒冷地仕様以外のもの	有	一缶	3.3
				多缶	2.8
			無	一缶	3.2
				多缶	2.8
		寒冷地仕様	有	一缶	2.7
				多缶	2.3
			無	一缶	2.7
				多缶	2.3
		寒冷地仕様以外のもの	有	一缶	2.9
				多缶	2.5
			無	一缶	2.9
				多缶	2.5
		寒冷地仕様	有	一缶	2.4
				多缶	2.1
			無	一缶	2.5
				多缶	2.2
		寒冷地仕様以外のもの	有	—	2.4
				—	2.8
			無	—	2.0
				—	2.4

(備考) 1 「貯湯容量」とは、JIS C 9220 に規定する湯水を貯蔵できるタンクの容量をいう。

2 「寒冷地仕様」とは、JIS C 9220 に規定する冬の寒さが厳しい地域での使用を想定した仕様をいう。

3 「保温機能」とは、ふろの湯を循環加温する機能をいう。

4 エネルギー消費効率の算定法については、「電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 25 年経済産業省告示第 38 号) の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

11-2 ガス温水機器

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達するガス温水機器の総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を100%とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
ガス温水機器	<p>【判断基準】</p> <p>①潜熱回収型ガス温水機器にあっては、エネルギー消費効率が90以上であること。</p> <p>②潜熱回収型ガス温水機器以外にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減</p>

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「ガス温水機器」に含まれないものとする。

- ①貯蔵式湯沸器
- ②業務の用に供するために製造されたもの
- ③ガス（都市ガスのうち **13A** のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの
- ④浴室に設置する構造のガスふろがままであって、不完全燃焼を防止する機能を有するもの
- ⑤給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガスふろがま

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 ガス温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区 分				基準エネルギー消費効率
ガス温水機器の種別	通気方式	循環方式	給排気方式	
ガス瞬間湯沸器	自然通気式		開放式	83.5
			開放式以外のもの	78.0
	強制通気式		屋外式以外のもの	80.0
			屋外式	82.0
ガスふろがま（給湯付のもの以外）	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの）	75.5
			密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外）	71.0
			屋外式	76.4
	強制通気式	自然循環式		70.8
		強制循環式		77.0
ガスふろがま（給湯付のもの）	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの）	78.0
			密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外）	77.0
			屋外式	78.9
	強制通気式	自然循環式		76.1
		強制循環式	屋外式以外のもの	78.8
			屋外式	80.4
ガス暖房機器（給湯付のもの以外）				83.4
ガス暖房機器（給湯付のもの）				83.0

（備考）エネルギー消費効率の算定法については、「ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成18年経済産業省告示第57号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

11-3 石油温水機器

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達する石油温水機器の総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を **100%**とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
石油温水機器	<p>【判断基準】</p> <p>①潜熱回収型石油温水機器にあっては、エネルギー消費効率が90以上であること。</p> <p>②潜熱回収型石油温水機器以外にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

(備考) 1 次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「石油温水機器」に含まれないものとする。

- ①ポット式バーナー付きふろがま
- ②業務の用に供するために製造されたもの
- ③薪材を燃焼させる構造を有するもの
- ④ゲージ圧力 **0.1MPa** を超える温水ボイラー

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 石油温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区 分			基準エネルギー消費効率
用 途	加熱形態	給排気方式 又は制御方式	
給湯用のもの	瞬間形		86.0
	貯湯式であって急速加熱形のもの		87.0
	貯湯式であって急速加熱形以外のもの		85.0
暖房用のもの	瞬間形	開放形	85.3
		半密閉式	79.4
		密閉式	82.1
	貯湯式であって急速加熱形のもの	オンーオフ制御	87.0
		オンーオフ制御以外のもの	82.0
	貯湯式であって急速加熱形以外のもの		84.0
浴用のもの	伝熱筒のあるもの		75.0
	伝熱筒のないもの		61.0

- (備考) 1 「給湯用のもの」とは、主として給湯用に供するものをいい、暖房用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。
- 2 「暖房用のもの」とは、主として暖房用に供するものをいい、給湯用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。
- 3 「浴用のもの」とは、主として浴用に供するものをいい、給湯用又は暖房用に供するための機能が付随するものを含む。
- 4 「急速加熱形のもの」とは、加熱時間（JIS S3031 に規定する加熱速度の測定方法により測定した時間をいう。）が**200**秒以内のものをいう。
- 5 「伝熱筒」とは、貯湯部を貫通する煙道をいう。
- 6 「オンーオフ制御」とは、制御が点火又は消火に限り行われるものをする。
- 7 エネルギー消費効率の算定法については、「石油温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成**18**年経済産業省告示第**58**号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

11-4 ガス調理機器

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達するガス調理機器の総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を 100%とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
ガス調理機器	<p>【判断基準】</p> <p>①こんろ部にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p>②グリル部にあっては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>③オープン部にあっては、エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。

- ①業務の用に供するために製造されたもの
- ②ガス（都市ガスのうち **13A** のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの
- ③ガスグリル
- ④ガスクッキングテーブル
- ⑤ガス炊飯器
- ⑥カセットこんろ

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表1 ガス調理機器のこんろ部に係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
ガス調理機器の種別	設置形態	
ガスこんろ	卓上形	51.0
	組込形	48.5
ガスグリル付こんろ	卓上形	56.3
		52.4
	組込形	53.0
		55.6
	キャビネット形又は据置形	49.7
ガスレンジ		48.4

- 備考) 1 「ガスレンジ」とは、ガスオープンとガスこんろを組み合わせたものをいう。
- 2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
- 3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
- 4 「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。
- 5 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
- 6 こんろ部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成18年経済産業省告示第56号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (1)」による。

表2 ガス調理機器のグリル部に係る基準エネルギー消費効率算定式

区分		グリル部 基準エネルギー消費効率の算定式
燃焼方式	調理方式	
片面焼き	水あり	E=25.1Vg+123
	水なし	E=25.1Vg+16.4
両面焼き	水あり	E=12.5Vg+172
	水なし	E=12.5Vg+101

備考) 1 E 及び Vg は、次の数値を表すものとする。

E : グリル部基準エネルギー消費効率 (単位 : Wh)

Vg : 庫内容積 (単位 : L)

2 「片面焼き」とは、食材の片側から加熱調理する方式のものをいう。

3 「両面焼き」とは、食材の両面から加熱調理する方式のものをいう。

4 「水あり」とは、グリル皿に水を張った状態で調理する方式のものをいう。

5 「水なし」とは、グリル皿に水を張らない状態で調理する方式のものをいう。

6 「庫内容積」とは、焼網面積にグリル皿底面から入口上部までの高さを乗じた数値を小数点以下 2 衔で四捨五入した数値をいう。

7 グリル部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 18 年経済産業省告示第 56 号) の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (2)」による。

表3 ガス調理機器のオープン部(ガスオープンを含む)に係る基準エネルギー消費効率算定式

設置状態	オープン部 基準エネルギー消費効率の算定式
卓上又は据置形	E=18.6Vo+306
組込形	E=18.6Vo+83.3

(備考) 1 E 及び Vo は、次の数値を表すものとする。

E : オープン部基準エネルギー消費効率 (単位 : Wh)

Vo : 庫内容積 (単位 : L)

2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。

3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。

4 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。

5 「庫内容積」とは、庫内底面積に庫内高さを乗じた数値を小数点以下 2 衔で四捨五入した数値をいう。

6 オープン部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 18 年経済産業省告示第 56 号) の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (2)」による。

12. 照明

12-1 照明器具

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達する照明器具の発注総額に占める基準を満たす発注金額の割合を **100%**とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
LED 照明器具	<p>【判断基準】</p> <p>① 投光器及び防犯灯を除く LED 照明器具である場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 固有エネルギー消費効率が表 1-1 に示された基準を満たすこと、又は、固有エネルギー消費効率が表 1-2 に示された基準を満たし、かつ、初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。 イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数 Ra が 70 以上であること。</p> <p>② 投光器及び防犯灯である場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 固有エネルギー消費効率が表 2 に示された基準を満たすこと。 イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 70 以上であること。</p> <p>③ LED モジュール寿命は 40,000 時間以上であること。</p> <p>④ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。 ② 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③ 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
LED を光源とした内照式表示灯	<p>【判断基準】</p> <p>① 定格寿命は 30,000 時間以上であること。 ② 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ② 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③ プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

(備考)

1. 本項の判断基準の対象とする「LED 照明器具」とは、照明用白色 LED を用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形及び壁付け形として使用する照明器具並びに投光器及び防犯灯とする。ただし、従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有する LED ランプを装着できる照明器具のうち、口金を経て LED ランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。また、「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成 11 年消防庁告示第 2 号) に定める誘導灯は、LED 照明器具には含まれないものとする。
2. 本項の LED 照明器具の「LED 照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする（定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。）。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。
3. 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801（一般照明用光源の測定方法）及び JIS C 8152-2（照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第 2 部：LED モジュール及び LED ライトエンジン）に規定する光源色及演色評価数測定に準ずるものとする。
4. 本項の LED 照明器具の「ダウンライト」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。
5. 本項の LED 照明器具の「高天井器具」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束 **11,000lm** 以上のものをいう。
6. 本項の LED 照明器具の「投光器」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される投光器をいう。
7. 本項の LED 照明器具の「防犯灯」とは、道路等に設置し、犯罪の防止と安全通行の確保等を図る観点から必要な照度を確保することを目的とした照明灯をいう。
8. 本項の LED 照明器具の「LED モジュール寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3（照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第 3 部：光束

維持率の測定方法)に準ずるものとする。

9. LED 照明器具の全光束測定方法については、JIS C 8105-5:2011(照明器具—第5部：配光測定方法)に準ずるものとする。
10. 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
11. 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C0950に準ずるものとする。
12. 本項の「LEDを光源とした内照式表示灯」とは、内蔵するLED光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。ただし、「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成11年消防庁告示第2号)に定める誘導灯は、内照式表示灯には含まれないものとする。
13. 本項のLEDを光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が50%まで減衰するまでの時間とする。
14. 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
15. 調達を行う各所属は、安全管理・品質管理が十分なされたものを、比較検討の上、選択するよう留意すること。
16. 調達を行う各所属は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表1-1 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値1(投光器及び防犯灯を除く)

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	144lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	102lm/W以上
電球色	

(備考)

1. 「光源色」は、JIS Z 9112(蛍光ランプ・LEDの光源色及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に準ずるものとする(表1-2及び表2において同じ。)。
2. 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED照明器具」に含まれないものとする。
3. ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が300mm以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を114lm/W以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を96lm/W以上とする。
4. 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を156lm/W以上とする。

表1-2 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値2(投光器及び防犯灯を除く)

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	120lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	85lm/W以上
電球色	

(備考)

1. ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が300mm以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を95lm/W以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を80lm/W以上とする。
2. 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を130lm/W以上とする。

表2 投光器及び防犯灯に係る固有エネルギー消費効率の基準

光源色	固有エネルギー消費効率	
昼光色	投光器	防犯灯
昼白色	105lm/W以上	80lm/W以上
白色		
温白色	90lm/W以上	対象外
電球色		

12-2 ランプ

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達するランプの発注総額に占める基準を満たす発注金額の割合を **100%**とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 斷 基 準 等
蛍光ランプ (大きさの区分 40形直管蛍光ランプ)	<p>【判断基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①高周波点灯専用形（Hf）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. ランプ効率が100lm/W以上であること。 イ. 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。 ウ. 管径は25.5 (±1.2) mm以下であること。 エ. 水銀封入量は製品平均5mg以下であること。 オ. 定格寿命は10,000時間以上であること。</p> <p>②ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. ランプ効率が85lm/W以上であること。 イ. 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。 ウ. 管径は32.5 (±1.5) mm以下であること。 エ. 水銀封入量は製品平均5mg以下であること。 オ. 定格寿命は10,000時間以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
電球形状のランプ	<p>【判断基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①電球形LEDランプである場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. ランプの種類及び形状がA形であって、口金の種類がE26又はE17の場合は、表1に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。 イ. 上記ア以外の場合は、ランプ効率が表2に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、ランプ効率が50lm/W以上であること。 ウ. 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること エ. 定格寿命は40,000時間以上であること。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、30,000時間以上であること。</p> <p>②電球形状のランプである場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 イ. 水銀封入量は製品平均4mg以下であること。 ウ. 定格寿命は6,000時間以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

- (備考) 1 判断基準の対象とする「電球形 LED ランプ」又は「電球形蛍光ランプ」は、電球用のソケットにそのまま使用可能ランプとする。ただし、人感センサ、非常用照明（直流電源回路）等は除く。
- 2 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801（一般照明用光源の測光方法）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。
- 3 「光源色」は、JIS Z 9112（蛍光ランプ・LED の光源色及び演色性による区分）に規定する光源色の区分に準ずるものとする。
- 4 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「蛍光ランプ」及び「電球形状のランプ」に含まれないものとする。
- 5 本項の「電球形 LED ランプ」とは、一般照明として使用する白色 LED 使用の電球形状のランプとする。
- 6 本項の電球形LEDランプの「ランプの種類及び形状がA形」とは、JIS C 8158（一般照明用電球形LEDランプ（電源電圧50V超））に規定する種類及び形状を表す記号が「A形（LDA）」であるものをいう。また、「口金の種類がE26又はE17」とは、同JISの口金の種類を表す記号が「E26」又は「E17」であるものをいう。
- 7 本項の電球形 LED ランプの「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3（照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第3部：光束維持率の測定方法）に準ずるものとする。
- 8 本項の電球形蛍光ランプの「定格寿命」とは、ランプが点灯しなくなるまでの総点灯時間又は全光束が初期値の**60%**以下がるまでの総点灯時間のいずれか短いものとする。また、その測定方法は、JIS C 7620-2（一般照明用電球形蛍光ランプ－第2部：性能仕様）の定格寿命に準ずるものとする。

9 調達を行う各所属は、非常用照明器具用のランプを調達する場合、器具の適合条件を十分確認すること。

表1 A形（E26又はE17口金）の電球形LEDランプに係るランプ効率の基準

光源色	ランプ効率
昼光色	110.0lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	98.6lm/W以上
電球色	

(備考) 次のいずれかに該当する場合は、表2に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。

- ①電源電圧50V以下のもの
- ②平均演色評価数Raが90以上のもの
- ③調光器対応機能付きのもの

表2 電球形LEDランプに係るランプ効率（A形（E26又はE17口金）以外のもの）

光源色	ランプ効率
昼光色	
昼白色	80lm/W以上
白色	
温白色	70lm/W以上
電球色	

(備考) 調光・調色対応の電球形LEDランプについては、表2の光源色別の区分のランプ効率の基準から5lm/Wを差し引いた値とする。なお、当該ランプのランプ効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

表3 電球形蛍光ランプに係る基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率
蛍光ランプの大きさの区分	蛍光ランプの光源色	蛍光ランプの形状	
10	電球色		60.6
	昼白色		58.1
	昼光色		55.0
15	電球色		67.5
	昼白色		65.0
	昼光色		60.8
25	電球色	蛍光ランプが露出しているもの	72.4
		蛍光ランプが露出していないもの	69.1
	昼白色	蛍光ランプが露出しているもの	69.5
		蛍光ランプが露出していないもの	66.4
	昼光色	蛍光ランプが露出しているもの	65.2
		蛍光ランプが露出していないもの	62.3

(備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断基準の対象とする「電球形蛍光ランプ」には含まれないものとする。

- ①蛍光ランプに反射鏡を有する構造のもの
- ②光束を調節する機能を有するもの
- ③鶏舎用に設計されたもの
- ④蛍光ランプが分離できるもの
- ⑤蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの

2 「蛍光ランプの大きさの区分」とは、JIS C 7620-2に規定する大きさの区分をいう。

3 エネルギー消費効率の算定法は、「蛍光ランプのみを主光源とする照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成22年経済産業省告示第54号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

13. 自動車等

13-1 自動車

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達する自動車の総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を **100%**とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
自動車	<p>【判断基準】</p> <p>○新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であつて、次に掲げる自動車であること。</p> <p>なお、原則として(1)～(6)の導入を促進することとし、(1)～(6)で導入できる自動車がない場合には(7)又は(8)、(7)又は(8)においても導入できる自動車がない場合は(9)の導入に努めること。【府独自】</p> <p>(1)電気自動車 (2)天然ガス自動車 (3)ハイブリッド自動車 (4)プラグインハイブリッド自動車 (5)燃料電池自動車 (6)水素自動車 (7)クリーンディーゼル自動車（乗車定員10人以下の乗用の用に供する自動車（以下「乗用車」という。）に限る。以下同じ。） (8)超低燃費車 ガソリン車、LPガス車及び(7)を除くディーゼル車のうち、表2から表9の各区分の燃費性能を有する自動車 ただし、乗用車又は貨物車、乗合自動車、特種自動車のうち車両総重量が3.5t以下のものにあっては、以下に定める排出ガスの低減レベル以上に適合する自動車 (ア) 一般公用車（緊急用車両等を除く、通常の行政事務の用に供する乗用車（乗車定員10名以下のものに限る。）であつて、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。）にあっては、低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示103号。以下「認定実施要領」という。）平成17年基準排出ガス75%低減レベル以上に適合する自動車 (イ) (ア)を除くものにあっては、認定実施要領平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合する自動車 (9)その他のガソリン車、LPガス車 以下に定める排出ガスの低減レベル以上に適合し、平成22年度燃費基準達成車以上の燃費性能を有する自動車 (ア) 一般公用車緊急用車両等を除く、通常の行政事務の用に供する乗用車（乗車定員10名以下のものに限る。）にあっては、認定実施要領平成17年基準排出ガス75%低減レベル以上に適合する自動車 (イ) (ア)を除く乗用車又は貨物車、特殊自動車のうち車両総重量が3.5 t以下のものにあっては、認定実施要領平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合する自動車</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。 ②資源有効利用促進法の判断基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③再生材が可能な限り使用されていること。 ④植物を原料とするプラスチック又は合成繊維であつて環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 ⑤エコドライブ支援機能を搭載していること。</p>

(備考)

1. 本項の判断基準の対象とする「自動車」は、道路運送車両法施行規則（昭和**26**年運輸省令第**74**号）第**2**条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪車を除く。）とする。
 ただし、次に掲げる場合については、当該各号に掲げるとおりとする。
 - ①警察本部において使用する緊急用車両及び特別仕様車を調達する場合
 求められる性能を備えた自動車の中で、上記の判断基準を満たす自動車が現状では供給されていない場合があるため、数値目標の対象としない。
 - ②短期間のレンタル契約により借り入れる自動車
 事業者による供給体制が十分でないため、数値目標の対象としないが、事業者に対する供給体制の整備を働きかけるとともに、できるだけ、判断基準を満たす自動車の借入れに努めることとする。
2. ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車については、当該自動車の燃料種及び車種に対応する表の区分ごとの燃費基準値を満たさない場合は、本項の判断基準に適合しないものとする。
3. 「認定実施要領平成**17**年基準排出ガス**75%**低減レベル以上」、「認定実施要領平成**17**年基準排出ガス**50%**低減レベル以上」とは、それぞれ表**1-1**、表**1-2**に示された区分ごとの排出ガス基準値以上に適合す

ることをいう。

4. 「車両総重量」とは、道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。
5. 配慮事項①については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。
6. 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
7. 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を1鉱種として考慮）の金属をいう。
8. 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
9. 「エコドライブ支援機能」とは、最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。
10. 一般公用車（通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員10人以下のものに限る。）であつて、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。）にあっては、バイオエタノール混合ガソリン（E3、E10及びETBE）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。
11. 軽油を燃料として利用する自動車にあっては、バイオディーゼル燃料混合軽油（B5）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。

表1-1 平成17年基準排出ガス75%低減レベル（JC08モード・WLTCモード）

区分		一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	JC08モード	1.15g/km以下	0.013g/km以下	0.013g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.025g/km以下	0.013g/km以下
小型バス（1.7t以下） 軽量貨物車	JC08モード	1.15g/km以下	0.013g/km以下	0.013g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.025g/km以下	0.013g/km以下
小型バス（1.7t超） 中量貨物車	JC08モード	2.55g/km以下	0.013g/km以下	0.018g/km以下
	WLTCモード	2.55g/km以下	0.038g/km以下	0.018g/km以下
軽貨物車	JC08モード	4.02g/km以下	0.013g/km以下	0.013g/km以下
	WLTCモード	4.02g/km以下	0.025g/km以下	0.013g/km以下

- 備考)
- 1 粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。以下同じ。
 - 2 「軽量貨物車」とは、車両総重量1.7t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。
 - 3 「中量貨物車」とは、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。
 - 4 「軽貨物車」とは、貨物自動車のうち軽自動車であるものをいう。以下同じ。
 - 5 排出ガスの測定モードに即しJC08モード又はWLTCモードのいずれかを満たすこと。

表1-2 平成17年基準排出ガス50%低減レベル（JC08モード・WLTCモード）

区分		一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	JC08モード	1.15g/km以下	0.013g/km超 0.025g/km以下	0.013g/km超 0.025g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.025g/km超 0.050g/km以下	0.013g/km超 0.025g/km以下
小型バス（1.7t以下） 軽量貨物車	JC08モード	1.15g/km以下	0.013g/km超 0.025g/km以下	0.013g/km超 0.025g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.025g/km超 0.050g/km以下	0.013g/km超 0.025g/km以下
小型バス（1.7t超） 中量貨物車	JC08モード	2.55g/km以下	0.013g/km超 0.025g/km以下	0.018g/km超 0.035g/km以下
	WLTCモード	2.55g/km以下	0.038g/km超 0.075g/km以下	0.018g/km超 0.035g/km以下
軽貨物車	JC08モード	4.02g/km以下	0.013g/km超 0.025g/km以下	0.013g/km超 0.025g/km以下
	WLTCモード	4.02g/km以下	0.025g/km超 0.050g/km以下	0.013g/km超 0.025g/km以下

表2 ガソリン乗用車ディーゼル乗用車又はLPガス乗用車に係るJC08モード燃費基準

区分	燃費基準値		
	ガソリン	ディーゼル	LPガス
車両重量が741kg未満	24.6km/L以上	27.1km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が741kg以上856kg未満	24.5km/L以上	27.0km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が856kg以上971kg未満	23.7km/L以上	26.1km/L以上	18.5km/L以上
車両重量が971kg以上1,081kg未満	23.4km/L以上	25.8km/L以上	18.3km/L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	21.8km/L以上	24.0km/L以上	17.1km/L以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	20.3km/L以上	22.4km/L以上	15.9km/L以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	19.0km/L以上	20.9km/L以上	14.9km/L以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	17.6km/L以上	19.4km/L以上	13.8km/L以上
車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	16.5km/L以上	18.2km/L以上	12.9km/L以上
車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	15.4km/L以上	17.0km/L以上	12.1km/L以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	14.4km/L以上	15.9km/L以上	11.3km/L以上
車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	13.5km/L以上	14.9km/L以上	10.6km/L以上
車両重量が1,991kg以上2,101kg未満	12.7km/L以上	14.0km/L以上	10.0km/L以上
車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	11.9km/L以上	13.1km/L以上	9.3km/L以上
車両重量が2,271kg以上	10.6km/L以上	11.7km/L以上	8.3km/L以上

(備考) 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第6号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。

表3 小型バス(車両総重量3.5t以下)に係るJC08モード燃費基準

区分	燃費基準値
ガソリンを燃料とする小型バス	8.5km/L以上
軽油を燃料とする小型バス	9.7km/L以上

表4 ガソリン小型貨物車に係るJC08モード燃費基準

区分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手動式	741kg未満	構造A	23.2km/L以上
		741kg以上		20.3km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		20.9km/L以上
		741kg以上856kg未満		19.6km/L以上
		856kg以上		18.9km/L以上
	手動式	741kg未満	構造B	18.2km/L以上
		741kg以上856kg未満		18.0km/L以上
		856kg以上971kg未満		17.2km/L以上
		971kg以上		16.4km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		16.4km/L以上
		741kg以上856kg未満		16.0km/L以上
		856kg以上971kg未満		15.4km/L以上
		971kg以上		14.7km/L以上
軽量貨物車	手動式	1,081kg未満	構造A	18.5km/L以上
		1,081kg以上		17.1km/L以上
	手動式以外のもの	1,081kg未満		17.4km/L以上
		1,081kg以上1,196kg未満		15.8km/L以上
		1,196kg以上		14.7km/L以上
中量貨物車	手動式		構造A	14.2km/L以上
	手動式以外のもの	1,311kg未満		13.3km/L以上
		1,311kg以上		12.7km/L以上
	手動式	1,311kg未満	構造B1	11.9km/L以上
				11.2km/L以上
		1,311kg以上1,421kg未満	構造B1	10.6km/L以上
				10.2km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造B1	10.3km/L以上
				9.9km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造B1	10.0km/L以上
				9.7km/L以上

手動式以外のもの	1,651kg 以上 1,761kg 未満	構造 B1	9.8km/L 以上
		構造 B2	9.3km/L 以上
		構造 B1	9.7km/L 以上
		構造 B2	8.9km/L 以上
	1,311kg 未満	構造 B1	10.9km/L 以上
		構造 B2	10.5km/L 以上
	1,311kg 以上 1,421kg 未満	構造 B1	9.8km/L 以上
		構造 B2	9.7km/L 以上
	1,421kg 以上 1,531kg 未満	構造 B1	9.6km/L 以上
		構造 B2	8.9km/L 以上
	1,531kg 以上 1,651kg 未満	構造 B1	9.4km/L 以上
		構造 B2	8.6km/L 以上
	1,651kg 以上	構造 B2	7.9km/L 以上
	1,651kg 以上 1,761kg 未満		9.1km/L 以上
	1,761kg 以上 1,871kg 未満	構造 B1	8.8km/L 以上
	1,871kg 以上		8.5km/L 以上

- (備考) 1 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下同じ。
- ア 最大積載量を車両総重量で除した値が 0.3 以下となるものであること。
 - イ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
 - ウ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。
- 2 「構造 B」とは、構造 A 以外の構造をいう。以下同じ。
- 3 「構造 B1」とは、構造 B のうち備考 1 イに掲げる要件に該当する構造をいう。以下同じ。
- 4 「構造 B2」とは、構造 B のうち構造 B1 以外の構造をいう。以下同じ。

表 5 ディーゼル小型貨物車に係る JC08 モード燃費基準

自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	区分		燃費基準値
			自動車の構造		
軽貨物車	手動式	741kg 未満	構造 A	25.5km/L 以上	
		741kg 以上		22.3km/L 以上	
	手動式以外のもの	741kg 未満		23.0km/L 以上	
		741kg 以上 856kg 未満		21.6km/L 以上	
		856kg 以上		20.8km/L 以上	
	手動式	741kg 未満		20.0km/L 以上	
		741kg 以上 856kg 未満		19.8km/L 以上	
		856kg 以上 971kg 未溎		18.9km/L 以上	
		971kg 以上		18.0km/L 以上	
	手動式以外のもの	741kg 未満		18.0km/L 以上	
		741kg 以上 856kg 未満		17.6km/L 以上	
		856kg 以上 971kg 未満		16.9km/L 以上	
		971kg 以上		16.2km/L 以上	
軽量貨物車	手動式	1,081kg 未満	構造 B	20.4km/L 以上	
		1,081kg 以上		18.8km/L 以上	
	手動式以外のもの	1,081kg 未満		19.1km/L 以上	
		1,081kg 以上 1,196kg 未満		17.4km/L 以上	
		1,196kg 以上		16.2km/L 以上	
中量貨物車	手動式	1,421kg 未満	構造 A 又は構造 B1	14.5km/L 以上	
			構造 B2	14.3km/L 以上	
		1,421kg 以上 1,531kg 未満	構造 A 又は構造 B1	14.1km/L 以上	
			構造 B2	12.9km/L 以上	
		1,531kg 以上 1,651kg 未満	構造 A 又は構造 B1	13.8km/L 以上	
			構造 B2	12.6km/L 以上	
		1,651kg 以上 1,761kg 未満	構造 A 又は構造 B1	13.6km/L 以上	
			構造 B2	12.4km/L 以上	
		1,761kg 以上 1,871kg 未満	構造 A 又は構造 B1	13.3km/L 以上	
			構造 B2	12.0km/L 以上	
		1,871kg 以上 1,991kg 未満	構造 A 又は構造 B1	12.8km/L 以上	
			構造 B2	11.3km/L 以上	
		1,991kg 以上 2,101kg 未満	構造 A 又は構造 B1	12.3km/L 以上	
			構造 B2	11.2km/L 以上	
		2,101kg 以上	構造 A 又は構造 B1	11.7km/L 以上	

		構造 B2	11.1km/L 以上
手動式以外のもの	1,421kg 未満	構造 A 又は構造 B1	13.1km/L 以上
		構造 B2	12.5km/L 以上
	1,421kg 以上 1,531kg 未満	構造 A 又は構造 B1	12.8km/L 以上
		構造 B2	11.8km/L 以上
	1,531kg 以上 1,651kg 未満	構造 A 又は構造 B1	11.5km/L 以上
		構造 B2	10.9km/L 以上
	1,651kg 以上 1,761kg 未満	構造 A 又は構造 B1	11.3km/L 以上
		構造 B2	10.6km/L 以上
	1,761kg 以上 1,871kg 未満	構造 A 又は構造 B1	11.0km/L 以上
		構造 B2	9.7km/L 以上
1,871kg 以上 1,991kg 未満	構造 A 又は構造 B1	10.8km/L 以上	
	構造 B2	9.5km/L 以上	
1,991kg 以上 2,101kg 未満	構造 A 又は構造 B1	10.3km/L 以上	
	構造 B2	9.0km/L 以上	
2,101kg 以上	構造 A 又は構造 B1	9.4km/L 以上	
	構造 B2	8.8km/L 以上	

表6 路線バス、一般バス（車両総重量 3.5t 超）に係る重量車モード燃費基準

区分	燃費基準値	
	路線バス	一般バス
車両総重量が 3.5t 超 6t 以下	6.97km/L 以上	9.04km/L 以上
車両総重量が 6t 超 8t 以下		6.52km/L 以上
車両総重量が 8t 超 10t 以下	6.30km/L 以上	6.37km/L 以上
車両総重量が 10t 超 12t 以下	5.77km/L 以上	5.70km/L 以上
車両総重量が 12t 超 14t 以下	5.14km/L 以上	5.21km/L 以上
車両総重量が 14t 超 16t 以下	4.23km/L 以上	4.06km/L 以上
車両総重量が 16t 超		3.57km/L 以上

(備考) 1 「路線バス」とは、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車であって、高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車をいう。

2 「一般バス」とは、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t 超の乗用自動車であって、路線バス以外の自動車をいう。

表7 トラック等（車両総重量 3.5t 超）に係る重量車モード燃費基準

区分	最大積載量	燃費基準値
車両総重量が 3.5t 超 7.5t 以下	最大積載量が 1.5t 以下	10.83km/L 以上
	最大積載量が 1.5t 超 2t 以下	10.35km/L 以上
	最大積載量が 2t 超 3t 以下	9.51km/L 以上
	最大積載量が 3t 超	8.12km/L 以上
車両総重量が 7.5t 超 8t 以下		7.24km/L 以上
車両総重量が 8t 超 10t 以下		6.52km/L 以上
車両総重量が 10t 超 12t 以下		6.00km/L 以上
車両総重量が 12t 超 14t 以下		5.69km/L 以上
車両総重量が 14t 超 16t 以下		4.97km/L 以上
車両総重量が 16t 超 20t 以下		4.15km/L 以上
車両総重量が 20t 超		4.04km/L 以上

表8 トラクタ（車両総重量 3.5t 超のけん引自動車）に係る重量モード燃費基準

区分	燃費基準値
車両総重量が 20t 以下	3.09km/L 以上
車両総重量が 20t 超	2.01km/L 以上

表9 LPガス小型貨物車に係る10・15モード燃費基準

区分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手動式	703kg 未満	構造 A	15.8km/L 以上
			構造 B	13.3km/L 以上
		703kg 以上 828kg 未満	構造 A	14.1km/L 以上
			構造 B	13.1km/L 以上
		828kg 以上		12.1km/L 以上
	手動式以外のもの	703kg 未満	構造 A	14.8km/L 以上
			構造 B	12.7km/L 以上
		703kg 以上 828kg 未満	構造 A	12.9km/L 以上
			構造 B	12.1km/L 以上
		828kg 以上		11.7km/L 以上
軽量貨物車	手動式	1,016kg 未満		13.9km/L 以上
		1,016kg 以上		12.3km/L 以上
	手動式以外のもの	1,016kg 未満		11.7km/L 以上
		1,016kg 以上		10.8km/L 以上
中量貨物車（車両総重量が 2.5t 以下のものに限る）	手動式	1,266kg 未満	構造 A	11.3km/L 以上
			構造 B	9.6km/L 以上
		1,266kg 以上 1,516kg 未満		8.4km/L 以上
				7.3km/L 以上
	手動式以外のもの	1,266kg 未満	構造 A	9.8km/L 以上
			構造 B	8.8km/L 以上
		1,266kg 以上		8.1km/L 以上

13-2 タイヤ

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達するタイヤの発注総量（本数）に占める基準を満たすタイヤの本数を **100%**とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 斷 基 準 等
乗用車用タイヤ	<p>【判断基準】</p> <p>①転がり抵抗係数が9.0以下であること。 ②スパイクタイヤでないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の長寿命化に配慮されていること。 ②走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

(備考) 1 判断基準の対象とする「乗用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ（スタッドレスタイヤを除く。）であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。

2 「転がり抵抗係数」の試験方法は、**JIS D 4234**による。

3 判断基準①については、EU 規則「Wet Grip グレーディング試験法」により測定されたウェットグリップ性能が **110** 以上であるタイヤとする。

4 判断基準②は、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するというスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成2年法律第 55 号）の趣旨を踏まえたものである。

13-3 エンジン油

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達する数量（リットル）に占める基準を満たす物品の数量を **100%**とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
2サイクルエンジン油	<p>【判断基準】</p> <p>①生分解度が28日以内で60%以上であること。 ②魚類による急性毒性試験の96時間LC₅₀値が100mg/L以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ③包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

備考) 1 生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、**10-d window** を適用しない。

※OECD（経済協力開発機構）化学品テストガイドライン

- ・ 301B (CO₂ 発生試験)
- ・ 301C (修正 MITI(I) 試験)
- ・ 301F (Manometric Respirometry 試験)

※ASTM（アメリカ材料試験協会）

- ・ D5864 (潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法)
- ・ D6731 (密閉 respirometer 中の潤滑油、又は潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法)

2 魚類の急性毒性試験方法は、次のいずれかの方法とする。

※JIS

- ・ K 0102 (工場排水試験方法)
- ・ K 0420-71 シリーズ (10, 20, 30)

(水質-淡水魚 [ゼブラフィッシュ (真骨類, コイ科)] に対する化学物質の急性毒性の測定-第1部：止水法、第2部：半止水法、第3部：流水法)

※OECD（経済協力開発機構）

- ・ 203 (魚類急性毒性試験)

なお、難水溶性の製品は、ASTM D6081 (水環境における潤滑油の毒性試験のための標準実施法:サンプル準備及び結果解釈) の方法などを参考に調製された WAF (水適応性画分) や WSF (水溶解性画分) を試料として使ってもよい。この場合、96 時間 LL₅₀ 値が 100mg/L 以上であること。

13-4 自動車用燃料

(1) 目標

令和2年度は、調達の効率性を勘案しつつ、調達の推進に努める。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
★自動車用ガソリン	<p>【判断基準】</p> <p>○「揮発油の品質等の確保等に関する法律」に定める揮発油であって、下記に該当するもの。</p> <p>(1)バイオエタノールを直接混合しており、その混合率が容量比 2.5%以上であるもの。 (2)バイオエタノールを原料として製造した ETBE (エチル・ターシャリー・ブチル・エーテル) を混合しており、その混合率が容量比 1%以上であるもの。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○バイオエタノールの混合率が高いほど、地球温暖化対策効果が高いことから、混合率がより高いものを調達すること。</p>

備考) 1 判断基準に示す燃料を府域全域において供給可能なスタンド事業者が少ないとから、府域全体にわたる調達契約については対象としないが、利用時には、可能な限り積極的利用に努めることとする。

2 調達契約又は利用にあたって、必要以上のガソリンを消費することで地球温暖化対策効果が相殺又は逆効果となるような場合には対象としない。

14. 消火器

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達する消火器の本数に占める基準を満たす本数を **100%**とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
消火器	<p>【判断基準】</p> <p>① 消火薬剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されていること。 ② 製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ② プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③ 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

- 備考) 1 判断基準の対象とする「消火器」は、粉末(ABC)消火器(消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年9月17日自治省令第27号)による粉末消火器であって、A火災、B火災及び電気火災の全てに適用するものをいい、エアゾール式簡易消火具、船舶用消火器、航空用消火器は含まない。)とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含むものとする。
- 2 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
 「回収システム」については、次のア及びイを満たすこと。
- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に廃消火器を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収すること)をいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
 - イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、カタログ又はウェブサイトのいづれかでユーザーに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は提供されていること。
- 「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
 - エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
- 3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

15. 制服・作業服

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達する制服・作業服の発注総額に占める基準を満たす発注金額を **100%**とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
制服 作業服	<p>【判断基準】</p> <p>○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、裏生地を除く繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
帽子	<p>【判断基準】</p> <p>○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>②製品又は付属品に使用される繊維には、可能な限り竹繊維、未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

靴	<p>【判断基準】</p> <p>○甲部に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、甲材の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、甲材のポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>②再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>③植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、甲材の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p> <p>③甲部又は底部にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック、植物を原料とするプラスチック又は合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、可能な限り使用されていること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
---	---

- 備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
- 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。
- なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したもの）をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。
- 3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
- 4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。
- 5 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短纖維（リンター等）等を再生した繊維をいう。
- 6 「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 7 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
- 「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収すること）をいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザーに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
- 「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
- 8 「甲材」とは、JIS S 5050（革靴）の付表1「各部の名称」のつま革、飾革、腰革、べろ、一枚甲及びバックステーの部分に該当する部位材料をいう。
- 9 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 10 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
- 11 調達を行う各所属は、制服又は作業服のクリーニング等を行う際には、次の事項に十分留意すること。
- ア. クリーニングに係る判断基準（クリーニング参照）を満たす事業者を選択すること。
- イ. JIS L 0217 又は JIS L 0001（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）に基づく表示を十分確認すること。

16. インテリア・寝装寝具

16-1 カーテン等

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達するポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用したカーテン、布製ブラインド又は金属製ブラインドの発注総額に占める基準を満たす発注金額を **100%**とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
カーテン 布製ブラインド	<p>【判断基準】</p> <p>○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。</p> <p>②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
金属製ブラインド	<p>【判断基準】</p> <p>○日射反射率が表に示された数値以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

- 備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
- 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からフック、ランナー、プラケット、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。
- なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したもの）（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。
- 3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
- 4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。
- 5 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 6 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
- 7 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
 「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
 ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業

- 者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等) を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的な情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は提供されていること。
- 「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
- 8 「未利用纖維」とは、紡績時に発生する短纖維(リンター等)等を再生した纖維をいう。
- 9 「反毛纖維」とは、故纖維を綿状に分解し再生した纖維をいう。
- 10 日射反射率の測定及び算出方法は、**JIS R 3106**、明度L*の測定及び算出方法は、**JIS Z8781-4**にそれぞれ準ずるものとする。
- 11 調達を行う各所属は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。

表 日射反射率の基準

明度 L* 値	日射反射率 (%)
70.0 以下	40.0
70.0 超 80.0 以下	50.0
80.0 超	60.0

16-2 カーペット

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達するカーペットの発注総額に占める基準を満たす発注金額を **100%**とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
タフティッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん	<p>【判断基準】 ○未利用纖維、故纖維から得られる纖維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
ニードルパンチカーペット	<p>【判断基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①未利用纖維、故纖維から得られる纖維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 ②植物を原料とする合成纖維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 植物を原料とする合成纖維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 イ. 植物を原料とする合成纖維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

- 備考) 1 「製品全体重量」とは、纖維部分重量に樹脂部分及び無機質等を加えた製品全体の重量をいう。
 2 「未利用纖維」とは、紡績時に発生する短纖維（リンター等）を再生した纖維をいう。
 3 「故纖維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
 4 「故纖維から得られる纖維」とは、故纖維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生された纖維をいう。
 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
 6 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
 7 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
 8 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、製品全体重量に占める、植物を原料とする合成纖維又はプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
 9 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
 「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
 ア. 製造事業者又は販売事業者が自動的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
 イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザーに対し回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
 「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
 ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
 エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

16-3 毛布等

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達する毛布等の発注総額に占める基準を満たす発注金額を **100%** とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
毛布	<p>【判断基準】</p> <p>○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
ふとん	<p>【判断基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①ふとん側地又は詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。ただし、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>イ. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>ウ. 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。</p> <p>②使用済みふとんの詰物を適正に洗浄、殺菌等の処理を行い、再使用した詰物が詰物の全体重量比で80%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

- 備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
- 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。
- なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。））を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量又は故繊維から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。
- 3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
- 4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。
- 5 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短纖維（リンター等）等を再生した繊維をいう。
- 6 「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 7 ふとんの判断基準の「詰物」とは、綿、羊毛、羽毛、合成繊維等のふとんに充てんされているものをいう。
- 8 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
 - イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいづれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
 - ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
 - エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
- 9 調達を行う各所属は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。

16-4 ベッド

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達するベッドの発注総額に占める基準を満たす発注金額を 100%とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 斷 基 準 等
ベッドフレーム	<p>【判断基準】</p> <p>○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②ア、イ及びウ、紙が含まれる場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>①再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。</p> <p>②次のエの要件を満たすとともに、使用している原料に応じ、ア、イ及びウの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。</p> <p>イ. 間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>ウ. 上記ア以外の場合にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。</p> <p>エ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³h以下又はこれと同等のものであること。</p> <p>③次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。</p> <p>ウ. 上記イについては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>②材料に木質が含まれる場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>③材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
マットレス	<p>【判断基準】</p> <p>①詰物に使用される纖維（天然纖維及び化学纖維）のうち、ポリエステル纖維又は植物を原料とする合成纖維を使用した製品については、次のいずれかの要件をみたすこと。</p> <p>ア. 再生PET樹脂から得られるポリエステル纖維が、纖維部分全体重量比で25%以上使用されていること。</p> <p>イ. 再生PET樹脂のうち、故纖維から得られるポリエステル纖維が、纖維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>ウ. 植物を原料とする合成纖維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、纖維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>②フェルトに使用される纖維は全て未利用纖維又は反毛纖維であること。</p> <p>③材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。</p> <p>④ウレタンフォームの発泡剤にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①修理が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

- 備考) 1 医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては、判断基準の対象とする「ベッドフレーム」に含まれないものとする。
- 2 高度医療に用いるもの（手術台、ICU ベッド等）については、判断基準の対象とする「マットレス」に含まれないものとする。
- 3 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 5 「再生 PET 樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
- 6 「繊維部品全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

- 7 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
- 8 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。
- 9 放散速度が **0.02mg/m² h** 以下と同等のものとは、次によるものとする。
- ア. 対応した JIS 又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたもの。JIS S 1102 に適合する住宅用普通ベッドは、本基準を満たす。
- イ. 上記 ア. 以外の木質材料については、JIS A 1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

- 10 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 11 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
- 12 「フェルト」とは、綿状にした繊維材料をニードルパンチ加工によりシート状に成形したものをいう（ただし、熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものを除く。）。
- 13 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）等を再生した繊維をいう。
- 14 「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 15 ベッドフレームに係る判断基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、判断基準の対象とする品目に含まれないものとする。
- 16 ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合については、それぞれの部分が上記の基準を満たすこと。
- 17 ベッドフレームに係る判断基準②イについては、クリーンウッド法の対象物品に適用することとする。
- 18 ベッドフレームに係る判断基準③ウについては、クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しないこととする。
- 19 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。
- ア. クリーンウッド法の対象物品にあっては、木材関連事業者は、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。
- イ. クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できるものとする。
- ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

17. 作業手袋

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達する作業手袋の発注総額に占める基準を満たす発注金額を100%とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
作業手袋	<p>【判断基準】</p> <p>○主要材料が纖維（天然纖維及び化学纖維）の場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①使用される纖維（天然纖維及び化学纖維）のうち、ポリエステル纖維を使用した製品について、再生PET樹脂から得られるポリエステル纖維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。</p> <p>②ポストコンシューマ材料からなる纖維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。</p> <p>③未利用纖維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。</p> <p>④植物を原料とする合成纖維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①未利用纖維又は反毛纖維が可能な限り使用されていること（すべり止め塗布加工部分を除く。）。</p> <p>②漂白剤を使用していないこと。</p>

- 備考)
- 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は纖維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
 - 2 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
 - 3 「未利用纖維」とは、紡績時に発生する短纖維（リンター等）等を再生した纖維をいう。
 - 4 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
 - 5 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、製品全体重量に占める、植物を原料とする合成纖維又はプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
 - 6 「反毛纖維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となつた製品等を綿状に分解し再生した纖維をいう。

18. その他繊維製品

18-1 テント・シート類

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達するテント・シート類の発注総額に占める基準を満たす発注金額を **100%**とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 斷 基 準 等
集会用テント	<p>【判断基準】</p> <p>○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①再生 PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。</p> <p>②再生 PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③再生 PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること。</p> <p>④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。</p> <p>⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
ブルーシート	<p>【判断基準】</p> <p>○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で 50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 1 「再生 PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からポール、ファスナ、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したもの）を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量又は故繊維から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。

5 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したもの）をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

6 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

7 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。

8 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事

- 業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は提供されていること。
- 「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

18-2 防球ネット

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達する防球ネットの発注総額に占める基準を満たす発注金額を**100%**とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
防球ネット	<p>【判断基準】</p> <p>○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>④再生ポリエチレン繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

- 備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
- 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。
- なお、再生プラスチック(使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したもの)をいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。
- 3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
- 4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。
- 5 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したもの)をいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 6 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 7 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
- 8 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
- 「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収すること)をいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は提供されていること。
- 「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

18-3 旗・のぼり・幕類

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達する旗・のぼり・幕類の発注総額に占める基準を満たす発注金額を100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
旗 のぼり 幕	<p>【判断基準】</p> <p>○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。</p> <p>②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

- (備考)
- 1 判断基準の対象とする「幕」とは、横断幕又は懸垂幕をいう。
 - 2 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
 - 3 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から棹、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。
なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したもの）
(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。
 - 4 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
 - 5 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。
 - 6 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
 - 7 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
 - 8 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
 - ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
 - イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザーに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
 - ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
 - エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

18-4 モップ

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達するモップの発注総額に占める基準を満たす発注金額を 100%とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 斷 基 準 等
モップ	<p>【判断基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。</p> <p>②製品使用後に回収及び再使用のためのシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

(備考) 1 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から柄、取っ手、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチックを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量」に含めてよい。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短纖維（リンター等）等を再生した纖維をいう。

4 「リサイクル繊維」とは、反毛纖維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した纖維をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

5 「反毛纖維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した纖維をいう。

6 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

7 「回収及び再使用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザーに対し回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用すること。

エ. 回収された製品のうち再使用できない部分は、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル又はエネルギー回収すること。

19. 設備

(1) 数値目標

令和2年度の発注総数に占める基準を満たす発注数量を **100%**とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等	数値目標の数量単位
太陽光発電システム (公共・産業用)	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 太陽電池モジュールのセル実効変換効率が表1に示された区分ごとの基準変換効率を下回らないこと。 ② 太陽電池モジュール及び周辺機器について、別表1に示された項目について、情報が開示され、ウェブサイト等により、容易に確認できること。 ③ 発電電力量等が確認できるものであること。 ④ 太陽電池モジュールの出力については、公称最大出力の80%以上を最低10年間維持できるように設計・製造されていること。 ⑤ パワーコンディショナについては、定格負荷効率及び2分の1負荷時の部分負荷効率について、出荷時の効率の90%以上を5年以上の使用期間にわたり維持できるように設計・製造されていること。 ⑥ 太陽電池モジュールについては、エネルギーペイバックタイムが3年以内であること。 ⑦ 太陽電池モジュールについては、表2に掲げた環境配慮設計の事前評価が行われており、その内容が確認できること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ② 来庁者の多い施設等に設置するものにあっては、可能な限り発電電力量等を表示するなど、来庁者に対して効果の説明が可能となるよう考慮したシステムであること。 ③ 設備撤去時には、撤去事業者又は排出事業者による回収及び再使用又は再生利用が可能であり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること。 ④ 特定の化学物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)を含有する二次電池が使用される場合には、二次電池の回収及びリサイクルシステムがあること。 ⑤ 太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金(再生地金)を原材料の一部として使用している合金を用いること。 ⑥ 重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。 	設備容量 (kW)
太陽熱利用システム (公共・産業用)	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 次のいずれかの要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 液体集熱式集熱器にあっては、集熱量が8,372kJ/(m²・日)以上であること。 イ. 空気集熱式集熱器にあっては、集熱量が6,279kJ/(m²・日)以上であること。 ② 集熱器及び周辺機器について、別表2に示された項目が、ウェブサイト等により、容易に確認できること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用や材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ② 集熱器の稼働に係るエネルギーが最小限となるような設計がなされていること。 ③ 設備撤去時には、撤去事業者又は排出事業者による回収及び再使用又は再生利用が可能であり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること。 ④ 外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金(再生地金)を原材料の一部として使用している合金を用いること。 ⑤ 重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用 	集熱面積 (m ²)

	量を低減すること。
--	-----------

- (備考) 1. 判断基準の対象とする「太陽光発電システム」は、商用電源の代替として、10kW 以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステムをいう。
2. 本項の判断基準の対象とする「太陽熱利用システム」は、給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステムをいう。
3. 「太陽電池モジュールのセル実効変換効率」とは、JIS C 8960において定められた実効変換効率を基に、モジュール化後のセル実効変換効率をいい、次式により算出する。
 セル実効変換効率=モジュールの公称最大出力/(太陽電池セルの合計面積×放射照度)
 太陽電池セルの合計面積=1セルの全面積×1モジュールのセル数
 放射照度=1000W/m²
 1セルの全面積には、セル内の非発電部を含む。ただし、シリコン薄膜系、化合物系のセル全面積には集積部を含まない。
4. 「定格負荷効率」「部分負荷効率」は JIS C 8961 に準拠して算出するものとする。
5. 「集熱量」は、液体集熱式集熱器にあっては集熱媒体平均温度から、空気集熱式集熱器にあっては入口集熱媒体温度から、気温を差し引いた値が 10K かつ日射量が 20,930kJ/(m²・日)であるときの値を JIS A 4112:2011 に準拠して算出するものとする。JIS A 4122:2011 で規定される「太陽集熱器」に適合する太陽熱利用システムは、本判断基準①を満たす。
6. 太陽電池モジュールの適格性確認試験及び形式認定については JIS C 8990 又は JIS C 8991 に準拠するものとする。
7. 調達を行う各所属は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 発電量又は集熱量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した別表 1 又は 2 の設置報告項目の情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。
- イ. 調達に当たっては、発電又は集熱にかかる機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置に当たっては架台の部分が過剰に大きくなることを避けること。
- ウ. 太陽光発電システムの導入に当たっては、太陽電池の特性を十分勘案した上で設置条件・方法を検討すること。なお、薄膜系太陽電池にあっては、設置事業者側に適切な設計体制が整っていること等、環境負荷低減効果を十分確認すること。
- エ. 太陽熱利用システムの導入に当たっては、現在の使用熱エネルギー量を十分考慮した設計を行うこと。
- オ. 調達に当たっては、設置事業者に設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認するとともに、当該設備の維持・管理に必要となる情報（製造事業者が有する情報を含む。）を設置事業者を通じ把握すること。
- カ. 使用済みの太陽光発電システムを撤去・廃棄する場合は、資源循環の観点から再使用又は再生利用に努めることとし、再使用又は再生利用できない部分については、重金属等有害物質の含有情報を踏まえ、その性状等に応じた適正な処理を行うこと。

表 1 太陽電池モジュールのセル実効変換効率に係る基準

区分	基準変換効率
シリコン単結晶系太陽電池	16.0%
シリコン多結晶系太陽電池	15.0%
シリコン薄膜系太陽電池	8.5%
化合物系太陽電池	12.0%

表 2 太陽電池モジュールに係る環境配慮設計の事前評価方法等

目的	評価項目	事前評価方法等
減量化・共通化	減量化	モジュールに使用する原材料を削減するため、質量を評価していること。
	部品の削減	モジュールに使用されている部品の点数・種類を評価していること。
	部品の共通化	他機種と共に通化している部品の割合を評価していること。
再生資源の使用	再生資源の使用	モジュールに使用されている部品のうち、再生資源を使用した部品の割合を評価していること。
長期使用	耐久性の向上	モジュールの信頼性試験結果を評価していること。
	耐汚染性の向上	モジュールの表面の耐汚染性を評価していること。
撤去の容易性	撤去作業の容易性	使用済みモジュールの撤去が容易な構造となっているか（取外しに要する時間）を評価していること。
再生資源等の活用	リサイクル可能率の向上	モジュール全体質量のうち、リサイクル可能な部品や材料の質量の比率を評価していること。
解体・分別処理の容易化	フレーム解体の容易性	分別処理のために、モジュールのフレームの解体が容易な構造となっているか（取外しに要する時間）を評価していること。

	フレーム解体で取り外すネジの数量・種類の削減	フレーム解体時に取り外すネジの数量・種類を評価していること。
	フレーム解体のための情報提供	フレームを取り外す際に、フレームの固定方法等の解体・分別に必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
	端子箱解体の容易性	端子ボックスのモジュールからの取外しが容易な構造となっているか（取外しに要する時間）を評価していること。
	端子箱解体で取り外すネジの数量・種類の削減	端子ボックスの取外し時に取り外すネジの数量・種類を評価していること。
	端子箱解体のための情報提供	端子箱を取り外す際に、端子ボックスの固定方法等の解体・分別に必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
環境保全性	環境負荷物質等の減量化	モジュールに含まれる環境負荷物質、適正処理・リサイクル処理に当たって負荷要因となる原材料の質量を評価していること。
情報の提供	使用、保守点検、安全性に関する情報提供	使用上の注意、故障診断及びその措置、保守点検・修理、安全性等に関する情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
	撤去、解体、適正処理・リサイクルに必要な情報提供	撤去、解体、適正処理・リサイクルに必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
ライフサイクルの各段階における環境負荷低減	ライフサイクルアセスメントの実施	資源採取、製造段階、使用段階、撤去、解体、適正処理・リサイクルまでの一連のライフサイクルの各段階における環境負荷を定量的に評価していること。

別表1 太陽光発電装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
太陽電池モジュール	発電電力量の推定方法の提示 (基準状態)	年間の推定発電電力量
		算定条件（用いた日射量データ、太陽電池及びパワーコンディショナの損失等）
	基準状態での発電電力量が得られない条件及び要因	影の影響、日射条件（モジュールへの影のかかり方や日射条件と発電量の下がり方の対応について、具体的に記載）
		温度の影響（モジュールの温度と発電量の下がり方の対応について具体的に記載）
		気候条件、地理条件（気候条件や地理条件と発電量の対応について具体的に記載）
		その他（配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載）
周辺機器	パワーコンディショナ	形式、定格容量、出力電気方式、周波数、系統連結方式 等
	接続箱	形式 等
	連系保護装置	可能となる設置方法
	二次電池	使用の有無、（有の場合）回収・リサイクル方法
保守点検・修理の要件	保守点検	範囲、内容
	修理	範囲、内容
モジュール及び周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項（使用済製品が最終処分された際の適正処理に必要な情報等） 等
	保証体制	保証履行期限 等

別表2 太陽熱利用装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
集熱器	集熱量の推定方法の提示	年間の推定集熱量
		算定条件（用いた日射量データ、集熱器及び蓄熱槽の損失等）
	集熱量が判断基準①を満たさない条件及び要因	影の影響、日射条件（集熱器への影のかかり方や日射条件と集熱効率の下がり方の対応について、具体的に記載）
		温度の影響（集熱器の温度と集熱効率の下がり方の対応について具体的に記載）
		気候条件、地理条件（気候条件や地理条件と集熱効率の対応について具体的に記載）
		その他（配管や配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載）
集熱器及び周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項（使用済製品が最終処分された際の適正処理に必要な情報等） 等
	保守点検	保守点検の条件（点検の頻度等） 等
	保証体制	保証条件（修理・交換の対応範囲、内容）、保証履行期限 等

品目	判断基準等	数値目標の数量単位
燃料電池	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すものであること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 	設備容量 (kW)
エネルギー管理システム	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建物内で使用する電力等のエネルギーを、受入、変換・搬送及び消費の各ポイントにおいて用途別・設備機器別等で計測することにより、導入拠点等において可視化できるシステムであること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設備・機器等の制御を効率的に行う管理システムであること。 	件数 (件)
生ゴミ処理機	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器であること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ② 使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がなされていること。 ③ 処理後の生成物は、肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。 	個数 (台)
節水機器	<p>【判断基準】</p> <p><共通事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 電気を使用しないこと。 ② 吐水口装着型にあっては、單一個装置で多様な吐水口に対応できること。 <p><個別事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 節水コマにあっては、次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア. ハンドルを120°を開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ20%を超える70%以下の吐水流量であること。 イ. ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ70%以上の吐水流量であること。 ② 定流量弁にあっては、水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は5～8リットル/分であること。 ③ 泡沫キャップにあっては、次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沢キャップなしの同型水栓の80%以下であること。 イ. 水圧0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において5リットル/分以上の吐水流量であること。 ④ 流量調整弁にあっては、次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、吐水流量が、流量調整弁なしの同型水栓の80%以下であること。 イ. 水圧0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において器具設置場所での吐水流量が、表に示す数値以上であること。 ⑤ 手元止水機能付水栓にあっては、吐水切換機能、流量及び温度の調節機能と独立して、使用者の操作範囲内に設けられたボタンやセンサーなどのスイッチで吐水及び止水操作ができる機能を有していること。 ⑥ 小流量吐水機能付水栓にあっては、シャワーHEADの吐水力が、次のいずれかの要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 流水中に空気を混入させる構造を持たないものにあっては、0.6N以上であること。 イ. 流水中に空気を混入させる構造を持つものにあっては、0.55N以上であること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 取替用のコマにあっては、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えること。 ② 使用用途における従前どおりの使用感であること。 	個数 (個)

- (備考) 1. 「節水コマ」とは、給水栓において、節水を目的として製作したコマをいう。なお、普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。
2. 判断基準の対象とする「節水コマ」は、呼び径 **13mm** の水用単水栓に使用されるものであって、弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該当品に取り替えるだけで節水が図れるコマとする。
3. 節水コマの吐水流量の試験方法は、**JIS B 2061** (給水栓) の吐水流量試験に準ずるものとする。また、**JIS B 2061** で規定される「節水コマ機能を有した給水栓」に適合する節水機器は、判断基準<個別事項>①を満たす。
4. 「定流量弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、常に流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が固定式のものをいう。
5. 本項の判断基準の対象とする「定流量弁」は、手洗い、洗顔又は食器洗浄に用いるものであって、次の要件を満たすものとする。
- ア. ある吐水量より多く吐水されないよう、該当品に取り替えるだけで節水が図れる弁であること。
- イ. 設置箇所以降で分岐を行わないこと。分岐の後に定流量弁を取り付けること。また、定流量弁 **1** 個は、水栓 **1** 個に対応すること。
- ウ. 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。
6. 本項の判断基準の対象とする「泡沫キャップ」は、水流にエアーを混入することにより、節水が図れるキャップとする。
7. 「流量調整弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、常に流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が可変のものをいう。
8. 「手元止水機能付水栓」とは、台所用又はシャワー付きの浴室用のもので、シングル、ミキシング、サーモスタッフの **3** 種の湯水混合水栓のいずれかのものをいう。
9. 「小流量吐水機能付水栓」とは、シャワー付きの浴室用のもので、シングル、ミキシング、サーモスタッフの **3** 種の湯水混合水栓のいずれかのものをいう。
10. 判断基準<個別事項>⑥の吐水力の測定は、国立研究開発法人建築研究所「住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準に関する技術情報（住戸の設計一次エネルギー消費量算定方法）」に定められた試験方法による。

表 流量調整弁に係る機器設置場所別の吐水流量

機器設置場所	吐水流量
洗面所	5L/分
台所・調理場	5L/分
シャワー	8L/分

品 目	判 断 基 準 等	数値目標の数量単位
日射調整フィルム	<p>【判断基準】</p> <p>①遮蔽係数は0.7未満、かつ、可視光線透過率は10%以上であること。</p> <p>②熱貫流率5.9W/(m²·K)未満であること。</p> <p>③日射調整性能について、適切な耐候性が確認されていること。</p> <p>④貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること。</p> <p>⑤上記①から④について、ウェブサイト等により容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。</p> <p>⑥フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○ 遮蔽係数は可能な限り低いものであること。</p>	調達面積 (m ²)

- (備考) 1. 「日射調整フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。
2. 遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率の計測方法は、**JIS A 5759** による。
3. 判断基準①において、可視光線透過率が **70%**以上の場合は、遮蔽係数は **0.8** 未満とする。
4. 日射調整性能の「耐候性」の確認とは、**JIS A 5759** に規定された耐候性試験において **1,000** 時間の試験を実施し、遮蔽係数の変化が判断基準①に示されたものから **±0.10** の範囲であること。
5. 「貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること」とは、輻射熱を考慮した熱負荷計算システムにおけるシミュレーションで、冷房負荷低減効果が確認されていることをいう。併せて、年間を通じた環境負荷に関する情報を開示すること。
6. 調達を行う各所属にあっては、次の事項に留意すること。
- ア. ガラスの熱割れ等を考慮し、「建築フィルム1・2級技能士」の技術資格を有する若しくはこれと同等と認められる技能を有する者による施工について検討を行うこと。
- イ. 電波遮蔽性能を有するものを貼付する場合は、電波遮蔽による影響について考慮すること。
- ウ. 著しい光の反射が懸念される場所において施工する場合には、周辺の建物等への影響について確認を行うこと。
- エ. 照明効率及び採光性を考慮する場合は、可視光線透過率の高いフィルムを検討すること。

20. 災害備蓄用品

20-1 災害備蓄用品（飲料水）

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達する災害備蓄用品（飲料水）の発注総額に占める基準を満たす発注金額を 100%とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 斷 基 準 等
ペットボトル飲料水	<p>【判断基準】</p> <p>①賞味期限が5年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。 ②容器（ボトル）については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。 ③使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。</p>

- 備考)
- 1 判断基準の対象とする「ペットボトル飲料水」は、災害用に長期保管する目的で調達するものとする。
 - 2 判断基準②の原材料名については、梱包用外箱には適用しない。
 - 3 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
 - 4 調達を行う各所属は、次の事項に十分留意すること。
 - ア ペットボトル飲料水の調達にあたり、流通備蓄や災害発生時に自動販売機内の商品を無償提供できる「フリーベンド」機能を持った災害対策用自動販売機の利用を勘案すること。
 - イ 災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
 - ウ 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。
 - エ 災害備蓄用の飲料水は、長期にわたって備蓄・保管することから、当該製品の賞味期限内における品質・安全性等について事前に十分確認の上、調達を行うこと。
 - 5 使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等の環境配慮設計については、PETボトルリサイクル推進協議会作成の「指定 PET ボトルの自主設計ガイドライン」を参考とすること。

20-2 災害備蓄用品（食料）

（1）数値目標

令和2年度に新たに調達する災害備蓄用品（食料）の発注総額に占める基準を満たす発注金額を**100%**とする。

（2）判断基準等

品 目	判 斷 基 準 等
アルファ化米	【判断基準】 ①賞味期限が 5年 以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。
保存パン 乾パン	【配慮事項】 ○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。
レトルト食品等	【判断基準】 ①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 賞味期限が 5年 以上であること。 イ. 賞味期限が 3年 以上であって、容器、付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがあること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【配慮事項】 ○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。
栄養調整食品 フリーズドライ食品	【判断基準】 ①賞味期限が 3年 以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【配慮事項】 ○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。

- 備考) 1 判断基準の対象とする「アルファ化米」「保存パン」「乾パン」「レトルト食品等」「栄養調整食品」及び「フリーズドライ食品」は、災害備蓄用品として調達するものに限る。
- 2 「レトルト食品等」とは、気密性を有する容器に調整した食品を充填し、熱溶融により密封され、常温で長期保存が可能となる処理を行った製品をいう。
- 3 「栄養調整食品」とは、通常の食品形態であって、ビタミン、ミネラル等の栄養成分を強化した食品をいう。
- 4 「アルファ化米」及び「乾パン」の賞味期限に係る判断基準①については、市場動向を勘案しつつ今後見直しを実施することとする。
- 5 判断基準②の原材料名については、梱包用外装には適用しない。
- 6 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
- 7 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
 ア 災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
 イ 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。
 ウ 災害備蓄用の食料は、長期にわたって備蓄・保管することから、当該製品の賞味期限内における品質・安全性等について事前に十分確認の上、調達を行うこと。

20-3 災害備蓄用品（生活用品・資材等）

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達する災害備蓄用品（生活用品・資材等）の発注総額に占める基準を満たす発注金額を100%とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
毛布	<p>【判断基準】</p> <p>○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
作業手袋	<p>【判断基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。</p> <p>②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。</p> <p>③未利用繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。</p> <p>④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること（すべり止め塗布加工部分を除く。）。</p> <p>②漂白剤を使用していないこと。</p>
テント	<p>【判断基準】</p> <p>○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。</p> <p>②再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること。</p> <p>④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

	<p>【配慮事項】</p> <p>①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
ブルーシート	<p>【判断基準】</p> <p>○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で 50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

- 備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したもの）を用いた付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量又は故繊維から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

- 3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
- 4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。
- 5 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）等を再生した繊維をいう。
- 6 「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 7 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
- 8 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したもの（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 9 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 10 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
- 11 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
 「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
 - ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収すること）をいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
 - イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザーに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
 「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
 - ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
 - エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
- 12 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
- 13 調達を行う各所属は災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

品 目	判 断 基 準 等
一次電池	<p>【判断基準】</p> <p>①一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。</p> <p>②使用推奨期限が5年以上の製品仕様であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

- 備考) 1 判断基準の対象とする「一次電池」は、我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。
- 2 「最小平均持続時間」は、JIS C 8515 に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。JIS C 8515 で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、判断基準①を満たす。
- 3 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
- 4 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア 災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
- イ 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

表 一次電池に係る最小平均持続時間

通称	主な用途など	放電試験条件			最小平均持続時間	
		放電負荷	1日当たりの放電時間	終止電圧	初度	12か月貯蔵後
単1形	携帯電灯	2.2Ω	注1	0.9V	750分	675分
	モータ使用機器・玩具	2.2Ω	1時間	0.8V	16時間	14時間
	ポータブルステレオ	600mA	2時間	0.9V	11時間	9.9時間
単2形	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	14時間	12時間
	携帯電灯	3.9Ω	注1	0.9V	790分	710分
	ポータブルステレオ	400mA	2時間	0.9V	8時間	7.2時間
単3形	デジタルカメラ	1,500mW 650mW	注2	1.05V	40回	36回
	携帯電灯(LED)	3.9Ω	注3	0.9V	230分	205分
	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	5時間	4.5時間
	玩具(モーターなし)	250mA	1時間	0.9V	5時間	4.5時間
	CDプレーヤ・電子ゲーム	100mA	1時間	0.9V	15時間	13時間
単4形	ラジオ・時計・リモコン	50mA	注4	1.0V	30時間	27時間
	携帯電灯	5.1Ω	注3	0.9V	130分	115分
	モータ使用機器・玩具	5.1Ω	1時間	0.8V	120分	105分
	デジタルオーディオ	50mA	注5	0.9V	12時間	10時間
	リモコン	24Ω	注6	1.0V	14.5時間	13.0時間

注1：4分放電・11分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注2：5分放電(1,500mWの2秒放電・650mWの28秒放電の交互放電)・55分放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注3：4分放電・56分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注4：1時間放電・7時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注5：1時間放電・11時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注6：15秒放電・45秒放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

品 目	判 断 基 準 等
非常用携帯燃料	<p>【判断基準】</p> <p>①品質保証期限が5年以上であること。 ②名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装又は梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 1 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。

2 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア 災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

イ 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

品 目	判 断 基 準 等
携帯発電機	<p>【判断基準】</p> <p>①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. ガソリンエンジンを搭載する発電機（天然ガス又はLPガスを燃料として使用するものを含む。）にあっては、排出ガスが表1に示された排気量の区分ごとの基準値以下であること。 イ. ディーゼルエンジンを搭載する発電機にあっては、排出ガスが表2に示された基準値以下であること。</p> <p>②騒音レベルが98デシベル以下であること。</p> <p>③連続運転可能時間が3時間以上であること。ただし、カセットボンベ型のものにあっては1時間以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①燃料消費効率が可能な限り高いものであること。 ②使用時の負荷に対応したエンジン回転数を自動的に制御する機能を有していること。 ③製品の小型化及び軽量化が図られていること。 ④製品の長寿命化、部品の再使用又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 1 判断基準の対象とする「携帯発電機」は、発電機の定格出力が3kVA以下の発動発電機とする。

2 騒音レベルの測定方法は「建設機械の騒音及び振動の測定値の測定方法」（平成9年建設省告示第1537号）による。

3 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。

4 調達を行う各部局は、発電する電気の周波数に留意すること。

表1 ガソリンエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排気量の区分	排出ガス基準値 (g/kWh)	
	HC+NOx	CO
66cc 未満	50	610
66cc 以上 100cc 未満	40	
100cc 以上 225cc 未満	16.1	
225cc 以上	12.1	

備考) 排出ガスの測定方法はJIS B 8008-4のG2モードによる。

表2 ディーゼルエンジン搭載発電機に係る排出ガス規制値

排出ガス基準値 (g/kWh)		
NMHC+NOx	CO	PM
7.5	8	0.4

備考) 排出ガスの測定方法はJIS B 8008-4のD2モードによる。

非常用携帯電源	【判断基準】
	①電気容量が 100Wh 以上であること。 ②保証期間又は使用推奨期限が 5 年以上であること。
	【配慮事項】
	○分別が容易であって、再生利用及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。

備考) 本項の判断基準の対象とする「非常用携帯電源」は、空気電池により発電し、携帯電話等の機器への充電・給電を目的とした非常用の電源をいう。

2.1. 公共工事

(1) 数値目標

令和2年度の公共工事について、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、資材、建設機械、工法について品目ごとの判断基準等を満足するものの使用に努める。

また、数値目標は下表に掲げるとおりとする。なお、下表に掲げられていないものについては、今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、国等の状況を参考にしながら、目標の立て方について検討していくこととする。

品 目 名	数 値 目 標
アスファルト混合物を使用する際の再生加熱アスファルト混合物利用率（排水性舗装等の特殊アスファルト混合物が必要な場合を除く）	100%
骨材を使用する際の再生骨材等利用率（環境配慮が必要な場合を除く）	100%
間伐材（丸太、製材、チップ等）使用量	1, 100 m ³

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
公共工事	<p>公共工事は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたる安全性や機能確保が必要であること、 ・資材等の使用にあたっては、各事業特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて留意する必要があること、 ・予算の適正使用の観点から、コスト縮減に取り組んでいること、 ・事業の目的や工作物の用途、施行上の難易により資材等の使用形態に差異があること、 ・調達可能な地域や数量が限られている資材等もあること、などの点に留意する必要がある。 <p>このため、公共工事における「判断基準」に記載する義務付けは、工事等の実施にあたって支障のある場合には適用しないものとする。</p> <p>【判断基準】</p> <p>○契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材（材料及び機材を含む。）、建設機械、工法又は目的物の使用を義務付けていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○資材（材料及び機材を含む。）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

注) 義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

表1 資材、設機械、工法及び目的物の品目

特定調達 品目名	分類	品目名		品目ごとの 判断基準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表2
			土工用水砕スラグ	
			銅スラグを用いたケーン中詰め材	
			フェロニッケルスラグを用いたケーン中詰め材	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
			電気炉酸化スラグ骨材	
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
			中温化アスファルト混合物	
		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	
			再生骨材等	
		小径丸太材	間伐材	
		混合セメント	高炉セメント	
			フライアッシュセメント	
		セメント	エコセメント	
		コンクリート及びコンクリート 製品	透水性コンクリート	
		鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	
		吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
		塗料	下塗用塗料（重防食）	
			低揮発性有機溶剤型の路面標示用 水性塗料	
			高日射反射率塗料	
		防水	高日射反射率防水	
		舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック (焼成)	
			再生材料を用いた舗装用ブロック 類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	
		園芸資材	パークたい肥	
			下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料 (下水汚泥コンポスト)	
		道路照明	LED 道路照明	
		中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブ ロック	
		タイル	セラミックタイル	
		建具	断熱サッシ・ドア	
		製材等	製材	
			集成材	
			合板	
			单板積層材	
			直交集成板	

	フローリング	フローリング	
	再生木質ボード	パーティクルボード 繊維板 木質系セメント板	
	木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	
	ビニル系床材	ビニル系床材	
	断熱材	断熱材	
	照明機器	照明制御システム	
	変圧器	変圧器	
資材	空調用機器	吸収冷温水機 氷蓄熱式空調機器 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 送風機 ポンプ	表 2
		排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
		自動水栓	
		自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
		大便器	
公共工事	衛生器具	再生材料を使用した型枠	表 3
		合板型枠	
		排出ガス対策型建設機械	
		低騒音型建設機械	
		建設発生土有効利用工法	表 4
工法		建設汚泥再生処理工法	
		コンクリート塊再生処理工法	
		舗装（表層）	
		舗装（路盤）	
		法面緑化工法	
		山留め工法	
目的物	舗装	排水性舗装	表 5
		透水性舗装	
		屋上緑化	

表2 【資材】

品目分類	品目名	判断基準等
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	<p>【判断基準】</p> <p>①建設汚泥から再生された処理土であること。</p> <p>②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）及び「土壤の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）を満たすこと。</p>
	土工用水碎スラグ	<p>【判断基準】</p> <p>○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、碎砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水碎スラグが使用された土工用材料であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	<p>【判断基準】</p> <p>○ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、碎砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用することができる銅スラグであること。</p>
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	<p>【判断基準】</p> <p>○ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、碎砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。</p>
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	<p>【判断基準】</p> <p>○サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	<p>【判断基準】</p> <p>○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、碎砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>
	フェロニッケルスラグ骨材	<p>【判断基準】</p> <p>○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、碎砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。</p>
	銅スラグ骨材	<p>【判断基準】</p> <p>○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、碎砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。</p>
	電気炉酸化スラグ骨材	<p>【判断基準】</p> <p>○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、碎砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>

- 備考) 1 「高炉スラグ骨材」については、JIS A 5011-1に適合する資材は、本基準を満たす。
 2 「フェロニッケルスラグ骨材」については、JIS A 5011-2に適合する資材は、本基準を満たす。
 3 「銅スラグ骨材」については、JIS A 5011-3に適合する資材は、本基準を満たす。
 4 「電気炉酸化スラグ骨材」については、JIS A 5011-4に適合する資材は、本基準を満たす。

品目分類	品目名	判断基準等
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	<p>【判断基準】</p> <p>○アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。</p>
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	<p>【判断基準】</p> <p>○加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>
	中温化アスファルト混合物	<p>【判断基準】</p> <p>○加熱アスファルト混合物において、調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を30℃程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。</p>

- 備考) 1 「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015に適合する資材は、本基準を満たす。
- 2 「中温化アスファルト混合物」については、アスファルト舗装の表層・基層材料として、その使用を推進する。ただし、当面の間、新規骨材を用いることとする。また、ポーラスアスファルトには使用しない。

品目分類	品目名	判断基準等
路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	<p>【判断基準】</p> <p>○路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>
	再生骨材等	<p>【判断基準】</p> <p>○コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。</p>

備考) 「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015に適合する資材は、本基準を満たす。

品目分類	品目名	判断基準等
小径丸太材	間伐材	<p>【判断基準】</p> <p>①間伐材（林地残材・小径木等の再生資源を含む。）であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。</p> <p>②林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあっては、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあっては、原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

(備考) 間伐材の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

品目分類	品目名	判断基準等
混合セメント	高炉セメント	<p>【判断基準】</p> <p>○高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。</p>
混合セメント	フライアッシュセメント	<p>【判断基準】</p> <p>○フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。</p>

備考) 1 「高炉セメント」については、JIS R 5211で規定されるB種及びC種に適合する資材は、本基準を満たす。

2 「フライアッシュセメント」については、JIS R 5213で規定されるB種及びC種に適合する資材は、本基準を満たす。

品目分類	品目名	判断基準等
セメント	エコセメント	<p>【判断基準】</p> <p>○都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品1トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用されていること。</p>

(備考) 1 「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において使用するものとする。

2 「エコセメント」については、JIS R 5214に適合する資材は、本基準を満たす。

品目分類	品目名	判断基準等
コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	<p>【判断基準】</p> <p>○透水係数 $1 \times 10^{-2} \text{cm/sec}$以上であること。</p>

(備考) 1 「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。

2 「透水性コンクリート」については、JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品 附属書B 舗装・境界ブロック類 推奨仕様 B-1 平板）で規定される透水性平板に適合する資材は、本基準を満たす。

品目分類	品目名	判断基準等			
鉄鋼スラグ 水和固化体	鉄鋼スラグブロック	<p>【判断基準】 ○骨材のうち別表に示された製鋼スラグを重量比で50%以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。</p> <p>別表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）</td> </tr> <tr> <td>電気炉酸化スラグ</td> </tr> </tbody> </table> <p>【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>	種類	転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）	電気炉酸化スラグ
種類					
転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）					
電気炉酸化スラグ					
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	<p>【判断基準】 ○吹付けコンクリートであって、1m³当たり100kg以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。</p>			
塗料	下塗用塗料（重防腐）	<p>【判断基準】 ○鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。</p>			
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用塗料	<p>【判断基準】 ○水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤（VOC）の含有率（塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合）が5%以下であること。</p>			
	高日射反射率塗料	<p>【判断基準】 ①近赤外波長域日射反射率が表に示す数値以上であること。 ②近赤外波長域の日射反射率保持率の平均が80%以上であること。</p>			

- 備考) 1 判断基準の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。
- 2 近赤外波長域日射反射率、明度 L*値、日射反射率保持率の測定及び算出方法は、JIS K 5675 による。
- 3 「高反射率塗料」については、JIS K 5675 に適合する資材は、本基準を満たす。

表 近赤外波長域日射反射率

明度 L*値	近赤外波長域日射反射率 (%)
40.0 以下	40.0
40.0 を超え 80.0 未満	明度 L*値の値
80.0 以上	80.0

品目分類	品目名	判断基準等
防水	高日射反射率防水	<p>【判断基準】 ○近赤外域における日射反射率が50.0%以上であること。</p>

- 備考) 1 判断基準の対象とする高日射反射率防水は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。
- 2 日射反射率の求め方は、JIS K 5602 に準じる。

品目分類	品目名	判断基準等																							
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	<p>【判断基準】</p> <p>①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成されたものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で 20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③「土壤の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を 2mm以下に粉碎したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を 2mm以下に粉碎したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。</p>																							
	別表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th><th>前処理方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>採石及び窯業廃土</td><td rowspan="14">前処理方法によらず対象</td></tr> <tr><td>無機珪砂（キラ）</td></tr> <tr><td>鉄鋼スラグ</td></tr> <tr><td>非鉄スラグ</td></tr> <tr><td>铸物砂</td></tr> <tr><td>陶磁器屑</td></tr> <tr><td>石炭灰</td></tr> <tr><td>建材廃材</td></tr> <tr><td>廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）</td></tr> <tr><td>製紙スラッジ</td></tr> <tr><td>アルミスラッジ</td></tr> <tr><td>磨き砂汚泥</td></tr> <tr><td>石材屑</td></tr> <tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>溶融スラグ化</td></tr> <tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td></tr> <tr><td>上水道汚泥</td><td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td></tr> <tr><td>湖沼等の汚泥</td></tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	铸物砂	陶磁器屑	石炭灰	建材廃材	廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	湖沼等の汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																								
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象																								
無機珪砂（キラ）																									
鉄鋼スラグ																									
非鉄スラグ																									
铸物砂																									
陶磁器屑																									
石炭灰																									
建材廃材																									
廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）																									
製紙スラッジ																									
アルミスラッジ																									
磨き砂汚泥																									
石材屑																									
都市ごみ焼却灰		溶融スラグ化																							
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化																								
上水道汚泥	前処理方法によらず対象																								
湖沼等の汚泥																									
再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	<p>【判断基準】</p> <p>①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられたものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で 20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比 15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。</p>																								
	別表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th><th>前処理方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td rowspan="2">溶融スラグ化</td></tr> <tr><td>下水道汚泥</td></tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥																		
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																								
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化																								
下水道汚泥																									

(備考) 判断基準③については、JIS A 5031（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）に定める基準による。

品目分類	品目名	判断基準等																		
園芸資材	パークたい肥	<p>【判断基準】</p> <p>○以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <table> <tbody> <tr> <td>・有機物の含有率（乾物）</td> <td>70%以上</td> </tr> <tr> <td>・炭素窒素比〔C/N比〕</td> <td>35以下</td> </tr> <tr> <td>・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物）</td> <td>70meq/100g以上</td> </tr> <tr> <td>・pH</td> <td>5.5～7.5</td> </tr> <tr> <td>・水分</td> <td>55～65%</td> </tr> <tr> <td>・幼植物試験の結果</td> <td>生育阻害その他異常が認められない</td> </tr> <tr> <td>・窒素全量〔N〕（現物）</td> <td>0.5%以上</td> </tr> <tr> <td>・りん酸全量〔P₂O₅〕（現物）</td> <td>0.2%以上</td> </tr> <tr> <td>・カリ全量〔K₂O〕（現物）</td> <td>0.1%以上</td> </tr> </tbody> </table>	・有機物の含有率（乾物）	70%以上	・炭素窒素比〔C/N比〕	35以下	・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物）	70meq/100g以上	・pH	5.5～7.5	・水分	55～65%	・幼植物試験の結果	生育阻害その他異常が認められない	・窒素全量〔N〕（現物）	0.5%以上	・りん酸全量〔P ₂ O ₅ 〕（現物）	0.2%以上	・カリ全量〔K ₂ O〕（現物）	0.1%以上
・有機物の含有率（乾物）	70%以上																			
・炭素窒素比〔C/N比〕	35以下																			
・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物）	70meq/100g以上																			
・pH	5.5～7.5																			
・水分	55～65%																			
・幼植物試験の結果	生育阻害その他異常が認められない																			
・窒素全量〔N〕（現物）	0.5%以上																			
・りん酸全量〔P ₂ O ₅ 〕（現物）	0.2%以上																			
・カリ全量〔K ₂ O〕（現物）	0.1%以上																			
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	<p>【判断基準】</p> <p>○以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比（脱水汚泥ベース）25%以上使用し、かつ、無機質の土壤改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <table> <tbody> <tr> <td>・有機物の含有率（乾物）</td> <td>35%以上</td> </tr> <tr> <td>・炭素窒素比〔C/N比〕</td> <td>20以下</td> </tr> <tr> <td>・pH</td> <td>8.5以下</td> </tr> <tr> <td>・水分</td> <td>50%以下</td> </tr> <tr> <td>・窒素全量〔N〕（現物）</td> <td>0.8%以上</td> </tr> <tr> <td>・りん酸全量〔P₂O₅〕（現物）</td> <td>1.0%以上</td> </tr> <tr> <td>・アルカリ分（現物）</td> <td>15%以下（ただし、土壤の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）</td> </tr> </tbody> </table>	・有機物の含有率（乾物）	35%以上	・炭素窒素比〔C/N比〕	20以下	・pH	8.5以下	・水分	50%以下	・窒素全量〔N〕（現物）	0.8%以上	・りん酸全量〔P ₂ O ₅ 〕（現物）	1.0%以上	・アルカリ分（現物）	15%以下（ただし、土壤の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）				
・有機物の含有率（乾物）	35%以上																			
・炭素窒素比〔C/N比〕	20以下																			
・pH	8.5以下																			
・水分	50%以下																			
・窒素全量〔N〕（現物）	0.8%以上																			
・りん酸全量〔P ₂ O ₅ 〕（現物）	1.0%以上																			
・アルカリ分（現物）	15%以下（ただし、土壤の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）																			

- 備考) 1 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壤改良資材として使用される場合も含む。
 2 肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 3 条及び第 25 条ただし書の規定に基づく「普通肥料の公定規格」（昭和 61 年農林水産省告示第 284 号）に適合するもの。

品目分類	品目名	判断基準等
道路照明	LED道路照明	<p>【判断基準】</p> <p>○LEDを用いた道路照明施設であって、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. 標準皮相電力が表 1 に示された設計条件タイプごとの値以下であること。 イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ 60,000時間以上であること。</p> <p>②トンネル照明器具（基本照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. 標準皮相電力が表 2 に示された設計条件タイプごとの値以下であること。 イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ 90,000時間以上であること。</p> <p>③トンネル照明器具（入口照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. 標準皮相電力が表 3 に示された種別ごとの値以下であること。 イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ 75,000時間以上であること。</p>

- 備考) 1 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801（一般照明用光源の測定方法）及び JISC 8152-2（照明用白色発光ダイオード（LED）の測定方法—第 2 部：LED モジュール及び LED ライトエンジン）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。
 2 「定格寿命」とは、一定の期間に製造された、同一形式の LED モジュールの寿命及び同一形式の LED モジュール用制御装置の寿命の残存率が 50%となる時間の平均値をいう。
 なお、「LED モジュールの寿命」は、規定する条件で点灯させた LED モジュールが点灯しなくなるまでの時間又は、光束が点灯初期に測定した値（LED モジュールの規定光束）の 80%未満になつた時点（不点灯とみなす）までの総点灯時間のいずれか短い時間とし、「LED モジュール用制御装置の寿命」は、規定する条件で使用したとき、LED モジュール用制御装置が故障するか、出力が定格出力未満となり、使用不能となるまでの総点灯時間とする。

表1 道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ	標準皮相電力
連続照明	a 2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道有り	125 VA
	b 2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道無し	
	c 3車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道有り	180 VA
	d 3車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道無し	
	e 2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 高規格	175 VA
	f 2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道有り	95 VA
	g 2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道無し	
	h 3車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道有り	125 VA
	i 3車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道無し	
	j 2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 高規格	120 VA
歩道照明	k 平均路面輝度 0.5 cd/m ² 歩道有り	70 VA
	l 平均路面輝度 0.5 cd/m ² 歩道無し	
局部照明	— 平均路面照度 5 lx	20 VA
	— 平均路面照度 10 lx	40 VA
	m 十字路 (2車線×2車線) 20 lx	160 VA
	n 十字路 (2車線×2車線) 15 lx	125 VA
	o 十字路 (2車線×2車線) 10 lx	95 VA
	p 十字路 (4車線×2車線) 20 lx	連続照明用 125 VA 交差点隅切り部用 120 VA
	q 十字路 (4車線×2車線) 15 lx	連続照明用 95 VA 交差点隅切り部用 95 VA
	q' 十字路 (4車線×2車線) 10 lx	連続照明用 70 VA 交差点隅切り部用 70 VA
	r 十字路 (4車線×4車線) 20 lx	連続照明用 125 VA 交差点隅切り部用 120 VA
	s 十字路 (4車線×4車線) 15 lx	連続照明用 95 VA 交差点隅切り部用 95 VA
	t 十字路 (6車線×4車線) 20 lx	連続照明用 125 VA 交差点隅切り部用 120 VA
	u 十字路 (6車線×4車線) 15 lx	連続照明用 95 VA 交差点隅切り部用 95 VA
	— T字路 (2車線×2車線) 20 lx	95 VA
	— T字路 (2車線×2車線) 15 lx	70 VA
	— T字路 (2車線×2車線) 10 lx	70 VA
	— T字路 (4車線×2車線) 20 lx	連続照明用 125 VA 交差点隅切り部用 120 VA
	— T字路 (4車線×2車線) 15 lx	連続照明用 95 VA 交差点隅切り部用 95 VA
	— T字路 (4車線×2車線) 10 lx	連続照明用 70 VA 交差点隅切り部用 70 VA
	— Y字路 (4車線×2車線) 20 lx	125 VA
	— Y字路 (4車線×2車線) 15 lx	95 VA
	— Y字路 (4車線×2車線) 10 lx	70 VA
	v 歩行者の背景を照明する方式 20 lx	180 VA
	— 歩行者の背景を照明する方式 10 lx	95 VA
	w 歩行者の自身を照明する方式 20 lx	180 VA
	— 歩行者の自身を照明する方式 10 lx	95 VA

備考) 1 「設計条件タイプ」は、「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成27年3月 国土交通省）」による。

2 「標準皮相電力」は、LED道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

3 電球色LEDを用いる場合の皮相電力は、上表の皮相電力の1.2倍の値を標準とする。

表2 トンネル照明器具（基本照明）の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ		標準皮相電力
一般国道等 車道幅員 6~7m (歩道有りの断面含む)	x (1/2 低減)	設計速度 40(km/h) 2 車線 0.75(cd/m ²) 千鳥	40 VA
	z (1/2 低減)	設計速度 50(km/h) 2 車線 0.95(cd/m ²) 千鳥	50 VA
	bb (1/2 低減)	設計速度 60(km/h) 2 車線 1.15(cd/m ²) 千鳥	65 VA
	x	設計速度 40(km/h) 2 車線 1.5(cd/m ²) 千鳥	65 VA
	y	設計速度 40(km/h) 2 車線 1.5(cd/m ²) 向合せ	40 VA
	z	設計速度 50(km/h) 2 車線 1.9(cd/m ²) 千鳥	75 VA
	aa	設計速度 50(km/h) 2 車線 1.9(cd/m ²) 向合せ	50 VA
	bb	設計速度 60(km/h) 2 車線 2.3(cd/m ²) 千鳥	95 VA
	cc	設計速度 60(km/h) 2 車線 2.3(cd/m ²) 向合せ	65 VA
高速自動車国道等	dd	設計速度 70(km/h) 2 車線 3.2(cd/m ²) 千鳥	95 VA
	ee	設計速度 70(km/h) 2 車線 3.2(cd/m ²) 向合せ	65 VA
	ff	設計速度 80(km/h) 2 車線 4.5(cd/m ²) 千鳥	125 VA
	gg	設計速度 80(km/h) 2 車線 4.5(cd/m ²) 向合せ	95 VA

備考) 1 「設計条件タイプ」は、「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成 27 年 3 月 国土交通省）」による。

2 「標準皮相電力」は、LED 道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

表3 トンネル照明器具（入口照明）の標準皮相電力

種別	標準皮相電力
NH 70W 相当	50 VA
NH 110W 相当	75 VA
NH 150W 相当	105 VA
NH 180W 相当	160 VA
NH 220W 相当	205 VA
NH 270W 相当	250 VA
NH 360W 相当	290 VA

備考) 「種別」は高圧ナトリウムランプ相当の LED トンネル照明器具をさす。

品目分類	品目名	判断基準等
中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	<p>【判断基準】 ○再生プラスチックが原材料の重量比で 70%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 ①撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。 ②製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障をきたさないものであること。</p>

備考) 1 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものとす（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

2 「再生プラスチック製中央分離帯ブロック」については、JIS A 9401 に適合する資材は、本基準を満たす。

品目分類	品目名	判断基準等																																								
タイル	セラミックタイル	<p>【判断基準】</p> <p>①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられているものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③「土壤の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉碎したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉碎したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th><th>前処理方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>採石及び窯業廃土</td><td>前処理方法によらず対象</td></tr> <tr><td>無機珪砂（キラ）</td><td></td></tr> <tr><td>鉄鋼スラグ</td><td></td></tr> <tr><td>非鉄スラグ</td><td></td></tr> <tr><td>鋳物砂</td><td></td></tr> <tr><td>陶磁器屑</td><td></td></tr> <tr><td>石炭灰</td><td></td></tr> <tr><td>廃プラスチック</td><td></td></tr> <tr><td>建材廃材</td><td></td></tr> <tr><td>廃ゴム</td><td></td></tr> <tr><td>廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）</td><td></td></tr> <tr><td>製紙スラッジ</td><td></td></tr> <tr><td>アルミスラッジ</td><td></td></tr> <tr><td>磨き砂汚泥</td><td></td></tr> <tr><td>石材屑</td><td></td></tr> <tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>溶融スラグ化</td></tr> <tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td></tr> <tr><td>上水道汚泥</td><td>前処理方法によらず対象</td></tr> <tr><td>湖沼等の汚泥</td><td></td></tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂（キラ）		鉄鋼スラグ		非鉄スラグ		鋳物砂		陶磁器屑		石炭灰		廃プラスチック		建材廃材		廃ゴム		廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）		製紙スラッジ		アルミスラッジ		磨き砂汚泥		石材屑		都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	湖沼等の汚泥	
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																																									
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象																																									
無機珪砂（キラ）																																										
鉄鋼スラグ																																										
非鉄スラグ																																										
鋳物砂																																										
陶磁器屑																																										
石炭灰																																										
廃プラスチック																																										
建材廃材																																										
廃ゴム																																										
廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）																																										
製紙スラッジ																																										
アルミスラッジ																																										
磨き砂汚泥																																										
石材屑																																										
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化																																									
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化																																									
上水道汚泥	前処理方法によらず対象																																									
湖沼等の汚泥																																										
建具	断熱サッシ・ドア	<p>【判断基準】</p> <p>○建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。</p> <p>①複層ガラスを用いたサッシであること。</p> <p>②二重サッシであること。</p> <p>③断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①サッシの枠、障子の枠及びガラスに有効な断熱の措置が講じられていること又は断熱性の高い素材を使用したものであること。</p> <p>②エネルギーの使用的合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第2号及び第3号に定めるサッシ及び複層ガラスについては、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。</p>																																								

備考) 「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断基準等」（平成26年経済産業省告示第234号）、「複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断基準等」（平成26年経済産業省告示第235号）による。

品目分類	品目名	判断基準等
製材等	製材	<p>【判断基準】</p> <p>①間伐材、林地残材又は小径木であること、かつ、間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②上記①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、林地残材、小径木等の再生資源である原木は除く。</p>
	集成材 合板 単板積層材 直交集成板	<p>【判断基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等の体積比割合が10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②上記①以外の場合は、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源である原木は除く。</p> <p>②木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>

備考) 1 判断基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」「単板積層材」及び「直交集成板」(以下「製材等」という。)は、建築の木工事において使用されるものとする。

2 「製材等」の判断基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。

3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。

4 製材、集成材等の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

品目分類	品目名	判断基準等
フローリング	フローリング	<p>【判断基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②上記①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③基材に木材を使用した場合は、原料の間伐材は伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>④居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源、間伐材（基材に木材を使用しない場合に限る。）である原木は除く。</p> <p>②木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>

- 備考) 1 判断基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 2 判断基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
- 4 フローリングの原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。
- ア. 基材に木材を使用したものにあっては、木材関連事業者は、当該木材についてはクリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。また、国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。
- イ. 上記ア以外の物品にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。
- ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。
- 5 判断基準③にある「基材に木材を使用した場合」及び、配慮事項①にある「（基材に木材を使用しない場合に限る。）」、備考4のアにある「基材に木材を使用したもの」の木材とはクリーンウッド法の対象となるものを示す。

品目分類	品目名	判断基準等
再生木質ボード	パーティクルボード 繊維板	<p>【判断基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木等の再生資源である木質材料や植物纖維の重量比配合割合が50%以上であること。（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）。</p> <p>②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の再生資源、間伐材である原木は除く。</p> <p>②木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>
	木質系セメント板	<p>【判断基準】</p> <p>① 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の木質材料や植物纖維の重量比配合割合が50%以上であること（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）。</p> <p>② 合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。</p> <p>③ 居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の再生資源である原木は除く。</p> <p>② 木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>

- 備考) 1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、JIS A 1460による。
- 2 パーティクルボード、繊維板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。
- 3 木質セメント板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。また、国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。木材関連事業者以外にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。
- 4 「パーティクルボード」及び「繊維板」については、判断基準③について、JIS A 5908 及び A 5905 で規定されるF☆☆☆☆等級に適合する資材は、本基準を満たす。

品目分類	品目名	判断基準等
木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	<p>【判断基準】</p> <p>①リサイクル材料等として認められる原料が原材料の重量比で60%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。</p> <p>②原料として使用される木質材料は、リサイクル材料等として認められる木質原料の割合が100%であること。</p> <p>③重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。</p> <p>④製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。</p>

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「木材・プラスチック再生複合材製品」は、建築の外構工事、公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において使用されるものとする。
- 2 判断基準①②及び③については、JIS A 5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」に定める基準による。
- 3 判断基準①③及び④については、JIS A 5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」**4.2 リサイクル材料等の含有率区分R60,R70,R80 及びR90** は本基準を満たす。

品目分類	品目名	判断基準等
ビニル系床材	ビニル系床材	<p>【判断基準】</p> <p>○再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○工事施工時に発生する端材の回収、再生利用のためのシステムについて配慮されていること。</p>

備考) JIS A 5705 (ビニル系床材) に規定されるビニル系床材の種類で記号 KS に該当するものについては、判断基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。

品目分類	品目名	判断基準等
断熱材	断熱材	<p>【判断基準】</p> <p>○建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。</p> <p>①フロン類が使用されていないこと。</p> <p>②再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○押出法ポリスチレンフォーム断熱材、グラスウール断熱材及びロックウール断熱材については、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。</p>

- 備考) 1 「フロン類」とは、フロン類の使用的合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に定める物質をいう。
- 2 「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断基準等」（平成 25 年経済産業省告示第 270 号）による。

品目分類	品目名	判断基準等
照明機器	照明制御システム	<p>【判断基準】</p> <p>○連続調光可能なLED照明機器及びそれらの照明器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。</p>
変圧器	変圧器	<p>【判断基準】</p> <p>○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。</p>

備考) 判断基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が **600V** を超え、**7000V** 以下のものであって、かつ、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

- ①絶縁材料としてガスを使用するもの
- ②H 種絶縁材料を使用するもの

- ③ スコット結線変圧器
- ④ 3以上巻線を有するもの
- ⑤ 柱上変圧器
- ⑥ 単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの
- ⑦ 三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2000kVAを超えるもの
- ⑧ 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
- ⑨ 定格二次電圧が100V未満のもの又は600Vを超えるもの
- ⑩ 風冷式又は水冷式のもの

表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区分				基準エネルギー消費効率の算定式
変圧器の種別	相 数	定格周波数	定 格 容 量	
油入変圧器	单 相	50H z		$E=11.2S^{0.732}$
		60H z		$E=11.1S^{0.725}$
	三 相	50H z	500kVA 以下	$E=16.6S^{0.696}$
			500kVA 超	$E=11.1S^{0.809}$
		60H z	500kVA 以下	$E=17.3S^{0.678}$
			500kVA 超	$E=11.7S^{0.790}$
	モールド変圧器	50H z		$E=16.9S^{0.674}$
		60H z		$E=15.2S^{0.691}$
	三 相	50H z	500kVA 以下	$E=23.9S^{0.659}$
			500kVA 超	$E=22.7S^{0.718}$
		60H z	500kVA 以下	$E=22.3S^{0.674}$
			500kVA 超	$E=19.4S^{0.737}$

- (備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。
 2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。
 3 E及びSは、次の数値を表すものとする。
 E : 基準エネルギー消費効率 (単位: W)
 S : 定格容量 (単位: kVA)
 4 表の規定は、JIS C 4304 及び C 4306 並びに日本電機工業会規格 1500 及び 1501 に規定する標準仕様状態で使用しないものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に 1.10 (モールド変圧器にあっては 1.05) を乗じた式として取り扱うものとする。
 5 エネルギー消費効率の算定法については、「変圧器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 24 年経済産業省告示第 71 号) の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

品目分類	品目名	判断基準等
空調用機器	吸収冷温水機	【判断基準】 ① 冷房の成績係数が表 1 に示された区分の数値以上であること。 ② 冷房の期間成績係数が表 2 に示された区分の数値以上であること。

- (備考) 1. 本項の判断基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が 105kW 以上のものとする。ただし、木質ペレットを燃料とする機器は、対象外とする。
 2. 吸収冷温水機の成績係数及び期間成績係数の算出方法は、JIS B 8622 による。

表 1 冷房の成績係数

区 分	成績係数
冷凍能力が 352kW 未満	1.20

表 2 冷房の期間成績係数

区 分	期間成績係数
冷凍能力が 352kW 以上	1.45

品目分類	品目名	判断基準等
空調用機器	氷蓄熱式空調機器	【判断基準】 ① 氷蓄熱槽を有していること。 ② 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③ 冷房の成績係数が別表3に示された区分の数値以上であること。

- 備考) 1 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。
 2 「氷蓄熱式空調機器」の判断基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ **28kW** 以上の中適用する。
 3 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は **10** 時間とする。

①氷蓄熱ユニット

$$\text{成績係数} = \frac{\text{定格日量冷却能力 (kW} \cdot \text{h})}{\text{定格蓄熱消費電力量 (kW} \cdot \text{h}) + \text{昼間熱源機冷却消費電力量 (kW} \cdot \text{h})}$$

②氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー

$$\text{成績係数} = \text{日量蓄熱利用冷房効率}$$

- 4 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当たり平均負荷率（時間当たりのピーク負荷の負荷率を **100%** とした時の平均負荷の割合）を **85%** として、この時のピーク負荷熱量をいう。
 5 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表1 温度条件

単位 : °C

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	—
	定格冷房蓄熱	—	—	25	—

- 6 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度 **7°C** で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。
 7 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表2に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力（ブラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。）を積算したものという。

別表2 温度条件

単位 : °C

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷却	35	—
	定格冷却蓄熱	25	—

- 8 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表2に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものという。
 9 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。
 10 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 **10** 時間蓄熱運転した後、別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものという。
 11 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 **10** 時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものという。

別表3 冷房の成績係数

区分	成績係数
氷蓄熱ユニット	2.2
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0

品目分類	品目名	判断基準等
空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	<p>【判断基準】</p> <p>① 期間成績係数が表に示された区分の数値以上であること。</p> <p>② 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p>

備考) 1 判断基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、JIS B 8627 に規定されるもので、定格冷房能力が **28kW** 以上のものとする。

2 期間成績係数 (APFp) の算出方法は、JIS B 8627 による。

表 期間成績係数

区分	期間成績係数 (APFp)
冷房能力が 28kW 以上 35.5kW 未満	1.22 以上
冷房能力が 35.5kW 以上 45kW 未満	1.37 以上
冷房能力が 45kW 以上 56kW 未満	1.59 以上
冷房能力が 56kW 以上	1.70 以上

備考) 期間成績係数 (APF) の算出方法は、JIS B 8627-1 による。

品目分類	品目名	判断基準等
空調用機器	送風機	<p>【判断基準】</p> <p>○プレミアム効率のモータが使用されていること。</p>

備考) 1 プレミアム効率のモータは、JIS C-4213 (低圧三相かご形誘導電動機ー低圧トップランナーモータ) で規定される低圧トップランナーモータとする。

2 適用範囲は、定格電圧 **600V** 以下の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。

品目分類	品目名	判断基準等
空調用機器	ポンプ	<p>【判断基準】</p> <p>○プレミアム効率のモータが使用されていること。</p>

備考) 1 プレミアム効率のモータは、JIS C-4213 (低圧三相かご形誘導電動機ー低圧トップランナーモータ) で規定される低圧トップランナーモータとする。

2 適用範囲は、定格電圧 **600V** 以下の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。

品目分類	品目名	判断基準等
配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	<p>【判断基準】</p> <p>○排水用又は通気用の硬質ポリ塩化ビニル管であって、リサイクル材料使用率が表に示された区分の数値以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。</p>

備考) 1 判断基準は、敷地内の排水設備で、屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質のポリ塩化ビニル管を用いる場合の無圧配管においてのみ適用する。

2 「排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管」は、JIS K 9797 で規定される「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管」、JIS K 9798 で規定される「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管」、AS 58 で規定される「排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管」に定める基準による。

3 「リサイクル材料使用率」とは、管体の質量に対して、硬質ポリ塩化ビニル管・継手類から作られた「再利用ポリ塩化ビニル」の割合をいう。

4 「再利用ポリ塩化ビニル」とは、JIS K 9797 の 3.a)4)、JIS K 9798 の 3.a)4) 及び AS 58 の 3.1 による。

表 リサイクル材料使用率

管の区分	管の種類	使用率
三層管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管	50%
	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管	30%
単層管	排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管	80%

品目分類	品目名	判断基準等
衛生器具	自動水栓	<p>【判断基準】</p> <p>○電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。</p>
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	<p>【判断基準】</p> <p>○洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。</p>
	大便器	<p>【判断基準】</p> <p>○洗浄水量が6.5L/回以下であること。</p>

(備考)

1. 自動水栓の判断基準は、公共用トイレの洗面用又は手洗用の水栓を対象とし、止水の際、手を遠ざけた後速やかに止水できるものであること。
2. 大便器のうち、高座面形及び和風便器は、対象外とする。
3. 大便器の導入に当たっては、排水設備全体の排水機能の確保を十分考慮すること。

品目分類	品目名	判断基準等			
コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	<p>【判断基準】</p> <p>○再生材料を使用した型枠については、再生材料（別表に掲げるものを原料としたもの）が原材料の重量比で50%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <tr><td>再生材料の原料となるものの分類区分</td></tr> <tr><td>再生プラスチック</td></tr> <tr><td>古紙パルプ</td></tr> </table> <p>【配慮事項】</p> <p>①再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及び経済性（材料費、転用回数、回収費、再生処理費等を考慮）が確保されたものであること。</p> <p>②製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障をきたさないものであること。</p>	再生材料の原料となるものの分類区分	再生プラスチック	古紙パルプ
再生材料の原料となるものの分類区分					
再生プラスチック					
古紙パルプ					

- 備考) 1 プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。
- 2 再生材料として再生プラスチックを用いる場合、「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

品目分類	品目名	判断基準等
コンクリート用型枠	合板型枠	<p>【判断基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源、間伐材は除く。</p> <p>②木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>

- 備考) 1 本項の判断基準②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 2 合板型枠の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、合板型枠の板面において、備考3に示す内容が表示されていることを確認すること。
- 3 合板型枠の板面には、次の内容を表示することとする。なお、当該表示内容については林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠したものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。
- ア. 本項の判断基準の①又は②の手続が適切になされた原木を使用していることを示す文言又は認証マーク
 - イ. 認定・認証番号、認定団体名等

なお、合板型枠の板面の表示は、各個ごとに板面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。ただし、表面加工コンクリート型枠用合板であって、コンクリート型枠用として使用するために裏面にも塗装又はオーバーレイを施し、板面への表示が困難なものにあっては木口面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。

また、合板型枠は、再使用に努めることとし、上記ア. 及びイ. を板面への表示をした合板型枠であっても、再使用等で板面への表示が確認できなくなる場合については、公共工事の受注者が、調達を行う機関に板面への表示をした合板型枠を活用していることを示した書面を提出することをもって、板面への表示がなされているものとみなす。

表3 【建設機械に係る判断基準等】

品目名	判断基準等					
排出ガス 対策型建設機械	【判断基準】 ○別表1及び別表2に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第2次基準値又はこれより優れるものであること。					
別表1 トンネル工事用建設機械						
機種	摘要					
バックホウ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型ブレーカを装着したものを含む					
ホイールローダ・クローラローダ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下					
ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く					
トラックミキサ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く					
別表2 一般工事用建設機械						
機種	摘要					
バックホウ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下					
ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下					
ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下					
第2次基準値						
対象物質 (単位)	HC (g/kW·h)	NOx (g/kW·h)	CO (g/kW·h)	PM (g/kW·h)	黒煙 (%)	
出力区分						
8kW以上19kW未満	1.5	9	5	0.8	40	
19kW以上37kW未満	1.5	8	5	0.8	40	
37kW以上75kW未満	1.3	7	5	0.4	40	
75kW以上130kW未満	1	6	5	0.3	40	
130 kW以上560kW以下	1	6	3.5	0.2	40	
1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)による。 2. トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。						
○別表3及び別表4に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第1次基準値又はこれより優れるものであること。						
別表3 トンネル工事用建設機械						
機種	摘要					
ドリルジャンボ	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)					
コンクリート吹付機	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)					
別表4 一般工事用建設機械						
機種	摘要					
発動発電機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、可搬式(溶接兼用機を含む)					
空気圧縮機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、可搬式					
油圧ユニット	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、基礎工事用機械で独立したもの					
ローラ	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ					
ホイールクレーン	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ラフテレンクレーン					

第一基準値

対象物質 (単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	Nox (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)
7.5kW 以上 15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50
15kW 以上 30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50
30kW 以上 272kW 以下	1.3	9.2	5	50

1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）による。
 2. トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1／5以下とする。

備考) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)において、規制対象となる建設機械を使用する際は、同法の技術基準に適合したものを使用すること。

品目名	判断基準等		
低騒音型建設機械	【判断基準】 ○建設機械の騒音の測定値が別表2に掲げる値以下のものであること。		
	(別表2)		
機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)	
ブルドーザー	P < 55 55≤ P < 103 103≤ P	102 105 105	
バックホウ	P < 55 55≤ P < 103 103≤ P < 206 206≤ P	99 104 106 106	
ドラグライン クラムシェル	P < 55 55≤ P < 103 103≤ P < 206 206≤ P	100 104 107 107	
トラクターショベル	P < 55 55≤ P < 103 103≤ P	102 104 107	
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55 55≤ P < 103 103≤ P < 206 206≤ P	100 103 107 107	
バイブロハンマー		107	
油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機	P < 55 55≤ P < 103 103≤ P	98 102 104	
アースオーガー	P < 55 55≤ P < 103 103≤ P	100 104 107	
オールケーシング掘削機	P < 55 55≤ P < 103 103≤ P < 206 206≤ P	100 104 105 107	
アースドリル	P < 55 55≤ P < 103 103≤ P	100 104 107	
さく岩機（コンクリートブレーカー）		106	
ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー	P < 55 55≤ P	101 104	
コンクリートポンプ（車）	P < 55 55≤ P < 103 103≤ P	100 103 107	
コンクリート圧碎機	P < 55 55≤ P < 103 103≤ P < 206 206≤ P	99 103 106 107	
アスファルトフィニッシャー	P < 55 55≤ P < 103 103≤ P	101 105 107	
コンクリートカッター		106	
空気圧縮機	P < 55 55≤ P	101 105	
発動発電機	P < 55 55≤ P	98 102	

表4【工法】

品目分類	品目名	判断基準等
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	【判断基準】 ○施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	【判断基準】 ①施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生すること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号）を満たすこと。
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	【判断基準】 ○施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。

品目分類	品目名	判断基準等
舗装（表層）	路上表層再生工法	【判断基準】 ○既設アスファルト舗装の表層を粉碎し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置又は当該現場付近で表層を再生する工法であること。
舗装（路盤）	路上再生路盤工法	【判断基準】 ○既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉碎して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。

備考) アスファルト混合物の層の厚さが **10cm** 以下の道路において使用するものとする。

品目分類	品目名	判断基準等
法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	【判断基準】 ○施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。 ただし、伐採材及び建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除了いた生育基盤材料の容積比で 70% 以上を占めること。

品目分類	品目名	判断基準等
山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	【判断基準】 ○セメント系固化剤の一部として泥土を再利用又はセメント系固化剤の注入量を削減することにより、施工に伴い発生する泥土が低減できる工法であること。

備考) 判断基準の対象とする「泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」は、仮設工事において使用するものとする。

表5 【目的物に係る判断基準等】

品目分類	品目名	判断基準等
舗装	排水性舗装	<p>【判断基準】</p> <p>○雨水を道路の路面上に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。</p>

備考) 道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。

品目分類	品目名	判断基準等
舗装	透水性舗装	<p>【判断基準】</p> <p>○雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。</p>

備考) 雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。

品目分類	品目名	判断基準等
屋上緑化	屋上緑化	<p>【判断基準】</p> <p>①植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ②ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①屋上緑化に適した植物を使用すること。 ②灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。</p>

備考) 建物の屋上等において設置するものとする。

22. 役務

22-1 省エネルギー診断

(1) 数値目標

令和2年度の調達総数（件数）に占める基準を満たす発注件数の割合を 100%とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 斷 基 準 等	
省エネルギー診断	【判断基準】 ○表1に掲げる技術資格を有する者又はこれと同等と認められる技能を有する者が、庁舎等における設備等の稼働状況、運用状況並びにエネルギー使用量その他必要な項目について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、表2の内容を含む省エネルギー対策に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善、並びにエネルギー管理体制・管理方法について提案が行われるものであること。	

備考) 当該庁舎等においてエネルギー管理を実施するに当たって必要となる各種目標の設定に係る提案は、エネルギー管理方法に含まれる。

表 1

一級建築士
一級建築施工管理技士
一級電気工事施工管理技士
一級管工事施工管理技士
技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境）
エネルギー管理士
建築設備士
電気主任技術者

表 2

過去3年間程度のエネルギー消費実績及び光熱水費実績、設備の保有と稼動状況
設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績又は推計及び推計根拠
設備・機器の導入、改修に伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
運用改善項目及びそれらに伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
設備・機器の導入、改修に伴う必要設備額及びその投資額に関する推定根拠

22-2 食堂

(1) 数値目標

令和2年度の調達総数（件数）に占める基準を満たす発注件数の割合を100%とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
食堂	<p>【判断基準】</p> <p>○ 庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生ごみを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。 ② 繰り返し利用できる食器が使われていること。 ③ 食堂内における飲食物の提供に当たっては、ワンウェイのプラスチック製の容器等を使用しないこと。ただし、利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合はこの限りではない。 ④ 食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定が行われていること。 ⑤ 食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に該当する場合は、食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下であること。 ⑥ 食品循環資源の再生利用等の実施率が、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第4号。以下「判断基準省令」という。）で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定すること。 ⑦ 提供する飲食物の量を調整可能とすること又は消費者に求められた場合に持ち帰り用容器を提供すること等により、食べ残し等の食品ロスの削減が図られていること。 ⑧ 食堂内の掲示を利用する等、飲食物の食べ残しが減るよう食堂の利用者に対する呼びかけ、啓発等が行われていること。 ⑨ 食堂の運用に伴うエネルギー使用量（電力、ガス等）、水使用量を把握し、省エネルギー・節水のための措置を講じていること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生ごみ処理機等による処理後の生成物は肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。 ② 生分解性の生ごみ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ごみと一緒にコンポスト処理されること。 ③ 食堂で使用する食材は、地域の農林水産物の利用の促進に資するものであること。 ④ 食堂で使用する加工食品・化成品の原料に植物油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。 ⑤ 修繕することにより再使用可能な食器、又は再生材料が使用された食器が使われていること。 ⑥ 再使用のために容器包装の返却・回収が行われていること。 ⑦ 食材等の輸送に伴う環境負荷の低減が図られていること。

（備考）

1. 会議等において提供される飲物等を庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂・喫茶店等の飲食店から調達する場合は、この判断基準を準用する。
2. 判断基準④及び⑥の「再生利用等」とは、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）に基づく再生利用等のことをいう。
3. 判断基準④及び⑤の「発生抑制」とは、判断基準省令に基づく食品廃棄物等の発生の抑制のことをいう。
4. 判断基準⑤については、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者に該当しない場合において、食品廃棄物等の単位当たりの発生量が目標値以下であること又は当該目標値を達成するための自主的な計画を策定していることで、適合しているものとみなす。
5. 判断基準⑦に関して、食堂は客から持ち帰りを求められた場合には、食中毒等のリスクや取扱方法等、衛生上の注意事項を十分に説明の上、持ち帰り容器を提供する。なお、生や半生の食品などについて持ち帰りが求められた場合や外気温が高い真夏など、食中毒等のリスクが高い場合には、要望に応じて提供する分量を調節し、極力食べ残しが発生しないように努めることが求められる。
6. 判断基準⑨については、食堂の運用に伴うエネルギー使用量、水使用量の把握が可能な場合に適用する。
7. 配慮事項③の「地域の農林水産物の利用」とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地

域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）第 25 条の趣旨を踏まえ、国内の地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費すること及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。

22-3 自動車専用タイヤ更生

(1) 数値目標

令和2年度の調達総数（件数）に占める基準を満たす発注件数の割合を100%とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
自動車専用タイヤ更生	<p>【判断基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ（ケーシング）に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものであること。</p> <p>② 再生することなく再溝切り（リグルーブ）が可能であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① ラジアル構造の推奨等製品の長寿命化に配慮されていること。</p> <p>② 走行時の静粛性の確保に配慮されていること。</p> <p>③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 1 判断基準の「自動車専用タイヤ更生」において対象とする「更生タイヤ」とは、JIS D4202に規定するタイヤの種類のうち「小型トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」又はD6401に規定する「産業車両用タイヤ」「建設車両用タイヤ」とする。

2 JIS K 6329（更生タイヤ）に適合する更生タイヤは、判断基準①を満たす。

22-4 自動車整備

(1) 数値目標

令和2年度の調達総数（件数）に占める基準を満たす発注件数の割合を100%とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
自動車整備	<p>【判断基準】</p> <p>① 自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）又はリビルト部品（使用済自動車から取り外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）をいう。）が使用されていること。</p> <p>② エンジン洗浄を実施する場合にあっては、以下の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 大気汚染物質（炭化水素及び一酸化炭素）がエンジン洗浄実施前後において、20%以上削減されること。</p> <p>なお、エンジン洗浄を実施すべき自動車の状態については、大気汚染物質の発散防止のために通常必要となる整備の実施後において、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による炭化水素及び一酸化炭素の測定結果が、表の区分ごとの値を超える場合とする。</p> <p>イ. エンジン洗浄の実施直後及び法定12ヶ月点検において判断基準の効果を確認し、通常必要となる整備が適切に実施されており、かつエンジン洗浄実施前の測定値から20%以上削減されていなかった場合、無償で再度エンジン洗浄を実施する等の補償を行う体制が確保されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① エンジン洗浄の環境負荷低減効果に係る情報の収集・蓄積が図られていること。また、エンジン洗浄に関する環境負荷低減効果や費用等に係る詳細な情報提供を積極的に行うとともに、当該情報が開示されていること。</p> <p>② ロングライフケーラントの再利用に努めていること。</p> <p>③ 自動車整備に当たって、使用的エネルギー及び溶剤等の資源の適正使用に努め、環境負荷低減に配慮されていること。</p> <p>④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 1 判断基準①は、定期点検整備のほか、故障、事故等による自動車修理等を行うために、自動車整備事業者等に発注する役務であって、部品交換を伴うもの（消耗品の交換を除く。）を対象とする。

2 「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、二輪車は除く。）をいう。

- 3 部品の種類により、商品のないもの又は適時での入手が困難な場合においては、新品部品のみによる整備についても集計の対象とする。ただし、これを本調達方針適合品としてみなすものではない。
- 4 判断基準②の対象とする「エンジン洗浄」は、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による測定を伴う定期点検整備等を行うため自動車整備事業者等に発注する役務であって、表の基準を超える場合に実施する自動車のエンジン燃焼室の洗浄により内部に蓄積されたカーボン・スラッジ等を取り除くものをいう。
- 5 判断基準②については、ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（2サイクル・エンジンを有するこれらのものを除く）を対象とする。
- 6 判断基準②アのエンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準は、「大気汚染防止法に基づく自動車排出ガスの量の許容限度」（昭和49年環境庁告示第1号）による。
- 7 エンジン洗浄を実施していない自動車整備事業者や自動車販売事業者からの当該作業の依頼については、対応を図る体制が確保されていること。

表 エンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準

自動車の種類	一酸化炭素 (CO)	炭化水素 (HC)
普通自動車、小型自動車	1%	300ppm
軽自動車	2%	500ppm

22-5 庁舎管理等

(1) 数値目標

令和2年度の調達総数（件数）に占める基準を満たす発注件数の割合を100%とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
庁舎管理	<p>【判断基準】</p> <p>① 庁舎管理において使用する物品が本調達方針に示した品目に該当する場合は、本調達方針適合品が使用されていること。</p> <p>② 次のアからエに係る設備の管理、計測及び記録、保守及び点検について、管理標準に基づきエネルギー使用の合理化を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 空気調和設備、換気設備 イ. ポイラー設備、給湯設備 ウ. 照明設備、昇降機、動力設備 エ. 受変電設備 <p>③ 当該施設における省エネルギーに関する計画を定めるとともに、実施すべき省エネルギー対策を選定し、当該対策に係る実施基準等に基づき、その実施状況及び対策効果を施設管理者に毎月報告すること。また、対策の実施結果を踏まえ、必要な省エネルギー対策の見直しを行うこと。</p> <p>④ 常駐管理にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量について施設管理者に毎月報告し、前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者に次の提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. エネルギー使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な省エネルギー対策（施設利用者と連携して行う省エネルギー対策を含む。）。 イ. 水の使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な節水対策（施設利用者と連携して行う節水対策を含む。）。 ウ. 廃棄物の排出量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な廃棄物排出抑制対策、省資源対策（施設利用者と連携して行う廃棄物排出抑制対策、省資源対策を含む。）。 <p>⑤ 常駐管理以外にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力してその要因分析を行い、削減対策について提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。</p> <p>⑥ 省エネルギー診断を実施した施設にあっては、診断結果に基づき設備・機器等の運用改善の措置が講じられていること。</p> <p>⑦ エネルギー管理システムを導入している施設にあっては、エネルギー消費の可視化及び把握したデータの分析結果に基づくエネルギー消費効率化の措置が講じられていること。</p> <p>⑧ 庁舎管理に空気調和設備、熱源設備の維持管理を含む場合にあっては、冷媒として用いられるフロン類の漏えいの防止のための適切な措置が講じられていること。</p>

	<p>【配慮事項】</p> <p>① 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）に基づく建築物環境衛生管理基準等に配慮されていること。</p> <p>② エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」（平成 25 年経済産業省告示第 271 号）を踏まえ、庁舎における電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。</p> <p>③ エネルギーの使用状況等を詳細に分析・評価し、設備・機器等、システムを適切に管理・運用すること等により、温室効果ガスの排出削減が図られていること。</p> <p>④ 施設のエネルギー管理、使用実態に関する分析・評価に当たっては、各種管理・評価ツール等の活用に努めていること。</p> <p>⑤ 庁舎管理に必要な省エネルギー、省資源、廃棄物排出抑制等に係る専門技術を有する担当者が配置されるとともに、当該技術を有する人材の育成に向けた教育・研修等の継続的な実施に努めていること。</p> <p>⑥ 庁舎管理において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮するよう努めていること。</p>	
--	--	--

- 備考) 1 「常駐管理」とは定められた時刻において、業務実施者が常駐し、常時施設の運転・監視及び日常点検・保守等の業務にあたる管理形態をいう。
- 2 判断基準②から⑤については、契約の対象となる業務の範囲に当該基準に関連する内容が含まれる場合に適用するものとする。
- 3 庁舎管理に係る判断基準②の管理標準は、別表 1 に示したエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化等に関する事業者の判断基準」（平成 21 年経済産業省告示第 66 号）を参考とし、必要に応じ、施設管理者と協議の上、定めるものとする。
- 4 判断基準③の施設における省エネルギーに関する計画は、当該施設の管理形態、建物の規模、設備・機器等の利用状況を勘案し、施設管理者と協議の上、省エネルギーに係る目標、実施すべき省エネルギー対策、推進体制等を盛り込むものとする。また、実施すべき省エネルギー対策（当該対策に係る実施基準を含む。）は、別表 2 を参考として選定するものとする。
- 5 「施設利用者」とは、入居者又は来庁者をいう。
- 6 判断基準②から⑤については、施設の改修、大規模な設備・機器の更新・導入等の措置・対策は含まれないものとする。
- 7 判断基準⑥の省エネルギー診断は、本基本方針に示した「22-1 省エネルギー診断」の「省エネルギー診断」をいう。
- 8 判断基準⑦のエネルギー管理システムは、本基本方針に示した「19 設備」の「エネルギー管理システム」をいう。
- 9 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に定める物質をいう。
- 10 配慮事項④の「各種管理・評価ツール等」には、学会、業界団体等において作成されたマニュアル、ガイドライン等を含む。
- 11 調達を行う各機関は、省エネルギー・低炭素化の推進の観点から、次の事項に留意すること。
- ア. 庁舎管理を複数年契約で調達する場合は、当該契約期間に応じた温室効果ガスの排出削減等に係る目標を設定するとともに、毎年度達成状況を評価し、目標達成に向けた継続的な運用改善が図られるよう努めること。なお、単年度契約の場合にあっても、適切な対応が図られるよう努めること。
- イ. 省エネルギー診断の実施、エネルギー管理システムの導入について、可能な施設から積極的に対応を図るよう努めること。

別表1

工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準（抄）

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検
空気調和設備、換気設備	<p>ア.空気調和を施す区画を限定し、ブランドの管理等による負荷の軽減、設備の運転時間、室内温度、換気回数、湿度、外気の有効利用等についての管理標準を設定。なお、冷暖房温度は、政府の推奨する設定温度を勘案した管理標準とする。</p> <p>イ.燃焼を行う熱源設備の管理は、空気比についての管理標準を設定。</p> <p>ウ.熱源設備、熱搬送する設備、空気調和機設備の管理は、外気条件変動等に応じ、冷却水温度や冷温水温度、圧力等の設定により、空気調和設備の総合的なエネルギー効率を向上させるよう管理標準を設定。</p> <p>エ.複数の熱源機で構成されている場合は、外気条件の季節変動や負荷変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるよう管理標準を設定。</p> <p>オ.熱搬送設備が複数のポンプで構成されている場合は、季節変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により総合的なエネルギー効率を向上させるよう管理標準を設定。</p> <p>カ.空気調和機設備が複数の空気調和機で構成されている場合は、混合損失の防止や負荷の状態に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により総合的にエネルギー効率を向上させるよう管理標準を設定。</p> <p>キ.換気設備の管理は、換気を施す区画を限定し、換気量、運転時間、温度等についての管理標準を設定。</p>	<p>ア.空気調和を施す区画ごとに、温度、湿度その他の空気の状態の把握及び空気調和の効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。</p> <p>イ.空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備は、個別機器の効率及び空気調和設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。</p> <p>ウ.換気を施す区画ごとに温度、二酸化炭素濃度その他の空気の状態の把握及び換気効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。</p>	<p>ア.空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備は、保温材や断熱材の維持、フィルターの目づまり及び凝縮器や熱交換器に付着したスケールの除去等個別機器の効率及び空気調和設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p> <p>イ.空気調和設備、換気設備の自動制御装置の管理に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p> <p>ウ.換気設備を構成するファン、ダクト等は、フィルターの目づまり除去等個別機器の効率及び換気設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p>
ボイラー設備、給湯設備	<p>ア.ボイラー設備は、ボイラーの容量及び使用する燃料の種類に応じて空気比についての管理標準を設定。</p> <p>イ.ア.の管理標準は、ボイラーに関する基準空気比の値を基準として空気比を低下させるように設定。</p> <p>ウ.ボイラー設備は、蒸気等の圧力、温度及び運転時間に関する管理標準を設定し、適切に運転し過剰な蒸気等の供給及び燃料の供給をなくす。</p> <p>エ.ボイラーへの給水は水質に関する管理標準を設定し、水質管理を行う。なお、給水水質の管理は、JIS B 8223（ボイラーの給水及びボイラー水の水質）に規定するところ（これに準ずる規格を含む。）により行う。</p> <p>オ.複数のボイラー設備を使用する場合は、総合的なエネルギー効率を向上させるよう管理標準を設定し、適切な運転台数とする。</p> <p>カ.給湯設備の管理は、季節及び作業の内容に応じ供給箇所の限定や供給期間、給湯温度、給湯圧力その他給湯の効率の改善に必要な事項について</p>	<p>ア.ボイラー設備は、燃料の供給量、蒸気の圧力、温水温度、排ガス中の残存酸素量、廃ガスの温度、ボイラー給水量その他のボイラーの効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。</p> <p>イ.給湯設備は、給水量、給湯温度その他給湯の効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。</p>	<p>ア.ボイラー設備の効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p> <p>イ.ボイラー設備の保温及び断熱の維持、スチームトラップの蒸気の漏えい、詰まりを防止するように保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p> <p>ウ.給湯設備は、熱交換器に付着したスケールの除去等給湯効率の改善に必要な事項、自動制御装置の管理に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p>

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検
	<p>の管理標準を設定。</p> <p>キ.給湯設備の熱源設備の管理は、負荷の変動に応じ、熱源機とポンプ等の補機を含めた総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定。</p> <p>ク.給湯設備の熱源設備が複数の熱源機で構成されている場合は、負荷の状態に応じ、稼働台数の調整により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定。</p>		
照明設備、昇降機、動力設備	<p>ア.照明設備は、JIS Z 9110（照度基準）又はZ 9125（屋内作業場の照明基準）及びこれらに準ずる規格に規定するところにより管理標準を設定して使用。また、過剰又は不要な照明をなくすように管理標準を設定し、調光による減光又は消灯を行う。</p> <p>イ.昇降機は、時間帯や曜日等により停止階の制限、複数台ある場合には稼働台数の制限等に関して管理標準を設定し、効率的な運転を行う。</p>	<p>照明設備は、照明を施す作業場所等の照度の計測及び記録に関する管理標準を設定。定期的に計測し、その結果を記録。</p>	<p>ア.照明設備は、照明器具及びランプ等の清掃並びに光源の交換等保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。</p> <p>イ.昇降機は、電動機の負荷となる機器、動力伝達部及び電動機の機械損失を低減するよう保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。</p> <p>ウ.給排水設備、機械駐車設備等の動力設備は、負荷機械（電動機の負荷となる機械をいう。以下同じ。）、動力伝達部及び電動機における機械損失を低減するよう保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。また、負荷機械がポンプ、ファン等の流体機械の場合は、流体の漏えいを防止し、流体を輸送する配管、ダクトの抵抗を低減するよう保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。</p>
受変電設備	<p>ア.変圧器及び無停電電源装置は、部分負荷における効率を考慮して、変圧器及び無停電電源装置の全体の効率が高くなるように管理標準を設定し、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行う。</p> <p>イ.受電端における力率は、95 パーセント以上とすることを基準として進相コンデンサ等を制御するように管理標準を設定して管理。</p>	<p>事務所その他の事業場における電気の使用量並びに受変電設備の電圧、電流等電気の損失を低減するために必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。</p>	<p>受変電設備は、良好な状態に維持するように保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。</p>

庁舎管理・利用に係る省エネルギー対策例

対象設備等	省エネルギー対策（例）	実施基準（例）	
		常駐管理	常駐管理以外
熱源・空調設備共通	室内設定温湿度条件の変更	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	運転時間の短縮など機器の起動・停止期間の最適な値に設定	毎日実施	季節ごとに実施
	季節ごと・室内負荷状況に応じた最適な運転方法の設定	週1回以上実施	季節ごとに実施
	空調終了前に関連補機（外調機・熱源機器）などの停止	毎日実施	—
	インテリア・ペリメータの年間冷暖房の取りやめ	季節・外気温に応じ実施	—
	冷房・暖房同時使用に伴うミキシングロスの確認及び防止	随時実施	随時実施
	温湿度センサを適正な位置に取付	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	吹出し口の位置、方向の調整による温度分布均一化	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	冷暖房期間の短縮化	季節・外気温に応じ実施	—
	空室・倉庫等の空調換気の停止	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	運転時間の短縮	毎日実施	—
	残業時間帯の空調制限	毎日実施	—
	プラインド・カーテンの休日前の閉止による休日明けの空調負荷の低減	毎日実施	—
	早朝・深夜の清掃作業における空調制限	毎日実施	—
	空調時間帯の扉・窓開放の禁止	季節・外気温に応じ実施	—
	空調の障害となる間仕切り・家具の配置の変更	随時実施	—
	共用部の温度設定を居室よりも緩和する措置の実施	毎日実施	季節ごとに実施
個別空調機	クールビズ・ウォームビズの実施	季節ごとに実施	季節ごとに実施
	夏季における屋上等への散水の実施	当該期間外気温に応じ実施	—
	各種センサを含む自動制御装置の適正保守の実施	随時実施	随時実施
	エアーフィルタの定期清掃の実施	年2回以上実施	年2回以上実施
	冷温水フィンコイルの定期清掃の実施	年2回以上実施	年2回以上実施
	空調の還気、吹出し口の障害物の撤去	随時実施	—
	ウォーミングアップ制御の採用	毎日実施	—
	空調立ち上げ時に対し定常運転後に設定温度を2℃～3℃上げる又は下げる措置の実施	季節・外気温に応じ実施	—
	窓の開閉による自然換気の採用	季節・外気温に応じ実施	—
	外気温度の低い夜間に適温外気を取り入れるナイトパージの実施	季節・外気温に応じ実施	—
個別空調機	吸気口と排気口の近接により生じるショートサーキットの防止	随時実施	随時実施
	スケジュール運転の実施	随時実施	随時実施
	ダクトのエア漏れ・水漏れ・保温材の脱落等について保守管理の徹底	年1回以上実施	年1回以上実施
	全熱交換器の清掃管理	年2回以上実施	年2回以上実施
セントラル空調システム関連	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	温湿度を一定の範囲内で制御するゼロエナジーバンドの設定	毎日実施	—
セントラル空調システム関連	冷水は高め、温水は低め、冷却水は低めの温度管理	毎日実施	—

対象設備等	省エネルギー対策（例）	実施基準（例）	
		常駐管理	常駐管理以外
冷凍機	冷温水の大温度差運転の制御運転の実施（ポンプの搬送動力の低減）	随時実施	—
	冷温水・冷却水の定期的な水質管理の実施（熱伝導率低下の防止）	月1回以上実施	月1回以上実施
	空調終了30分程度前の熱源機器の停止	毎日実施	—
冷温水発生機・吸収式冷凍機	冷凍機の運転圧力の適正管理	随時実施	随時実施
	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ清掃などのチューブ内部洗浄の実施	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	温度計・圧力計などの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施
	マノメーター・センサーなどの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施
	機器のCOP値（効率）の管理	随時実施	—
冷却塔	機内の機密の適正な維持管理	随時実施	随時実施
	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ清掃などのチューブ内部洗浄の実施	年2回以上実施	年2回以上実施
	温度計・圧力計などの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施
	マノメーター・センサーなどの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施
	機器のCOP値（効率）の管理	随時実施	—
蓄熱槽	冷却水出入口温度の適正化	随時実施	随時実施
	充填材の汚れ、水質の汚れ等の管理	随時実施	随時実施
ファンコイル	冷却塔水槽の清掃	随時実施	随時実施
	バルブの開閉状態の確認	随時実施	随時実施
	冷却水の薬注管理の実施	随時実施	随時実施
	空調負荷予測等を踏まえた蓄熱槽における水・氷蓄熱量の最適な運転の実施	随時実施	—
空冷ヒートポンプ	槽内温度分布の適正管理	随時実施	—
	ペリメータ用ファンコイルの最適な運転（時間帯・設定温度）	季節・外気温に応じ実施	—
	エアーフィルタの定期的な清掃	月1回以上実施	月1回以上実施
	冷温水フィンコイルの定期的な清掃	年2回以上実施	年2回以上実施
水冷パッケージ方式	空調の還気、吹出し口の障害物の撤去	随時実施	—
	室外機フィンコイルの定期的な洗浄	年1回以上実施	年1回以上実施
	室内機フィンコイルの定期的な洗浄	年1回以上実施	年1回以上実施
	室内機のエアーフィルタの定期的な清掃	月1回以上実施	月1回以上実施
	運転圧力・運転電流などによる運転状況の確認・管理	毎日実施	—
	全熱交換器の清掃	年2回以上実施	年2回以上実施
空冷ヒートポンプ	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
給排気設備	室内機フィンコイルの定期的な洗浄	年1回以上実施	年1回以上実施
	エアーフィルタの定期的な清掃	月1回以上実施	月1回以上実施
	運転圧力・運転電流などによる運転状況の確認・管理	毎日実施	—
	全熱交換器の清掃	年2回以上実施	年2回以上実施
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	冷却水薬洗の実施	年1回以上実施	年1回以上実施
	機械室、電気室、倉庫の換気量の制限	随時実施	随時実施
	不使用室の換気停止（倉庫、機械室等）	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	窓の開閉による自然換気の採用	季節・外気温に応じ実施	—
	ファンベルトの点検・交換	年1回以上実施	年1回以上実施
	排熱用換気ファンの起動設定温度の変更	必要に応じ実施	必要に応じ実施

対象設備等	省エネルギー対策（例）	実施基準（例）	
		常駐管理	常駐管理以外
ポンプ関連	ファン、ダクト等のフィルターの目詰まり除去	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	換気風量の適正な値への設定、外気量の削減	必要に応じ実施	—
ボイラー	二次ポンプの起動・停止・圧力・流量が最適な状態になるように設定	随時実施	—
	グランドパッキン等の水量適正管理の実施	月1回以上実施	月1回以上実施
	断熱材の状態管理	年2回以上実施	年2回以上実施
	3管・4管式設備の場合、状況に応じた運転停止などの実施	随時実施	—
給湯設備	空気比・排ガス温度等燃焼装置の適切な設定	随時実施	随時実施
	蒸気等の圧力、温水の温度の適切な設定	随時実施	随時実施
	伝熱面の清掃・スケール等の除去	年1回以上実施	年1回以上実施
	熱交換器類の伝熱面の管理	月1回以上実施	月1回以上実施
	ボイラーの水質管理（JIS B 8223による）	月1回以上実施	月1回以上実施
	蒸気トラップの機能維持（ドレンの回収）	月1回以上実施	月1回以上実施
	機器のCOP値（効率）の管理	随時実施	—
照明設備	給湯時間の制限と給湯範囲の縮小	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	夏季における手洗い場等の給湯の停止	当該期間毎日実施	当該期間毎日実施
	給湯温度の設定変更	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	使用上、支障のない範囲で給湯の分岐バルブを絞込み	必要に応じ実施	必要に応じ実施
照明設備	作業スペースの過剰照明の消灯、自然採光の活用、窓際の消灯	利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施
	調光による減光	利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施
	廊下・ホールの消灯及び間引き	利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施
	トイレ・給湯室不在時の消灯	毎日実施	—
	空室・倉庫等の消灯	毎日実施	必要に応じ実施
	昼休みの消灯	毎日実施	—
	残業実施場所を集約化することによる残業時間帯における部分消灯の実施	毎日実施	—
	始業点灯時間の短縮・制限	毎日実施	—
	器具の清掃による照明効率の向上	年1回以上実施	年1回以上実施
搬送設備	定期的なランプ交換の実施（蛍光ランプ、HIDランプ等）	1回／2～3年	1回／2～3年
	ランプ交換時の初期照度補正の初期化	交換時に実施	—
	間仕切りの取りやめ	必要に応じ実施	—
	部分消灯を行いやすくするような照明の点灯範囲における机及び作業場所の適正な配置	必要に応じ実施	—
	ソーラータイマーのこまめな調整	月1回以上実施	月1回以上実施
	局部照明の採用	随時実施	—
	照明スイッチに点灯範囲を表示	必要に応じ実施	—
	照明制御設備の作動点検	必要に応じ実施	—
	手動によるこまめな点消灯	随時実施	—
給排水・衛生設備	エレベータ・エスカレータの運転台数制御（停止階の制限、稼働台数の制御）	毎日実施	—
	階段利用の促進	毎日実施	—
	庁舎内配達共同化の実施	毎日実施	—
	電動機の負荷となる機器、動力伝達部及び電動機の機器損失を低減するような保守及び点検	必要に応じ実施	—

対象設備等	省エネルギー対策（例）	実施基準（例）	
		常駐管理	常駐管理以外
受変電設備	使用上、支障のない範囲で給水の分岐バルブを絞込み	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	夏季における温水洗浄便座暖房の停止	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
受変電設備	受変電室の室内温度の見直し	季節ごとに実施	—
	デマンドの状況による負荷の調節	随時実施	—
	進相コンデンサによる力率管理	随時実施	—
	不要期間・不要時間帯の変圧器の切離し	必要に応じ実施	—
	変圧器の稼働台数の調整及び適正負荷の維持	随時実施	—
受変電設備	無停電電源装置の稼働台数の調整及び適正負荷の維持	随時実施	—
その他	自動販売機の節電（照明の消灯・夜間運転停止時）の実施	毎日実施	—
	OA機器等の昼休み等不使用時における電源の切断	毎日実施	—
	プラインド・カーテンの有効利用	毎日実施	—
	対象設備・機器等の設定値の確認、運転結果の測定・記録	毎日実施	月1回以上実施
	省エネルギーに必要なエネルギーデータの把握・活用	毎日実施	月1回以上実施

品 目	判 断 基 準 等
植栽管理	<p>【判断基準】</p> <p>①植栽管理において使用する物品が本調達方針に示したの品目に該当する場合は、本調達方針適合品が使用されていること。</p> <p>②病害虫予防として、適切な剪定や刈込みを行って通風をよくし、日照等を確保するとともに、適切な防除手段を用いて、害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合的病害虫・雑草管理を行う体制が確保されていること。</p> <p>③農薬の使用の回数及び量の削減に努めているとともに、農薬取締法に基づいて登録された適正な農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って、適正かつ効果的に使用されるものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①灌水の雨水利用に配慮されていること。</p> <p>②剪定・除草において発生した、小枝・落葉等の処分について、堆肥化等の環境負荷低減が図られていること。</p> <p>③施肥に当たっては、植栽管理において発生した落葉等からできた堆肥（土壤改良材）が使用されていること。</p> <p>④剪定・伐採等にチェンソーを使用する場合のチェンソーオイルは、生分解性のものが使用されていること。</p> <p>⑤植替え等が生じた場合、既存の植栽を考慮し、病害虫の発生しにくい樹種の選定等について、施設管理者への提案が行われること。</p> <p>⑥植栽管理に当たり、使用する機材・器具等については、可能な限り環境負荷低減策が講じられていること。</p> <p>⑦植栽管理に当たり、可能な限り、再使用又は再生利用可能であって、土の代替となる植込み材の使用に努めていること。</p>

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「植栽管理」とは、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理とする。
- 2 判断基準②の「総合的病害虫・雑草管理を行う体制」とは、発生状況等の調査、被害の早期発見、剪定や捕殺などの物理的防除も含めた防除方法の選択等、経済性を考慮しつつ健康と環境への負荷の軽減を総合的に講じる体制をいう。
- 3 判断基準②及び③については、農薬の使用に係る施設管理者や周辺地域への情報提供、農薬の飛散防止、適正使用の記録の保持等、「住宅地等における農薬使用について（平成25年4月26日付25消安第175号環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知）」に準拠したものであること。
- 4 生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10-d windowを適用しない。
- ※OECD（経済協力開発機構）化学品テストガイドライン
- ・301B（CO₂発生試験）
 - ・301C（修正MITI(I)試験）
 - ・301F（Manometric Respirometry試験）
- ※ASTM（アメリカ材料試験協会）
- ・D5864（潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法）
 - ・D6731（密閉 respirometer 中の潤滑油、又は潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法）

品 目	判 断 基 準 等
加煙試験	<p>【判断基準】</p> <p>○加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

- 備考) 1 消防設備点検業務等に加煙試験を含む場合にも、本項の判断基準を適用する。
- 2 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。

品目	判断基準等
清掃	<p>【判断基準】</p> <p>① 清掃において使用する物品が本調達方針に示したの品目に該当する場合は、本調達方針適合品が使用されていること。</p> <p>② 洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。ただし、植物油脂が原料として使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。</p> <p>③ ごみの収集は、資源ごみ（紙類、缶、びん、ペットボトル等）、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。</p> <p>④ 資源ごみのうち、紙類については、古紙のリサイクルに配慮した分別・回収が実施されていること。また、分別が不徹底であった場合や排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力して改善案の提示がなされること。</p> <p>⑤ 清掃に使用する床維持剤（ワックス）、洗浄剤等の揮発性有機化合物の含有量が指針値以下であること。</p> <p>⑥ 環境負荷低減に資する技術を有する適正な事業者であり、より環境負荷低減が図られる清掃方法等について、具体的提案が行われていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 清掃に用いる床維持剤、洗浄剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。</p> <p>② 補充品等は、過度な補充を行わないこと。</p> <p>③ 洗剤を使用する場合は、清掃用途に応じ適切な水素イオン濃度（pH）のものが使用されていること。</p> <p>④ 清掃に使用する床維持財、洗浄剤等については、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること。</p> <p>⑤ 清掃に当たって使用する電気、ガス等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。</p> <p>⑥ 建物の状況に応じた清掃の適切な頻度を提案するよう努めていること。</p> <p>⑦ 清掃に使用する物品の調達にあたっては、本調達方針に示した品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体について環境負荷の低減に考慮するよう努めること。</p>

- (備考) 1. 判断基準②の「持続可能な原料が使用されていること」とは、石けん液又は石けんの製造事業者が原料に係る持続可能な調達方針を作成した上で当該方針に基づき原料を調達している場合をいう。
2. 判断基準④の紙類の排出に当たって、調達を行う各機関は、庁舎等における紙類の使用・廃棄の実態を勘案しつつ、別表1及び2を参考とし、清掃事業者等と協議の上、古紙排出に当たっての分類を定め、古紙再生の阻害要因となる材料の混入を排除して、分別を徹底すること。印刷物について、印刷役務の判断基準を満たしたリサイクル対応型印刷物は、紙向けの製紙原料として使用されるよう、適切に分別すること。
3. 判断基準⑤の揮発性有機化合物の指針値については、厚生労働省の定める室内濃度指針値に基づくものとする。
4. 清掃における判断基準⑥の「環境負荷低減が図られる清掃方法等」とは、汚染度別の清掃方法の採用、室内環境の汚染前に除去する予防的清掃方法の採用、清掃用機材の性能維持による確実な汚染除去の実施等をいう。
5. 配慮事項③については、家庭用品品質表示法に基づく水素イオン濃度（pH）の区分を参考とする。なお、床維持剤及び床用洗浄剤については、原液で pH5～pH9 が望ましい。
6. 清掃の配慮事項④の「指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）の対象となる物質をいう。
7. 調達を行う各機関は、床維持剤の剥離洗浄廃液等の建築物の清掃作業に伴う廃液の適正処理を図るよう必要な措置を講ずること。

別表1 古紙の分別方法（例）

分類	品目
新聞	新聞（折込チラシを含む）
段ボール	段ボール
雑誌	ポスター、チラシ 雑誌、報告書、カタログ、パンフレット、書籍、ノートなど冊子形状のもの
OA用紙	コピー用紙及びそれに準ずるもの
リサイクル対応型印刷物	「印刷用の紙にリサイクルできます」の印刷物（Aランクの材料のみ使用） 「板紙にリサイクルできます」の印刷物（A又はBランクの材料のみ使用）

その他雑がみ	封筒、紙箱、DM、メモ用紙、包装紙など上記以外の紙
シュレッダー屑	廈等内において裁断処理した紙

備考) 「リサイクル対応型印刷物」とは、納入印刷物に係る判断基準（納入印刷物参照）に示された印刷物のリサイクル適性が表示された印刷物をいう。

別表2 古紙再生の阻害要因となる材料（例）

分類	種類
紙製品	粘着物の付いた封筒
	防水加工された紙
	裏カーボン紙、ノーカーボン紙（宅配便の複写伝票など）
	圧着はがき
	感熱紙
	写真、インクジェット写真プリント用紙、感光紙
	プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせた複合素材の紙
	金・銀などの金属が箔押しされた紙
	臭いの付いた紙（石けんの個別包装紙、紙製の洗剤容器、線香の紙箱等）
	捺染紙（昇華転写紙、アイロンプリント紙等）
	感熱発泡紙
	合成紙
	汚れた紙（使い終わった衛生用紙、食品残さなどで汚れた紙等）
	粘着テープ類
紙以外	ワッペン類
	ファイルの金属
	金属クリップ類
	フィルム類
	発泡スチロール
	セロハン
	プラスチック類
	ガラス製品
	布製品

品目	判断基準等
タイルカーペット洗浄	<p>【判断基準】</p> <p>①洗浄に使用する機器の消費電力量が0.22kWh/m²以下であること。 ②洗浄に使用する水量が40L/m²以下であること。 ③洗浄に使用する洗剤等は、清掃に係る判断基準（「清掃」参照。）を満たすこと。 ④洗浄完了後のタイルカーペットを水洗いした回収水の透視度が5ポイント以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①洗浄に用いる洗剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。 ②洗剤の原料に植物油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。 ③洗浄に使用する洗剤等については、指定化学物質を含まないものが使用されていること。 ④洗浄に当たって使用する電気等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。</p>

- 備考)
- 1 本項の判断基準の対象とする「タイルカーペット洗浄」とは、敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事業所等においてタイルカーペットの汚れを遊離・分解し洗い流すとともに、汚水が残らないように吸引若しくは脱水することをいう。
 - 2 判断基準④の透視度は**JIS K 0120**による。
 - 3 配慮事項③の「指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）の対象となる物質をいう。

品 目	判 斷 基 準 等	
機密文書処理	<p>【判断基準】</p> <p>①当該施設において排出される紙の種類や量を考慮し、施設の状況に応じた分別方法及び処理方法の提案がなされ、製紙原料として適切な回収が実施されること。</p> <p>②機密文書の処理に当たっては、排出・一時保管、回収、運搬、処理の各段階において、機密漏洩に対する適切な対策を講じたうえで、製紙原料としての利用が可能となるよう次の事項を満たすこと。</p> <p>ア. 古紙再生の阻害となるものを除去する設備や体制が整っていること。</p> <p>イ. 直接溶解処理に当たっては、異物除去システムが導入された設備において処理されること。</p> <p>ウ. 破碎処理に当たっては、可能な限り紙の繊維が保持される処理が行われること。</p> <p>③適正処理が行われたことを示す機密処理・リサイクル管理票を発注者に提示できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①機密文書の発生量を定期的に集計し、発注者への報告がなされること。</p> <p>②紙（印刷・情報用紙及び衛生用紙）として再生可能な処理が行われること。</p> <p>③運搬に当たっては、積載方法、搬送方法、搬送ルートの効率化が図られていること。</p> <p>④可能な限り低燃費・低公害車による運搬が行われること。</p>	

- 備考) 1 調達を行う各所属は、廃棄書類の排出に当たって機密の度合や必要性を考慮し、可能な限り機密文書として排出する量の削減に努めること。
- 2 調達を行う各所属は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 判断基準②ウの破碎処理の発注に当たっては、裁断紙片の大きさについて確認を行うこと（古紙の再生においては、裁断した紙片が望まれる機密性の範囲において、より大きい方が望ましい。事業者による裁断紙片サイズの目安は **10mm×50mm** 以上）。
- イ. 庁舎等内におけるシュレッダー処理は、一般的に古紙原料としての利用適性が低下することから、機密の度合いや必要性を考慮して行うこと。シュレッダー屑は廃棄・焼却せず、紙の種類に応じて適切に製紙原料として使用されるよう、古紙回収業者や機密文書処理事業者等に回収・処理を依頼するよう努めること（古紙として再生に適した紙幅の目安は **5mm** 以上）。
- ウ. 本項の「清掃」に示した別表1を参考に、施設の状況に応じた分別方法を定めるとともに、別表2に示された古紙再生の阻害要因となる材料を取り除き、適切な分別回収に努めること。
- 3 判断基準③の「機密処理・リサイクル管理票」とは、回収された機密文書が機密抹消処理後に製紙原料として使用されたことを証明する書類をいう。なお、この証明書は溶解、破碎などの処理を事業者に委託した場合に提示されるものであり、調達を行う各所属内でシュレッダー処理を行ったシュレッダー屑についてはこの限りでない。

品 目	判 断 基 準 等
害虫防除	<p>【判断基準】</p> <p>①害虫防除において使用する物品が本調達方針に示した品目に該当する場合は、本調達方針適合品が使用されていること。</p> <p>②殺そ剤及び殺虫剤の乱用を避け、生息状況等の調査を重視した総合的な防除措置が講じられていること。</p> <p>③害虫等の発生・侵入を防止するための措置が講じられていること。</p> <p>④防除作業に当たり、事前計画や目標が設定されていること。また、防除作業後に、効果判定（確認調査、防除の有効性評価等）が行われていること。</p> <p>⑤殺そ剤又は殺虫剤の使用に当たっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）において製造販売の承認を得た医薬品又は医薬部外品を使用し、使用回数・使用量・使用濃度等、適正かつ効果的に行われていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○生息状況等に応じた適切な害虫防除方法等を提案するよう努めていること。</p>

備考) 判断基準と対象とする「害虫防除」は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）を基本に、 庁舎等のねずみ・昆虫、外来生物等その他の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除とする。

22-6 輸配送

(1) 数値目標

令和2年度の調達総数（件数）に占める基準を満たす発注件数の割合を100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
輸配送	<p>【判断基準】</p> <p>○自動車からの排出ガスの抑制及びエネルギーの使用の合理化のため、次に掲げる措置が講じられていること。</p> <p>①集配で使用される自動車は、「13-1 自動車」の判断基準(1)～(9)のいずれかを満たす自動車であること。</p> <p>②環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。</p> <p>③エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>④大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備を実施していること。</p> <p>⑤モーダルシフトを実施していること。</p> <p>⑥輸配送効率の向上のための措置が講じられていること。</p> <p>⑦上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から⑥については実施の有無がウェブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断基準」（平成18年経済産業省・国土交通省告示第7号）及び「貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針」（平成26年経済産業省・国土交通省告示第2号）を踏まえ、輸配送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。</p> <p>②低燃費・低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低燃費・低公害車による輸配送が実施されていること。</p> <p>③輸配送に使用する車両台数を削減するため積載率の向上が図られていること。</p> <p>④輸配送回数を削減するために共同輸配送が実施されていること。</p> <p>⑤再配達を削減するための取組が実施されていること。</p> <p>⑥エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。</p> <p>⑦道路交通情報通信システム(VICS)対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム(ETC)等、高度道路交通システム(ITS)の導入に努めていること。</p> <p>⑧販売されている宅配便、小包郵便物等の包装用品については、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑨事業所、集配拠点等の施設におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めること。</p> <p>⑩契約により輸配送業務の一部を行う者に対して、可能な限り環境負荷低減に向けた取組を実施するよう要請するものとする。</p> <p>⑪自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域において輸配送する場合にあっては、可能な限り排出基準を満たした自動車による輸配送が行われていること。</p>

備考) 1 判断基準の対象とする「輸配送」とは、国内向けの信書、宅配便、小包郵便物（一般、冊子等）及びメール便をいう。

ア. 「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。

イ. 「宅配便」とは、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送及び利用運送事業の鉄道貨物運送、内航海運、貨物自動車運送、航空貨物運送のいずれか又はこれらを組み合わせて利用する運送であって、重量 30kg 以下の一口一個の貨物をいう。

ウ. 「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量な荷物を荷送人から引き受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了する運送サービスであって、重量 1kg 以下の一口一冊の貨物をいう。

2 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。

3 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（平成 24 年 10 月）をいう。

（参考）①ふんわりアクセル『e スタート』②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転③減速時は早めにアクセルを離そう④エアコンの使用は適切に⑤ムダなアイドリングはやめよう⑥渋滞を避け、余裕を持って出発しよう⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備⑧必要な荷物はおろそう⑨走

行の妨げとなる駐車はやめよう⑩自分の燃費を把握しよう

- 4 判断基準③の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。
 - ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
 - イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）、エコドライブの推進体制を整備していること。
 - ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。
 - エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行うこと。
- 5 判断基準④の「車両の点検・整備」とは、道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。
- 6 判断基準⑤の「モーダルシフト」とは、貨物輸送において、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運の活用により、輸送機関（モード）の転換（シフト）を図ることをいう。ただし、その主業務が幹線輸送を伴わない場合は、判断基準⑤を適用しない。
- 7 配慮事項⑥の「輸配送効率の向上のための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。
 - ア. エネルギーの使用に関して効率的な輸配送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。
 - イ. 渋滞情報等を把握することにより、適切な輸配送経路を選択できる仕組みを有していること。
 - ウ. 輸配送料、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。
 - エ. 輸配送先、輸配送料に応じて拠点経由方式と直送方式を使い分け、全体として輸配送距離を短縮していること。
- 8 「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律77号）第2条第4項に規定する環境報告書をいう。
- 9 配慮事項⑦の低燃費・低公害車とは、本基本方針に示した「13-1 自動車」を対象とする。
- 10 「契約により輸配送業務の一部を行う者」とは、本項の役務の対象となる輸配送業務の一部を当該役務の提供者のために実施するものをいう。

22-7 旅客輸送（自動車）

（1）数値目標

令和2年度の調達総数（件数）に占める基準を満たす発注件数の割合を100%とする。

（2）判断基準等

品目	判断基準等
旅客輸送	<p>【判断基準】</p> <p>①エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 ②環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。 ③エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ④エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。 ⑤旅客輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること。 ⑥上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から⑤については実施の状況がウェブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断基準」（平成18年経済産業省・国土交通省告示第6号）及び「旅客の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用旅客輸送事業者の指針」（平成26年経済産業省・国土交通省告示第3号）を踏まえ、旅客輸送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。 ②低燃費・低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低燃費・低公害車による旅客輸送が実施されていること。 ③エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。 ④道路交通情報通信システム(VICS)対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム(ETC)等、高度道路交通システム(ITS)の導入に努めていること。 ⑤事業所、営業所等の施設におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めること。 ⑥GPS-AVMシステム導入による効率的な配車に努めること。</p>

備考) 1 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」（平成24年10月）をいう。

(参考) ①ふんわりアクセル『eスタート』②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転③減速時は早めにアクセルを離そう④エアコンの使用は適切に⑤ムダなアイドリングはやめよう⑥渋滞を避け、余裕を持って出発しよう⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備⑧必要な荷物はおろそう⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう⑩自分の燃費を把握しよう

2 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。

3 判断基準③の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。

ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）、エコドライブの推進体制を整備していること。

ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。

エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行うこと。

4 判断基準④の「車両の点検・整備」とは、道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。

5 判断基準⑤の「旅客輸送効率の向上のための措置」及び「空車走行距離の削減のための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。

一般貸切旅客自動車にあっては次の要件ア及びイを満たすことをいう。

ア. エネルギーの使用に関して効率的な旅客輸送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。

イ. 輸送人数、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。

一般乗用旅客自動車にあっては次の要件ウを満たすことをいう。

ウ. 配車に無線を導入していること、あるいは他の通信・情報機器等を利用し運転者との連絡が取れる体制を有していること。

6 配慮事項②の低燃費・低公害車とは、本基本方針に示した「13-1 自動車」を対象とする。

7 「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律77号）第2条第4項に規定する環境報告書をいう。

22-8 照明機能提供業務

(1) 数値目標

令和2年度の調達総数（件数）に占める基準を満たす発注件数の割合を**100%**とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
蛍光灯機能提供業務	<p>【判断基準】</p> <p>○次の要件を満たす機能提供型サービス（サービサイジング）であること。</p> <p>①使用目的に不都合がなく器具に適合する場合、蛍光ランプに係る判断基準（ランプ参照）を満たす蛍光灯が使用されていること。</p> <p>②回収した蛍光灯のうち成型品で回収されたものについては再資源化率が95%以上であること。</p> <p>③蛍光灯の適正処理終了を示す証明書を発行し、顧客に提示できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①使用済み蛍光ランプの回収容器は、繰り返し使えるものを使用するなど、環境負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②使用済み蛍光ランプの回収に当たっては、施設管理者と協力し、被損なく回収するよう努めていること。</p> <p>③蛍光ランプの配送・回収に関し、定期ルート便や共同配送等の効率的な物流網を構築していること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

- 備考)
- 判断基準の「機能提供型サービス（サービサイジング）」とは、蛍光灯の所有権を業務提供者から移さず機能のみを提供し、輸送・回収・廃棄にかかる責任を業務提供者が負う役務をいう。
 - 判断基準③の「蛍光灯の適正処理終了を示す証明書」は、電子マニフェストや**IT**を活用したマニフェスト管理システムなど証明書に準ずるものでも可能とする。

22-9 小売業務

(1) 数値目標

令和2年度の調達総数（件数）に占める基準を満たす発注件数の割合を100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
店舗等において営業を行う小売業務	<p>【判断基準】</p> <p>○ 店舗又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>① 容器包装の過剰な使用を抑制するための独自の取組が行われていること。</p> <p>② 消費者のワンウェイのプラスチック製品及び容器包装の廃棄物の排出の抑制を促進するための独自の取組が行われていること。</p> <p>③ 食品を取り扱う場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定が行われていること。</p> <p>イ. 食品廃棄物の発生抑制のため、消費者に対する呼びかけ、啓発等が行われていること。</p> <p>ウ. 食品の調達において、その原材料の持続可能な生産・消費を確保するため、持続可能性に関する調達方針等が公表されていること。</p> <p>エ. 食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に該当する場合は、食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下であること。</p> <p>オ. 食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定すること。</p> <p>④ 店舗において取り扱う商品の容器包装のうち、再使用を前提とするものについては、当該店舗において返却・回収が可能であること。</p> <p>⑤ ワンウェイのプラスチック製の買物袋を提供する場合は、提供する全ての買物袋に植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 店舗において取り扱う商品については、簡易包装等により容器包装の使用量を削減したものであること。</p> <p>② 店舗において飲料を充填して提供する場合は、マイカップ・マイボトルに対応可能であること。</p> <p>③ ワンウェイのプラスチック製の買物袋を提供する場合は、提供する全ての買物袋に植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが25%以上使用されていること。</p> <p>④ 食品を取り扱う場合は、食品廃棄物等を再生利用等して製造された飼料・肥料等を用いて生産された食品を優先的に取り扱うこと。</p> <p>⑤ 食品ロスの削減のために納品期限を緩和する等、フードチェーン全体の環境負荷の低減に資する取組に協力していること。</p>

(備考)

- 判断基準①の「独自の取組」とは、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することその他の小売業者自らが容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。
- 判断基準②の「独自の取組」とは、商品の販売に際して消費者に買物袋等を有償で提供すること、消費者がワンウェイのプラスチック製の買物袋等を使用しないように誘因するための手段として景品等を提供すること、自ら買物袋等を持参しない消費者に対し繰り返し使用が可能な買物袋等を提供すること、ワンウェイの箸、フォーク、スプーン、ストロー等や容器包装の使用に関する意思を消費者に確認することその他の消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。
- 判断基準③及び配慮事項④の「再生利用等」とは、食品リサイクル法に基づく再生利用等のことをいう。
- 判断基準③の「発生抑制」とは、判断基準省令に基づく食品廃棄物等の発生の抑制のことをいう。
- 判断基準③ウの「持続可能性に関する調達方針等」とは、事業者が環境、社会、経済活動等の方向性を示した方針等に、持続可能な調達に関する記述が含まれたものをいう。
なお、「持続可能な調達」とは、持続可能性に関する方針を明示している生産者・流通業者からの調達など持続可能な生産・消費に資する調達をいう。
- 判断基準③エについては、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者に該当しない場合において、食品廃棄物等の単位当たりの発生量が目標値以下であること又は当該目標値を達成するための自主的な計画を策定していることで、適合しているものとみなす。

7. 判断基準④は、当該店舗においてリユースびんを使用した飲料等を販売している場合に、販売した製品の容器包装を返却・回収が可能なように回収箱の設置等を行うことをいう。
8. 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
9. 判断基準⑤及び配慮事項③の「植物を原料とするプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率(プラスチック重量に占める植物を原料とするプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合)を乗じたものとする。

22-10 クリーニング

(1) 数値目標

令和2年度の調達総数（件数）に占める基準を満たす発注件数の割合を100%とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
クリーニング	<p>【判断基準】</p> <p>①ドレンの回収及び再利用により、省エネルギー及び水資源節約等の環境負荷低減が図られていること。</p> <p>②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>③ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること。</p> <p>④袋・包装材の削減のための独自の取組が講じられていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①揮発性有機化合物の適正管理・発生抑制に配慮されていること。</p> <p>②ランドリー用水や洗剤の適正使用に努めていること。</p> <p>③事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。</p> <p>④可能な限り低燃費・低公害車による集配等が実施されていること。</p> <p>⑤プラスチック製の袋を提供する場合は、植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p> <p>⑥省エネルギー型のクリーニング設備・機械・空調設備等の導入が図られていること。</p>

- 備考) 1 判断基準の対象とする「クリーニング」は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）に定めるクリーニング業をいう。ただし、毛布、ふとん、モップ等、他の品目としてリース・レンタル契約により調達する場合、調達先事業者が行う当該製品のクリーニングには本項の判断基準は適用しない。
- 2 「ドレン」とは、蒸発してできた蒸気（飽和蒸気）が放熱や熱の利用により凝縮水へ状態変化したものという。
- 3 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」（平成24年10月）をいう。
- （参考）①ふんわりアクセル『eスタート』②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転③減速時は早めにアクセルを離そう④エアコンの使用は適切に⑤ムダなアイドリングはやめよう⑥渋滞を避け、余裕を持って出発しよう⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備⑧必要な荷物はおろそう⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう⑩自分の燃費を把握しよう
- 4 判断基準②の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。
- ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
- イ. エコドライブに係る責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）等の取組を実施していること。
- ウ. エネルギー使用実態を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行うこと。
なお、その際は、車両の運行記録を用いることが望ましい。
- 5 判断基準③の「ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること」とは、次の要件を満たすことをいう。
- ア. 回収が適切に行われるよう、ユーザに対し回収に関する情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
- イ. 回収されたハンガーを洗浄し、再使用すること。
- ウ. 回収されたプラスチックハンガーについて、再使用できない場合にあっては可能な限りマテリアルリサイクルすること。
- 6 「袋・包装材」とは、持ち帰りのためにクリーニング品などを入れるための袋、クリーニング品にはこり、汚れなどが付着することを防ぐための袋等をいう。
- 7 判断基準④の「独自の取組」とは、サービスの提供に当たって、エコパック等の利用を推奨すること、持ち帰り袋等の使用に関する意思を確認すること、ユーザに対し持ち帰り袋等を有償で提供すること、その他ユーザによる持ち帰り用の袋・包装材の削減を促進するために取り組む措置をいう。
- 8 「低燃費・低公害車」とは、本調達方針に示した「13-1 自動車」を対象とする。
- 9 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 10 調達を行う各機関は、クリーニング品の受け取りに当たってはエコパックを利用するなど、袋・包装材の削減に取り組むこと。

22-11 自動販売機設置

(1) 数値目標

令和2年度の調達総数（台数）に占める基準を満たす設置台数の割合を100%とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
飲料自動販売機設置	<p>【判断基準】</p> <p>①エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>②冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>③表2に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト、環境報告書等により公表され、容易に確認できること。</p> <p>④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>⑤飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。</p> <p>⑥使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒（種類、地球温暖化係数及び封入量）が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに、ウェブサイトにおいて公表されていること。</p> <p>②屋内に設置される場合にあっては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。</p> <p>③屋外に設置される場合にあっては、自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。</p> <p>④カップ式飲料自動販売機にあっては、マイカップに対応可能であること。</p> <p>⑤真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。</p> <p>⑥自動販売機の設置・回収、販売品の補充、容器の回収等に当たって低燃費・低公害車を使用する、配送効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。</p> <p>⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>⑨ペットボトル飲料の選択ボタン数または商品種類（同一商品を1種類とする。）の割合を、全体の1/3以下とすること。【府独自】</p>

- (備考) 1. 判断基準の対象とする「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器（紙カップを除く）飲料自動販売機を契約又は使用許可により設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、含まれないものとする。
- ①商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの
 - ②台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの
 - ③車両等特定の場所で使用することを目的とするもの
 - ④電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているもの
2. 本項の判断基準は、設置に係る契約又は使用許可の期間中、もしくは契約更新等の場合で機器の入替えが発生しない場合には適用しないものとする。
3. 判断基準①については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するものについては適用しないものとする。
4. 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。判断基準②において使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン（HFO1234yf）等。
5. 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値をいう。
6. 判断基準④については、リユース部品には適用しないものとする。
7. 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。
8. 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。
9. 判断基準⑤については、設置する自動販売機の数及び場所並びに飲料の販売量等を勘案し、回収に支障がないよう適切に設置すること。

10. 「エネルギー消費効率基準達成率」とは、判断基準①で算出した当該製品の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率（小数点以下を切り捨て）で表したものとする。
11. 調達を行う各所属は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 利用人数、販売量等を十分勘案し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置すること。
 - イ. 設置場所（屋内・屋外、日向・日陰等）によって、エネルギー消費等の環境負荷が異なることから、可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。
 - ウ. マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺の清掃・衛生面の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。

表1 飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区分		基準エネルギー消費効率の算定式
販売する飲料の種類	自動販売機の種類	
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機	E=0.218V+401
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400mm未満のもの）	E=0.798Va+414
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400mm以上のもの）	E=0.482Va+350
	電子マネー対応装置のあるもの	E=0.482Va+500
紙容器飲料	コールド専用機	E=0.948V+373
	Aタイプ（サンプルを使用し、商品販売を行うもの）	E=0.306Vb+954
	ホットアンドコールド機（庫内が2室のもの）	E=0.630Vb+1474
	Bタイプ（商品そのものを視認し、商品販売を行うもの）	E=0.477V+750
	ホットアンドコールド機	E=0.401Vb+1261

- (備考) 1 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。
- 2 「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。
- 3 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。
- 4 E,V,Va,Vb 及び T は、次の数値を表すものとする。
- E : 基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）
- V : 実庫内容積（商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。）（単位：L）
- Va : 調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて11で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）
- Vb : 調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて10で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）
- T : 調整熱容量（湯タンク容量に80を乗じた数値、冷水槽容量に15を乗じた数値及び貯氷量に95を乗じて0.917で除した数値の総和に4.19を乗じた数値）（単位：kJ）
- 5 エネルギー消費効率の算定法については、「自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成19年経済産業省告示289号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (2)」による。

表2 飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目的	評価項目	評価基準
リデュース (省資源化)	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。
	製品の長寿命化	オーバーホール、リニューアルへの配慮をしていること。 製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。 修理・保守性への配慮をしていること。
	消費電力量の削減	製品の消費電力量の抑制が図られていること。設置条件、設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。
	リユース部品の選定	リユース部品について設計段階から選定し、共通化・標準化に配慮していること。
リユース (再使用化)	製品での配慮	リユース対象部品の分解・組立性に配慮していること。
	部品のリユース設計	リユース対象部品への表示、清掃・洗浄、余寿命判定の容易性に配慮していること。
	リサイクル	リサイクル可能な材料を選択していること。
リサイクル (再資源化)	材料	プラスチックの種類の統一化及び材料表示を行っていること。 リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。
	分解容易性	事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。

22-12 産業廃棄物処理

(1) 数値目標

令和2年度の調達総数（件数）に占める基準を満たす発注件数の割合を100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
★産業廃棄物の処理の委託	<p>【判断基準】</p> <p>○産業廃棄物処理の委託業者への引渡しにあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）に代えて、電子マニフェストを利用すること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○廃棄物処理法第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項に基づき、優良な産廃処理業者として認定を受けたものであること。</p>

備考) 1 府の会計で府が排出事業者となり産業廃棄物を委託処理する所属（府警本部を除く）を対象とする。

2 当分の間は、産業廃棄物処理の委託契約における仕様書には電子マニフェストの使用を努力義務として定め、電子マニフェストに対応できない処理業者については、従来どおり紙マニフェストを使用することとする。

22-13 引越輸送

(1) 数値目標

令和2年度の調達総数（件数）に占める基準を満たす発注件数の割合を100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
引越輸送	<p>【判断基準】</p> <p>①梱包及び養生に使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>②反復利用可能な梱包用資材及び養生用資材が使用されていること。</p> <p>③引越終了後に梱包用資材の回収が実施されていること。</p> <p>④自動車による輸送を伴う場合には、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。</p> <p>イ. 環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。</p> <p>ウ. エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>エ. 大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備が実施されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①環境負荷低減に資する引越輸送の方法に関する適切な提案が行われるものであること。</p> <p>②梱包用資材及び養生用資材について、一括梱包や資材の使用削減を図るなど省資源化に配慮されていること。</p> <p>③梱包用資材及び養生用資材には、再生材料又は、植物を原料としたプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。また、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>④自動車による輸送を伴う場合には、次の事項に配慮されていること。</p> <p>ア. エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断基準」（平成18年経済産業省・国土交通省告示第7号）及び「貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針」（平成26年経済産業省・国土交通省告示第2号）を踏まえ、輸送におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施が図られていること。</p> <p>イ. 低燃費・低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低燃費・低公害車による輸送が実施されていること。</p> <p>ウ. 輸送効率の向上のための措置が講じられていること。</p> <p>エ. エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。</p> <p>オ. 道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。</p> <p>カ. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年6月3日法律第70号）の対策地域を走行する輸送にあっては、可能な限り排出基準を満たした自動車による輸送が行われていること。</p>

- 備考) 1 判断基準の対象とする「引越輸送」とは、庁舎移転等（庁舎・ビル間移転、庁舎・ビル内移動、フロア内移動を含む。）に伴う什器、物品、書類等の引越輸送業務及びこれに附帯する梱包・開梱、配置、養生等の役務をいう。ただし、美術品、精密機器、動植物等の特殊な梱包・運送、管理等が必要となる品目は除く。
- 2 判断基準③は、段ボール等紙製の梱包用資材が業務提供者によって提供される場合に適用し、発注者の求めに応じ回収を実施する。ただし、あらかじめ回収期限及び回数を定めるものとする。
- 3 判断基準④及び配慮事項④は、引越輸送の元請、下請を問わず、自動車による輸送を行う者に適用する。
- 4 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。
- 5 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（平成 24 年 10 月）に基づく運転をいう。
(参考) ①ふんわりアクセル『e スタート』②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転③減速時は早めにアクセルを離そう④エアコンの使用は適切に⑤ムダなアイドリングはやめよう⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備⑧不要な荷物はおろそう⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう⑩自分の燃費を把握しよう
- 6 判断基準④ウの「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。
- ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
- イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）、エコドライブの推進体制を整備していること。
- ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。
- エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。
- 7 判断基準④エの「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。
- 8 配慮事項①の「引越輸送の方法に関する適切な提案」は、発注者に対し、具体的な提案が可能となる契約方式の場合に適用する。
- 9 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 10 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 1 1 配慮事項④イの低燃費・低公害車とは、本基本方針に示した「13-1 自動車」を対象とする。
- 1 2 配慮事項④ウの「輸送効率の向上のための措置」とは、次の事項に配慮することをいう。
- ア. エネルギーの使用に関して効率的な輸送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。
- イ. 渋滞情報等を把握することにより、適切な輸送経路を選択できる仕組みを有していること。
- ウ. 輸送量、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。
- 1 3 調達を行う所属は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 引越しに伴い発生する不要となった廃棄物の収集又は運搬及び処分を第三者に依頼する場合には、一般廃棄物については市町村又は一般廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 2 条第 1 項及び第 2 条の 3 第 1 項に該当するものを含む）に、産業廃棄物については産業廃棄物処理業者（同施行規則第 9 条第 1 項及び第 10 条の 3 第 1 項に該当するものを含む）にそれぞれ収集又は運搬及び処分を委託する必要がある。なお、一般廃棄物の収集又は運搬については委任状を交付した上で引越事業者に依頼することも可能である。
- イ. 引越輸送業務と併せて廃棄物の収集又は運搬及び処分を委託する場合には、委託基準に従う必要があり、産業廃棄物については、収集又は運搬を委託する産業廃棄物収集運搬業者及び処分を委託する産業廃棄物処分業者とあらかじめ契約し、運搬先である産業廃棄物処理施設の所在地、処分方法を確認するとともに、最終処分される場合には最終処分場の所在地の確認が必要である。また一般廃棄物についても、産業廃棄物に準じた確認を行なうことが望ましい。
- ウ. 廃棄物の引渡しにおいて、産業廃棄物については、引渡しと同時に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、運搬、処分の終了後に処理業者からその旨を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しの送付を受け、委託内容どおりに運搬、処分されたことを確認する必要がある。また一般廃棄物についても、産業廃棄物に準じた確認を行なうことが望ましい。

別表 車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】	
	<input type="checkbox"/> 点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
	<input type="checkbox"/> 点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 点検・整備を整備事業者に依頼するに当たっては、車両の状態を日常から把握し、その状況について伝えていること。 ■ 目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。 ■ フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。
【自主的な管理基準による点検・整備】	
	(エア・クリーナ・エレメント関連) <ul style="list-style-type: none"> ■ エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	(エンジンオイル関連) <ul style="list-style-type: none"> ■ エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 ■ エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	(燃料装置関連) <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	(排出ガス減少装置関連) <ul style="list-style-type: none"> ■ 排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒）の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	(その他) <ul style="list-style-type: none"> ■ タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。 <input type="checkbox"/> トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 <input type="checkbox"/> トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 <input type="checkbox"/> デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 <input type="checkbox"/> デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注：「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目

「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

22-14 会議運営

(1) 数値目標

令和2年度の調達総数（件数）に占める基準を満たす発注件数の割合を100%とする。

(2) 判断基準等

品 目	判 断 基 準 等
会議運営	<p>【判断基準】</p> <p>○委託契約等により会議の運営を含む業務の実施に当たって、次の項目に該当する場合は、該当する項目に掲げられた要件を満たすこと。</p> <p>①紙の資料を配布する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること。また、紙の資料として配布される用紙が本調達方針対象品目に該当する場合は、当該品目に係る判断基準を満たすこと。</p> <p>②ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する場合は、印刷に係る判断基準を満たすこと。</p> <p>③紙の資料及び印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。</p> <p>④会議参加者に対し、会議への参加に当たり、環境負荷低減に資する次の取組の奨励を行うこと。</p> <p>ア. 公共交通機関の利用 イ. クールビズ及びウォームビズ ウ. 筆記具等の持参</p> <p>⑤飲料を提供する場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。 イ. 繰り返し利用可能な容器等を使用すること又は容器包装の返却・回収が行われること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①会議に供する物品については、可能な限り既存の物品を使用すること。また、新規に購入する物品が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断基準を満たすこと。</p> <p>②ノートパソコン、タブレット等の端末を使用することにより紙資源の削減を行っていること。</p> <p>③自動車により資機材の搬送、参加者の送迎等を行う場合は、可能な限り、低燃費・低公害車が使用されていること。また、エコドライブに努めていること。</p> <p>④食事を提供する場合は、ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。</p> <p>⑤資機材の搬送に使用する梱包用資材については、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

- (備考)
1. 大阪府が行う会議については、当該判断基準等を遵守するものとする。【府独自】
 2. 「低燃費・低公害車」とは、本調達方針に示した「13-1自動車」を対象とする。
 3. 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」(平成24年10月)に基づく運転をいう。

(参考)

- ①ふんわりアクセル『eスタート』②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ③減速時は早めにアクセルを離そう④エアコンの使用は適切に⑤ムダなアイドリングはやめよう
- ⑥渋滞をさけ、余裕をもって出発しよう⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑧不要な荷物はおろそう⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう⑩自分の燃費を把握しよう

22-15 印刷機能等提供業務

(1) 数値目標

令和2年度の調達総数（件数）に占める基準を満たす発注件数の割合を100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
印刷機能等 提供業務	<p>【判断基準】</p> <p>①印刷機能等提供業務に係る機器を導入する場合は、以下の要件を満たすこと。 ア. コピー機、複合機又は拡張性のあるデジタルコピー機にあっては、当該品目に係る判断基準を満たすこと。 イ. プリンタ又はプリンタ複合機にあっては、当該品目に係る判断基準を満たすこと。 ウ. ファクシミリにあっては、ファクシミリに係る判断基準を満たすこと。 エ. スキャナにあっては、スキャナに係る判断基準を満たすこと。 オ. デジタル印刷機にあっては、デジタル印刷機に係る判断基準を満たすこと。 カ. 契約終了後に使用済の印刷機能等提供業務に係る機器を回収すること。 また、回収した部品の再使用又は材料の再生利用が行われること。なお、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。</p> <p>②カートリッジ等を供給する場合は、カートリッジ等に係る判断基準を満たすこと。</p> <p>③用紙を供給する場合であって、特定調達品目に該当する用紙は、当該品目に係る判断基準を満たすこと。</p> <p>④印刷機能等提供業務に係る機器の使用実績等を把握し、その状況を踏まえ、以下の提案を行うこと。 ア. コピー機能又はプリント機能を有する印刷機能等提供業務に係る機器の場合、紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策。 イ. 環境負荷低減に向けた適切な印刷機能等提供業務に係る機器の製品仕様及び設置台数。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①コピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の導入に当たっては、可能な限り再生型機又は部品リユース型機を利用すること。</p> <p>②使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を回収し、回収した部品の再使用又は再生利用を行うこと。また、回収した使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。</p> <p>③印刷機能等提供業務に係る機器の導入又は消耗品の供給に使用する梱包用資材については、再使用に努めるとともに、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

- (備考) 1. 「印刷機能等提供業務に係る機器」とは、本方針「5. 画像機器等」に示すコピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ及びスキャナ並びに「7. オフィス機器等」に示すデジタル印刷機の対象になるものをいう。
2. 「カートリッジ等」とは、本方針「5-6 カートリッジ等」の対象であるトナーカートリッジ及びインクカートリッジをいう。
3. 印刷機能等提供業務に係る機器の「導入」とは、受注者が印刷機能等提供業務に係る機器の全部又は一部を導入することをいい、受注者が当該機器以外の物品を同時に導入する場合も含む。
4. 本項の判断基準の対象とする「印刷機能等提供業務」とは、印刷機能等提供業務に係る機器による印刷・出力に係る機能の提供及び関連する業務であって、以下のいずれかの業務をいう。
 ア. 印刷機能等提供業務に係る機器の導入、導入した当該機器の保守業務及び導入した当該機器で使用する消耗品の供給業務
 イ. 印刷機能等提供業務に係る機器の導入及び導入した当該機器の保守業務
 ウ. 印刷機能等提供業務に係る機器の保守業務及び当該機器で使用する消耗品の供給業務
5. 判断基準①カは、資源有効利用促進法に基づく特定再利用業種の機器に適用する。
6. 判断基準④ア及びイの提案については、発注者及び受注者双方協議の上、提案可能である場合は、業務の履行期間内の適切な時期又は定期的に実施すること。

8. 判断基準④アの「紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策」には、両面印刷（自動両面機能の要件が適用されない機器の場合に限る。）、縮小印刷、集約印刷の促進、機器パネルによる環境負荷情報（印刷枚数、カラー印刷率、両面利用率、集約利用率、用紙削減率等）の可視化、用紙の再利用機能、ソフトウェアによるトナー又はインクの節約、ユーザ認証による管理の実施等を含む。
9. 判断基準④イについては、環境負荷低減効果（消費電力量の削減、温室効果ガス排出量の削減、消耗品の使用量の削減等）、費用対効果及び調達事務の効率化等を勘案し、定量的な提案が可能な場合に実施する。配慮事項②は、受注者がカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を供給した場合に適用する。
10. 調達を行う各機関は、ユーザ認証による管理の実施等、用紙の使用量の抑制等の環境負荷低減に係る対策の検討に努めること。

2.3. ごみ袋等

(1) 数値目標

令和2年度に新たに調達するごみ袋の発注総額に占める基準を満たす発注金額を**100%**とする。

(2) 判断基準等

プラスチック製 ごみ袋	<p>【判断基準】</p> <p>①次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの が、プラスチック重量の10%以上使用されていること。</p> <p>イ. 再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。</p> <p>②上記①ア又は①イに関する情報が表示されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①シートの厚みを薄くする等可能な限り軽量化が図られていること。</p> <p>②植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いこと。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------------	--

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「プラスチック製ごみ袋」は、一般の行政事務において発生した廃棄物の焼却処理に使用することを想定したプラスチック製のごみ袋であって、他の法令において満たすべき品質や基準等が定められている場合、地方公共団体が一般廃棄物処理に当たって指定した場合、特殊な用途等に使用する場合等には適用しない。
- 2 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 3 「植物を原料とするプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率（プラスチック重量に占める植物を原料とするプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合）を乗じたものとする。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものを行う（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 5 判断基準②の「情報の表示」とは、判断基準①アの植物を原料とするプラスチックの配合率又は判断基準①イの再生プラスチックの配合率が製品本体、製品の包装に表示又はカタログ、ウェブサイト等において提供されていることをいう。
- 6 判断基準①アの植物を原料とするプラスチックの配合率に係る基準については、「プラスチック資源循環戦略（令和元年5月31日）」に基づき、判断基準を満たす製品の市場動向を勘案しつつ検討を実施し、適切に引き上げるものとする。

方針本文の

『4 取組む物品等及び環境に配慮した契約の推進

(3) 環境配慮契約の推進（入札等に付する契約のみ該当）

② 自動車の購入に係る契約』 関係

1. 基本的考え方

自動車の調達に係る契約に当たっては、初期費用のみを考慮した調達を行うのではなく、供用期間中ににおける燃料の使用に伴う温室効果ガス等の排出や燃料費用の支出等についても適切に判断した上で契約を締結することが必要である。このため、入札価格に係る評価点のほかに、温室効果ガスに関する環境性能に係る評価点を加えて、品質を総合的に評価し、環境性能と価格の両面から評価した結果が最も優れた者を落札者として決定する（総合評価落札方式）。

ここで、価格以外の要素として評価する環境性能は、燃費(km/L)とする。

2. 対象となる車種等

「大阪府グリーン調達方針別記13-1 自動車」に記載する燃費基準の対象自動車に限る。ただし、以下の場合は、当該総合評価落札方式を適用しないものとする。

①緊急用車両及び特別仕様車*を調達する場合

②リースの場合

③燃料種が異なる自動車が同時に応札する場合

ただし、ガソリン自動車及びディーゼル自動車であって、発熱量換算燃費値により、同一の燃費基準に係る車両重量区分として比較可能な場合にあってはこの限りではない。

*「緊急用車両及び特別仕様車」とは、以下の車をさす。

1) 警察本部で使用する緊急用車両及び特別仕様車

2) 警察本部以外で使用する車で、

①緊急目的で使用するもの（救急用、消防用、災害用、その他緊急性が認められるもの）

又は、②架装を施したもの（軽微なものを除く）

3. 選定方法

落札者の選定は、入札参加者が示すそれぞれの提案について最低要件の確認を実施し、評価値の算定を行った後、その算定結果が最も高いものとする。

3-1. 最低要件の確認

以下の3点を満足していることを確認する。

① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

② 技術提案が評価項目に関する最低限の要求要件を満たしていること。

「大阪府グリーン調達方針別記13-1 自動車」の判断基準等を満足していることを前提として、使用状況を踏まえ、調達者において設定する。

③ その他、行政目的に応じて設定された基準に合致していること。

3-2. 評価値の算定

以下の算定式により、評価値を算定する。

$$\text{評価値} = \text{燃費の点数} / \text{入札価格の点数}$$

● 燃費の点数

燃費の点数とは、その燃費(km/L)に応じて点数化したもので、燃費基準値にある状態を100点、提案車のうちの最高の燃費値を示すものを最大150点として割り当て、下の式で表す。

$$\text{燃費の点数} = \text{標準点} + \text{加算点}$$

標準点=100

$$\text{加算点} = \text{加算点}_f \times \frac{(X - A)}{(X_{hi} - A)}$$

加算点の満点
提案車の加算点の満点に対する割合

$$\text{加算点}_f = \frac{50}{\text{加算点の満点の上限}} \times \frac{(X_{hi} / A - 1)}{\text{最高の燃費値の燃費基準値に対する改善割合}}$$

ただし、計算値が50を超える場合は、50とする。

A : 燃費基準値(km/L)

「別表11-1 自動車」に記載する燃費基準を参照

X : 提案車の燃費値(km/L)

X_{hi} : 提案車の燃費値のうちの最高値(km/L)

注1) 燃費基準値が異なる車同士を比較する必要が生じる場合は、数値の最も低い燃費基準値に基づいて上述の計算を行うものとする。

注2) 燃費は、その表示モードに注意すること。車両総重量3.5トン以下の自動車について、

10・15モードによる燃費とJC08モードによる燃費を比較する必要が生じる場合は、

当面、10・15モードの燃費に0.9を乗じてJC08モードの燃費とみなすこととする。

注3) ディーゼル自動車の燃費は、JC08モードの数値を1.1で除したものとする。

● 入札価格の点数

入札価格の点数は、その入札価格(円)に応じて点数化したもので1万円を1点とし、下の式で表す。

$$\text{入札価格の点数} = \text{入札価格(円)} / 10,000$$

3-3. 落札者の選定

3-2.の評価値の算定結果が、最も高いものを落札者とする。

3-4. 算定例

2,000ccクラス（概ね車両重量1,516kg以上1,766kg未満）のガソリン乗用車およびディーゼル自動車について評価値の算定例を示す。

車名	車両重量(kg)	10・15モード燃費(km/L) …X	JC08モード燃費(km/L) …A	入札価格(万円)	燃費基準値 (JC08モード:km/L) …A	加算点f	加算点	①燃費の点数	②入札価格の点数	①/②評価値	落札者
A	1,520	-	112	278	9.5	1789	895	10895	278	0.392	
B	1,600	12.6	113	279	9.5	1789	947	10947	279	0.392	
C	1,590	13.2	119	274	9.5	1789	1263	11263	274	0.411	
D	1,540	12.2	11	260	9.5	1789	789	10789	260	0.415	○
E	1,680	-	12.9-Xhi	294	9.5	1789	1789	11789	294	0.401	
F	1,550	11.6	104	262	9.5	1789	474	10474	262	0.4	

注) 車名B、C、DはJC08モードを公表していないガソリン自動車であり、10・15モードの燃費に0.9を乗じて設定している

車名Eはディーゼル自動車であり、JC08モードの燃費を1.1で除して設定している